

官報

平成二十七年三月二十五日

○第百八十九回 参議院会議録第九号

平成二十七年三月二十五日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第九号

平成二十七年三月二十五日

午前十時開議

第一 情報監視審査会委員の選任

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙
一、所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、国務大臣の報告に関する件(平成二十七年
度地方財政計画について)

一、地方税法等の一部を改正する法律案及び地
方交付税法等の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。

日程第一 情報監視審査会委員の選任

情報監視審査会委員の選任は、参議院情報監視
審査会規程第三条の規定により、議院の議決によ
ることとなっております。

情報監視審査会委員に石井準一君、金子原二郎
君、上月良祐君、末松信介君、大野元裕君、藤本
祐司君、荒木清寛君、儀間光男君を選任すること

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山崎正昭君) 過半数と認めます。
よって、選任することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、国土開発幹線自動
車道建設会議委員一名の選挙を行います。
つきましては、本選挙は、その手続を省略し、
議長において指名することに御異議ございません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、国土開発幹線自動車道建設会
議委員に山本一太君を指名いたします。(拍手)

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、
所得税法等の一部を改正する法律案について、
提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。財
務大臣麻生太郎君。

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま
した所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を
御説明させていただきます。

情報監視審査会委員の選任

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

議事日程追加の件

所得税法等の一部を改正す

一

本法律案は、デフレ脱却と経済再生、地方創生
への取組、経済再生と財政健全化の両立、国境を
越えた取引等に係る課税の国際的調和、震災から
の復興支援などの観点から、国税に関し、所要の
施策を講じようとするものであります。

以下、その大要を申し上げさせていただきます。

第二に、デフレ脱却と経済再生に向け、法人税
につきましては税率の引下げ並びに欠損金繰越控
除制度及び受取配当等益金不算入制度の見直し、
住宅取得等の資金に係る贈与税の非課税措置の延
長・拡充、非課税口座内の少額上場株式等に係る
配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の拡充等
を行うこととしております。

第三に、経済再生と財政健全化を両立するた
め、消費税率引上げの施行日の変更等を行うこと
としております。

第四に、国境を越えた取引等に係る課税の国際
的調和を図るため、国境を越えた役務の提供に対
する消費税の課税の見直し、国外転出をする場合
の有価証券等に係る譲渡所得等の特例の創設等
を行うこととしております。

第五に、震災からの復興を支援するため、福島
で事業を再開するための投資費用を積み立てやす
くするための準備金制度の創設等を行うこととし
ております。

このほか、財産及び債務の明細書の見直し等
を行うとともに、土地の売買等に係る登録免許税の
特例等について、その適用期限の延長や整理合理
化等を行うこととしております。

きまして、その趣旨を御説明させていただきますし
た次第であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) ただいまの趣旨説明に
対し、質疑の通告がございます。順次発言を許しま
す。若林健太君。

〔若林健太君登壇、拍手〕

○若林健太君 自由民主党、若林健太でございます。

自由民主党、公明党を代表し、所得税法等一部
改正法案に関し、麻生財務大臣に御質問申し上げ
ます。

まず最初に、法人税改革について伺います。

経済の国際化が進む中、多くの日本企業が国際
社会での競争にさらされています。そうした中、
税制面でも、税率引下げを行う諸外国制度との比
較の中で、我が国の法人実効税率を二〇％台の水
準まで引き下げることが求められています。

法人税率の引下げとともに、成長志向に構造改
革するという点が法人税改革全体としては大変重
要です。コーポレートガバナンスの強化や政労使
の連携などと相まって、企業の収益力が向上すれ
ば、継続的な賃上げにつながっていくことが期待
され、まさにアベノミクスを成功させる上で重要
な政策だと思えます。法人税改革に関する御所見
をお伺いします。

今年度の改革では、欠損金繰越控除や受取配当
金益金不算入の見直し、法人事業税における外形
標準課税の拡大といった取組により代替財源を確
保しながら、法人実効税率を、平成二十七年
二・五％、平成二十八年度三・二九％引き下げ
ることといたしました。さらに、法人実効税率を
数年で二〇％台に引き下げるために来年度以降の
税制改正に向けて議論することとされており、そ
の際、我が国の厳しい財政状況を考えれば、代替
財源の確保が課題となります。

我が国法人税制では、多くの租税特別措置が講じられており、業種別に見ると、必ずしも表面税率どおりの高い負担率になっていない業種もあります。第二段目の改革では、こうした実態もよく分析をして、改革のパッケージを検討するべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

次に、地方創生について伺います。

人と仕事が首都圏に一極集中している現況は早急に是正すべきだと思います。諸外国を見渡しても、上場企業の本社がこれほど首都圏に集中しているのは日本ぐらいじゃないでしょうか。出生率が全国で飛び抜けて低い首都圏に若い働き手が仕事を求めて吸い寄せられていく現状を放置していると少子化に歯止めが掛かりません。

今回、政府が、予算面だけでなく、税制面においても地方創生に対応すると決断したことは良かったと思います。特に、法人税のような基幹税で地域に差を付けるのはタブーであるとする今までの考え方、その既存の概念の抵抗の中、政治主導で地方拠点強化税制の創設を行ったことの意義は大きいです。その意義についてお伺いをしたいと思います。

今回の改正では、子や孫に結婚・子育て資金を贈与した場合の非課税措置の創設、さらに、住宅購入資金に関する贈与税非課税措置の拡充が盛り込まれております。贈与税の緩和によつて高齢者から子や孫の世代へと資金の移転を促していくという措置は、必要とするところへ資金が流れ、活用される点で大変意義のある政策だというふうに思います。

しかし、一方、こうした政策は格差の固定化につながるおそれもあります。贈与税の非課税について御所見をお伺いをいたします。

安倍内閣では、全ての女性が輝く社会の実現を目指して、積極的な女性の登用を働きかけております。政府税制調査会でも、配偶者控除の在り方

などを通じて、働き方の選択について中立的な税制をどのように構築していくか、議論が行われていると聞きます。

一方、こうした課題は、まさに家族の在り方、働き方に関する国民の価値観にも深く関係をしております。難しい課題ですが、どのように検討していくか、お伺いをしたいと思います。

今回の税制改正法案は、デフレ脱却・経済再生や地方創生など、喫緊の政策課題に対応する措置を盛り込むと同時に、BEPsの取組など、グローバル化に一層取り組む中で課税の適正化にも目配りした内容となっております。アベノミクスをより後押しするため大切な法案であり、速やかな審議をお願いして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 若林先生から五問頂戴しております。

まず、法人税改革についてのお尋ねがありました。

今回の法人税改革は、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることににより、一部の黒字企業に税負担が偏っている現状を是正し、より広く負担が分かち合うという構造とするものであります。

こうした改革を通じて、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資などがより積極的になります。それにより企業の体質が変わることで、継続的な賃金アップや下請企業の価格転嫁の円滑化といった取組にもつながるものだ期待をいたしております。

このような成長志向型の法人税改革と政府が取組んでおりますコーポレートガバナンスの強化や政労使会議における取組とが相まって、経済の好循環の実現につながっていくものと考えております。しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

第二段階目の法人税改革についてのお尋ねがありました。

今回の法人税改革におきましては、制度改正を通じた課税ベースの拡大などにより、財源をしっかりと確保しつつ、税率を引き下げていくことといたしております。

第二段階目の改革、すなわち二十八年度以降の税制改正におきましても、財源の確保に向けて、租税特別措置の見直しを含めて幅広く検討を行つてまいりたいと考えております。その際には、御指摘のように、租税特別措置などの影響によって業種ごとに負担の偏りが見られるとの御指摘があることも踏まえまして、引き続き、より広く負担が分かち合う構造へと改革をしていくように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地方拠点強化税制の創設の意義についてのお尋ねがありました。

地方創生への取組の一環として創設した地方拠点強化税制は、各地域における計画的、戦略的な企業誘致の取組を前提として、本社機能の地方移転や拡充に取り組み企業を対象に、投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行うことといたしております。

今後、こうした税制も一つのきっかけとなつて、地方や企業の取組が進んでいくことを期待しております。

次に、贈与税の非課税措置についてのお尋ねがありました。

御指摘の贈与税非課税措置は、金融資産の約六割を保有する高齢者層から消費意欲の高い若年層への資産の早期移転を促し、需要の安定的な拡大による経済活性化につなげていくものであり、デフレ不況からの脱却、経済再生を早期に実現するために必要な施策と考えております。

一方で、これらの措置が続いておりますと格差の固定化につながりかねない面もあることから、

あくまでも時限的なものととどめており、適用期限を迎える際に必要な見直しを行うことといたしております。

最後になりましたが、働き方の選択について中立的な税制の構築についてのお尋ねがあつております。

働き方の選択に対して中立的な税制の構築につきましては、昨年十一月の政府の税制調査会の論点整理において、「家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要」とされております。

今後は、政府の税制調査会や与党の税制調査会において国民的議論を行いながら判断をしていくべき問題であろうと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 尾立源幸君。

(尾立源幸君登壇、拍手)

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸です。

会派を代表して、所得税法等改正案について質問をいたします。

まず、数字を挙げたいと思います。一千二百億九千七百八十四万円、大変大きな数字ですが、皆さん、何の数字かお分かりでしょうか。これは、試験研究費に関して租税特別措置による一企業グループへの減税額です。一つの企業グループへの減税額が一千二百億円を超えているのです。この租税特別措置の問題点については、後ほど改めて指摘します。

さて、本法案の一番の大項目は法人税減税です。私たちは、今回の法人税減税は実施すべきではないと考えます。これからその理由について述べますが、政府として、それでも法人税減税が必要だという理由があるのならお聞かせください。財務大臣に伺います。

私たちの立場を明確にしておきますと、法人税減税そのものに反対しているわけではありませんが、現に、私は財務大臣政務官として、成長を促すために法人税率引下げの取りまとめに関わりました。もちろん、財源もしっかり確保しました。ただし、この法人税率引下げは二十六年から実施したばかりで、現段階で減税の効果の検証がまだ十分にできていません。減税の影響と効果をしつかり見極める前に更なる税率引下げを行うことは、筋が通らず、企業の意欲を削ぐためにとにかく減税したと言われてもしょうがありません。

私たちは、もうかつている企業から税金をたっぷり取れるだけ取ればよいなどとは決して考えていません。財政難の中、減税も含め、限られた財源をしつかりと効果的に使う必要があるのです。今回の法人税減税は、二年間、減税のみが先行で行われるため、二年間で四千二百億円の歳入の欠陥を生じます。安倍政権の法人税減税は今回だけではありません。思い出してください。昨年、個人の負担、すなわち復興特別所得税は残したまま、復興特別法人税だけを前倒しで廃止しており、ここで六千四百五十三億円の減税となっており、つまり、安倍政権は、一連の法人税減税で一兆円以上の減税をしようとしているのです。

そもそも、復興特別税は、復興を国民みんなで成し遂げるために、財源もみんな負担しようという理念で決めたものです。これを無視して、とにかく法人税率を引き下げて企業優遇しようという安倍政権の姿勢は正しいでしょうか。財務大臣に伺います。

東日本大震災から四年が経過しました。ある報道機関の調査によりますと、安倍政権の復興への取組を評価する人は三割にとどまり、六割の人が評価しないと回答しています。復興特別法人税の前倒し廃止に見られるように、国民が被災地に寄り添い、一緒に復興を成し遂げていくという意

識が安倍政権にないことが国民に見透かされていると考えますが、財務大臣はいかが考えでしょうか。

続いて指摘したいのが、冒頭に挙げた租税特別措置、いわゆる租税の問題です。

租税は、英語ではタックスエクスペンディチャー、すなわち租税支出と言われます。租税支出という観点及び政策の効果を検証するために租税の適用実態を明らかにすべきと考え、私たちは、政権獲得後、いわゆる租税特別措置透明化法を成立させ、様々な租税の適用実態を明らかにしました。その結果、冒頭に挙げたように、一つの企業グループに対して一千二百億円もの減税が明らかになりました。

しかし、これだけでは十分ではありません。現状では、この一千二百億円の減税を受けている企業グループが昨年や一昨年はどのくらい減税を受けていたかという経年変化が分かりません。税を減免する租税は税による支出であり、国民の理解、納得を得ることが不可欠です。租税の利用状況や利用の偏りを把握するために、経年変化を把握する手段として毎年固定の企業コードを付けることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。財務大臣に伺います。

次に、安倍政権による企業減税に加えて、自民党への企業・団体献金について指摘します。

大手企業の代表である経団連は、昨年九月に、安倍政権と徹底的に手をつなぐとして、会員企業に対して自民党への企業献金の呼びかけを行うことを明らかにしました。かつて年間百億円を献金していた時代のあつせんをほうふつさせるもので

報道では、民主党政権時代に減った総額十億円の献金と呼び戻すことが目標だと伝えられています。二〇一三年度は、自民党の政治資金団体である国民政治協会への企業、団体からの献金は十九

億五千万円で、これに十億円を足すと二十九億五千万円、一・五倍にもなります。

安倍政権による一兆円以上の法人税減税と経団連などによる企業・団体献金の増加は、少なくとも短期的には関連があるように見えます。大人の論理として、いろいろと理屈による言い訳はできるかもしれませんが、その論理を子供の目を見て言えるのでしょうか。一兆円を超える法人税減税を行う前に、ほかにやるべきことがあるというのが私たちの立場です。

まず取り組むべきは教育への投資であり、貧困問題の解決です。

昨年、ある新聞記事が話題となりました。北九州に住む四十歳のフリーターの方が、借りた奨学金を返済できないため自己破産したというものです。

返済猶予制度や減額返済制度の導入など、政府の努力は一面では認めます。しかしです。無利子奨学金については、二十七年予算案で、増額とはいえ、百二十五億円の増額にとどまっております。

また、返せなくなった方へのフォロー体制は十分でしょうか。少なくとも先ほど例に挙げたフリーターの方はなぜ自己破産までしなければならなかったのか。三か月以上延滞している方々へのフォロー体制にもしつかりと予算を組む必要があると考えますが、財務大臣はいかが考えでしょうか。

貧困問題については、一人親家庭の子供の貧困問題を取り上げたいと思います。

既に皆様御存じのとおり、一人親家庭の子供の貧困率は五割を超えています。半数以上が百二十万以下以下の世帯収入で暮らしています。一人親家庭のお母さん、お父さんは一生懸命働いていても苦労をしています。

厚生労働省のひとり親家庭等福祉対策関係予算

案では、二十七年について二千二百五十二億円の予算案が計上されていますが、二十六年に比べて十三億円減額されています。貧困の連鎖を防ぐためにもつとつと必要な予算を確保すべきと考えますが、財務大臣のお考えを伺います。

母子家庭の平均年間就労収入は百八十一万円です。児童扶養手当もありますが、真面目に働く一人親について、例えばヨーロッパでも活用されている勤労税額控除制度を導入し、収入の底上げをする必要があると考えますが、財務大臣の見解はいかがでしょうか。

生産年齢人口が減少する中、何よりも、教育や人への投資こそが真の成長戦略ではないでしょうか。企業にも、世界で活躍してもらい、活発な経済の担い手になってもらう必要がありますが、その経済を支える人が困窮しているのは、幾ら企業が潤い、投資をしても社会は継続的には成り立たないのです。

安倍総理は、企業が世界で一番活動しやすい国を目指すとおっしゃいますが、私たちは、真面目に頑張る働く人たちが一番幸せを感じられる国にすることが大切だと考えています。今やるべきことは、法人税減税ではなく、貧困の連鎖を止め、若者の教育、人への投資をすることこそ真の取るべき政策だと考えますが、財務大臣、いかがでしょうか。

企業減税をする一方で、貧困対策、若者対策を十分に取らない安倍政権ですが、今年の四月からは、軽自動車税を増税するという地方の人々に対する配慮がない税制改正を施行します。

私たちは、今回の政府提出法案に対して衆議院に對案を提出しましたが、そのうちの一つが軽自動車税増税の取りやめです。私たちは、自動車関連税制については、車体課税の抜本見直しなどユーザーの立場に立った税制改正を主張してきました。自動車ユーザーの多くは地方に住んでお

り、地方では事は日常の足です。その日常の足をしっかりと守ることが地方の活性化にもつながると考えているからです。

しかし、安倍政権は、車体課税を抜本的に見直さないばかりか、この四月から軽自動車税の増税を実行するのです。これが地方を大切にという政権の取る政策でしょうか。法人税減税を行う一方で、地方には景気回復の波も行き渡らない中で、地方で重宝されている軽自動車税の増税を行うことは、言っていることとやっていることが真逆だと言わざるを得ません。総務大臣の見解をお聞かせください。

続いて、消費税について質問をいたします。

消費税の逆進性を緩和する観点から、減収などに支障がしつかりと届く消費税の払戻し措置を導入すべきと考えています。複数税率にすると、減税の効果は高所得者層にも及ぶため真の逆進性対策とならず、また、一部の品目について税率を軽減するため税収不足が生じ、税収を確保するためにヨーロッパなどのように標準税率を高く設定しなければなりません。また、中小企業にとっては事務手続が非常に煩雑になるという問題点もあります。

そもそも、三党合意で成立した法律上は、複数税率だけでなく、給付付き税額控除についても検討すべしとなっていますが、政府における給付付き税額控除に関する検討状況はどうなっているのでしょうか。財務大臣に伺います。

また、複数税率のような後世に大きな禍根を残す制度は導入すべきではないと考えますが、財務大臣の見解はいかがでしょう。

最後に、外交について指摘したいと思います。安倍総理は、就任以来積極的に外国を訪問しておられ、訪問国は五十四か国・地域、延べにすると六十六か国・地域に上ります。訪問の際に総理

は様々な資金援助を約束しておられ、単純集計すると、その額は二〇一三年には九千百億円、二〇一四年には一兆五千二百億円にも上ります。資金援助は外交の重要なツールの一つですが、お土産をばらまくことで訪問国から相手にしてもらおうではなく、何より大切なことは、相互の信頼関係に基づいて外交を行うことだと考えます。

この資金援助が相手国に問題を引き起こすこともあります。

一例を挙げると、インドネシア・パタン石炭火力発電事業はJ B I Cによる融資が検討されていますが、現地において多くの人々が反対をしております、インドネシア国家人権委員会も土地買収をめぐる人権侵害に関する報告を出しています。このような状況は、J B I Cの融資ガイドラインである社会的合意に反していませんか。

今日までインドネシア大統領が来日しておられますが、人権侵害の指摘も含めて、パタン石炭火力発電事業について、現状をどのように把握し、今後どう対応するのか、J B I C所管大臣として財務大臣の見解を伺います。

せっかく日本の貴重なお金を使っても、ニーズに合わない支援を行うことは、何の感謝もされないばかりか、むしろ反発されてしまいます。外交にお金をばらまくのが一番楽な方法ですが、簡単にお金をばらまき、未来にツケを残すのではなく、我が国のすばらしい知恵と工夫と誠意を最大限活用して世界に貢献しようではありませんか。改めて、将来世代にツケを残さず、借金を先送りせず、限られた日本のお金をより生かす形で使うべきであることを申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 尾立先生から十一問頂戴いたしております。

法人税改革についてまずお尋ねがありました。平成二十六年度税制改正では、復興特別法人税の前倒し廃止により、法人実効率を引き下げましたが、こうした取組と、所得拡大促進税制の拡充や政労使会議における取組などが相まって、賃金アップなど、経済の好循環が生まれ始めているものと考えております。

また、平成二十七年税制改正で取り組む法人税改革は、単なる減税ではなく、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることにより、一部の黒字企業に税負担が偏っている現状を是正し、法人課税をより広く負担を分かち合う構造に改革することを目指すものであります。

こうした改革を通じて、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資などがより積極的になり、それにより企業の体質が変わることで、継続的な賃金アップや下請企業の価格転嫁の円滑化といった取組にもつながるものと期待をいたしております。

次に、復興特別法人税についてのお尋ねがありました。

平成二十六年度税制改正では、復興特別法人税を一年前倒しで廃止をいたしました。これは、企業収益の拡大を賃金アップにつなげていく一つのきっかけとするともに、企業が賃金アップという形で役割を果たし、経済の好循環の流れが全国的に広がれば、被災地の復興にも良い影響を及ぼすとの考え方で実施したものであります。また、平成二十四年度の決算剰余金の一部を活用して復興財源を補填しており、復興に支障を来すようなことはいたしておるわけではありません。したがって、企業を優遇し、復興を成し遂げる意識がないとの御批判というものは当たらないと考えております。

租税特別措置の適用実態調査についてのお尋ねもあっております。

この調査は、租特の利用状況を明らかにして政策の企画立案に役立てていくことを目的としていることから、こうした目的に照らして、個別企業名まで公表する必要はないという整理が平成二十二年の立法当時からなされております。このため、個別の租特ごとに適用額の上位十社を示す際にも、個別企業名ではなく、毎年度ランダムに割り振ったコード番号を用いさせていただいております。

御指摘のように、企業固有のコード番号を割り当ててそれを継続的に使用していくことは、個別企業名を類推しやすくなり、企業イメージの悪化など競争上の不利益を生じさせかねないことから適当ではないと考えておるところであります。

次に、法人税改革と企業・団体献金の増加との関連性についてのお尋ねがあっております。

法人税改革は、デフレ不況からの脱却を目指している今、経済の好循環の実現につなげていくために必要なことから実施するものであります。

企業・団体献金につきましては、各企業・団体が政党に対して行っているものでありまして、財務大臣としてお答えする立場にはないというの御存じのとおりであります。

奨学金の延滞者へのフォローアップについてのお尋ねがありました。

奨学金事業は、過去の貸与者からの返還金を原資とすることにより、それにより学生などに貸与を行うものであり、一定の収入のある方にはきちんと返還をしていただくことが基本となりますのは当然です。もちろん、様々な事情により、卒業後に厳しい経済状況に置かれ、奨学金の返還が困難な方がおられるということも現実であります。

こうした方々に対応するため、平成二十四年度から、卒業後に一定の収入を得るまで返還を猶予する所得運動返還型奨学金制度を導入したり、平

成二十六年程度からは、経済困難を理由として返還期間を猶予する制度の年数制限を五年から十年へ延長したりするなど、真に困窮しておられる奨学金返還者に対する返済策の充実を図っているところであります。

奨学金の返還が困難な方々については、引き続ききめ細かく対応してまいりたいと考えております。

次に、ひとり親家庭等福祉対策関係予算についてのお尋ねがありました。

御指摘のひとり親家庭等福祉対策関係予算は、厚生労働省において算出した数字であります。十三億円減少しているという点につきましては、児童扶養手当の予算が、対象児童の減少などに伴って自動的に十八億円減少することが影響しておりますことや、二十七年に創設された生活困窮者自立支援制度のうち、子供を有する家庭の学習支援十九億円といったものがここに含まれていないことなどに御留意いただく必要があるかと考えております。

いずれにいたしましても、一人親家庭ではきめ細かな支援が必要と認識をいたしており、様々な施策を個々の事情に応じて組み合わせ、一人親家庭の自立支援へ努めてまいりたいと考えております。

勤労税額控除の導入についてのお尋ねがありました。

御指摘の勤労税額控除につきましては、例えばフランスのように、勤労インセンティブを高めなければ、低所得者対策を行うために導入されているものと承知をいたしております。ただし、その導入に当たりましては、給付付き税額控除と同様に、所得や資産の把握の問題、執行面での対応の可能性などの課題があると承知いたしております。

いずれにいたしましても、低所得者について

は、消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、与党において軽減税率などの検討が進められているところであります。

政府としては、まずは与党における検討を踏まえるべきものと考えており、引き続き与党の議論を見守ってまいりたいと考えております。

次に、法人税改革ではなく、若者の教育や人への投資を行うべきとお尋ねがありました。

今回の法人税改革は、コーポレートガバナンスの強化や政務使会議における取組と相まって、企業の体質を変え、持続的な賃金アップなどにつなげていくことを目指すものであり、このこと自体、若者を含め、企業で働く人への投資につながるものと考えております。

また、若者の教育や人への投資という観点からは、平成二十七年予算においてもしっかりと対応を行っております。

具体的には、低所得者世帯を中心とする幼児教育における保護者負担の軽減を進めるとともに、意欲と能力のある全ての若者に大学で学ぶ機会をつくるため、奨学金制度を充実いたしております。

さらに、全ての人が希望を持てる労働環境の整備のために、非正規雇用者の正社員への転換や処遇改善に取り組む事業主への支援の拡充、若者の就職支援の強化を実施することといたしております。

次に、給付付き税額控除の検討状況についてのお尋ねがありました。

御指摘の給付付き税額控除につきましては、低所得者に絞った効率的な支援が可能になるとの議論があります。一方、所得や資産の把握の問題、執行面での対応の可能性などの課題があることを承知いたしております。消費税率引上げに伴う低所得者への配慮として、与党においても軽減税率制度等の検討が進められているところであります。

政府といたしましては、まずは与党における検討を踏まえるべきものと考えており、引き続き与党の議論を見守ってまいりたいと考えております。

消費税率の軽減税率制度についてのお尋ねがありました。

消費税率の軽減税率制度につきましては、様々な御意見がある中、例えば、昨年、与党税制協議会が行った団体ヒアリングにおいて、痛感感を緩和するといった意見がある一方で、高所得者にも恩恵が及ぶのではないかと、対象品目の合理的な線引きが困難ではないか、多額の減収が生じて社会保険財源に影響するのではないかと、事業者の業務負担が増加するのではないかなどの懸念の声があったものと承知をいたしております。

いずれにせよ、与党において、こうした懸念も踏まえつつ平成二十七年で与党税制改正大綱に沿って議論が進められているところであり、引き続きこれを見守ってまいりたいと考えております。

最後に、国際協力銀行、JBIICがインドネシアで融資を検討している事業に関してのお尋ねがありました。

国際協力銀行におきましては、同行が定める環境社会配慮確認のためのガイドラインにのっとり、融資を行うこととなつてお承知をいたしております。財務省としては、所管官庁として、国際協力銀行、JBIICがこのガイドラインにのっとり、引き続き、現地住民の声を聞きつつ、適切に環境社会配慮確認を行うよう監督してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 尾立議員から、軽自動車税の税率引上げについてお尋ねがございました。軽自動車税が公共交通機関の不十分な地域などで

生活の足として使われているという実情があることは理解しております。一方で、地方においては、道路、橋梁等の財政需要も大きいとともに、軽自動車と小型自動車について税負担の均衡を欠くのではないかとといった指摘もあつたところであります。

平成二十六年税制改正においては、税制抜本改革法に基づき、地方団体の要望等も踏まえて検討を行い、小型自動車との負担の均衡を図る観点等から、軽自動車税の税率を引き上げることいたしました。

また、税率の引上げに当たっては、平成二十七年以降以降に取得される新車を対象とするともに、平成二十七年税制改正においてグリーン化特例を講じることとし、ユーザの負担軽減にも配慮することとしております。

地方団体からは長年の懸案への対応に評価をいただいております。厳しい地方財政の状況の下で、予定どおりの実施について御理解をいただきたいと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 藤巻健史君。

(藤巻健史君登壇、拍手)

○藤巻健史君 維新の党、藤巻健史です。私は、維新の党を代表し、財務大臣に質問いたします。

細かい内容は今後の財政金融委員会でお聞きするとして、今日は税に關しての大きな問題についてお聞きしたいと思ひます。

国の累積赤字は昨年末で千三百兆円にも積み上がつております。一月二十八日の本会議でも指摘いたしました。これは二十年間も自民党政権が税収をはるかに超える歳出を続けてきた結果です。そもそも、大きな政府を保持したいのなら国民の高負担が必要はずなのに、歴代自民党政権は、ばらまぎを続けて国民の歎心を買い、その一

方で、低い税金でも国民の歓心を買ってきまし
た。すなわち、いいところ取り政策を続けてきた結
果がこの膨大な借金だと思つています。千三十
兆円もの借金は、十兆円ずつ返しても百年掛かる
借金です。

今参議院で審議中の政府予算での歳出は九十六
兆円です。したがって、借金をやめ、百年間で借
金を完済するためには、今年度は約百兆円もの税
収が必要になる計算です。しかし、本年度の税収
予想は五十五兆円にすぎません。

安倍政権は、まずはデフレ脱却を唱えています
が、デフレ脱却さえすれば百兆円もの税収が上
るとお考えなのでしょうか。

史上最高の税収は、バブル真つ最中の一九九〇
年の狂乱経済と言われた経済の下での六十・一兆
円にすぎません。どういう経済シナリオで税収百
兆円が確保できるのか、麻生大臣、お答えくだ
さい。税収弾性値を一つとすると、名目GDPが現在
の四百九十兆円弱から八百九十兆円ほどに伸びな
ければ百兆円もの税収は達成できません。麻生大
臣、税収は大丈夫でしょうか。

さらには、社会保障費は毎年一兆円ずつ歳出が
増えると言われていまし、名目GDPが急伸す
るほど景気が良くなれば、金利は上昇し、支払金
利増で歳出もうなぎ登りです。デフレを脱却し消
費税を一〇％に上げれば財政は盤石なのか、是非
お答えいただきたいと思ひます。

麻生大臣がウルトラCの財政再建策を御提示く
ださるのならともかく、これほどの累積赤字がた
まつてしまつた以上、一〇％への消費増税や景気
回復による税収増だけでは国は資金繰り倒産に
なつてしまふと思ひます。それならば異次元の
歳出力ツトも必要となつてくるはずですが、安倍
政権は本年度も九十六兆円という史上最大の歳出
を考えていらつしやいます。

歳出力ツトと口で言うのは簡単ですが、歳出の

四割をも占める社会保障費に手を付けなければ、
大幅な歳出力ツトなど不可能です。国会議員が身
を切る改革をしなくては、到底国民の皆様から社
会保障費カッとの理解を得ることはできません。
我が党が主張する身を切る改革さえ安倍政権はや
らうとしないのです。安倍政権は歳出力ツト
をやめる気があるのでしょうか。麻生大臣、お答
えください。

景気回復による増税や一〇％への消費増税だけ
では財政再建は難しいと思ひます。それなのに安
倍政権は大幅な歳出力ツトさえ考えていそうもあ
りません。

そこで、麻生大臣にお聞きいたします。大臣
は、景気回復による税収増や一〇％への消費増
税、それ以外の大増税をお考えになつてい
るのではないのでしょうか。それも、増税とは本来国会審
議を経なくては行けないはずなのに、それを回避
した大増税を考えているのではないのでしょうか。
私が危惧している大増税とはインフレ税のこと
です。実は、インフレ税という言葉を使ひまし
が、実際はハイパーインフレのことで、税金の形
を取つていません。ですから、国会審議も必要
ないということなのです。

税金とは、それが後に国民に使われるにして
も、当初は国民から国への富の移行です。実は
インフレも国民から国への富の移行なのです。

釈迦に説法でしょうけれども、個人タクシーの
運転手さんが一千万円借金をしたとします。今、
借金の返済をするのは大変でも、タクシー初乗り
が二キロメートル、極端な話で恐縮ですがそれ
も、百万円になれば、お客さんを十人乗つければ
借金の一千万円は一日で返せます。一方、汗水垂
らして十年間で一千万円をためた方、すなわち債
権者は大変です。タクシー十回乗ると一千万円の
預金はなくなつてしまふからです。借金をして
いる人が大助かりの一方、お金を貸している人は地

獄を味わいます。その意味で、インフレとは債権
者から債務者への富の移行なのです。

債権者は国民の皆さん、そして債務者とは千三
十兆円もの借金をため込んだ国です。インフレと
は、国民から国への富の移行という意味で、まさ
に税金と同じなのです。ハイパーインフレは大増
税を意味します。ハイパーインフレになれば、千
三十兆円もの大借金は国にとっては実質なきに等
しくなります。しかし、国民生活は地獄です。消
費税とは比喩物にもならないほどの逆進性も強
く、経済弱者は目も当てられません。

アベノミクスの第一の矢である異次元の量的緩
和とは、ハイパーインフレによる財政再建策だと
私は思えてなりません。今、株価は上がり、ベア
もあり、景気は上向いています。お金をじゃぶ
じゃぶにするのですから、予想どおりの結果で
す。しかし、この異次元の量的緩和の評価は事後
的に評価されるべきものです。マイルドなインフ
レのまうまくソフトランディングができればめ
でたしめでたしの大成功の政策ですが、出口でつ
まづきハイパーインフレにでもなれば、それまで
のプラスは全て相殺されるどころか、大きな禍根
を残すことになつてしまひます。

今年一月にヨーロッパ中央銀行が量的緩和の開
始を決定したときに、ドイツは大反対しました。
一九二三年に、お金をばらまいた結果、ハイパー
インフレを経験したからです。アメリカの共和党
も大反対しています。お金をじゃぶじゃぶにした
国でハイパーインフレを回避できた国を私は聞い
たことがありません。アメリカが今、出口を探つ
ていておつしやるかもしれないませんが、日銀には
まねできないものばかりです。まねできるとおつ
しやるならば、私は、今後この点について徹底的
な議論をさせていただきたいと思ひます。

だからこそ、ハイパーインフレを回避する出口
戦略は必要なのです。政府は、それは日銀の仕事

だよとおつしやるかもしれませんが、失敗すれば
国家的リスクにもさらされるのですから、政府は
責任を回避できないはずで、アベノミクスで第
一の矢として挙げた以上、撤退の責任も政府にあ
るはずで、政府は出口についてどうお考えなの
か、麻生大臣、お答えください。歴史を無視し、
ハイパーインフレなどあり得ないと言ひ切るのは
余りにも無責任です。

ところで、一九八五年から八九年は狂乱経済と
言われたバブル期ですが、八六年から八九年の消
費者物価指数、全国、生鮮食品を除く総合は、八
六年が前年比〇・八％増、八七年が〇・三％増、
八八年が〇・四％増、八九年が二・四％増であ
り、バブル期の大半は黒田日銀総裁が目的とする
CPI目標二％以下なんです。でも、経済は狂乱
しました。

先週、土地の公示価格が発表になりましたが、
最高地点は東京銀座の山野楽器前の一平米三千三
百八十万円です。一坪一億一千万円ということ
です。昨年に比べて一四・二％の上昇で、バブル期
の九割の価格だそうです。

一方、株価もアベノミクスのおかげで力強い上
昇を続けています。昨日の日経平均は一万九千七
百十三円ですが、バブル当初の一九八六年の日経
平均一万八千七百一円にほぼ同じレベルまで戻つ
てきています。

どうもバブルの初期に似ているということで、
先週の予算委員会では私は黒田日銀総裁に、株価や
不動産の力強い上昇が今後とも続いた場合、量的
緩和を続けるのかとお聞きいたしました。回答
は、様々なリスク要因を点検しているとのこと
でした。

日銀がバブル再発を懸念して、消費者物価が
二％に達しないにもかかわらず量的緩和をやめて
しまつた場合、政府の資金繰りは大丈夫でしょう
か。税収はどうやってカバーするのか、財務大
臣、お答えください。

平成二十七年年度の国の国債発行予定額は、新発国債三十七兆円、借換債百十六兆円で合計百五十三兆円です。一方、日銀は年間百十・一兆円も購入するわけで、すなわち国債発行額の七〇%をも日銀が買うのです。この量的緩和がこれは理由なのです。七割を占めている買手がいなくなれば、国債市場は大暴落、長期金利は急騰です。暴落必至の国債を買い向かう人などは考えられず、ましてや不動産や株が上昇しているときに国債に資金を割り振る人など日銀以外には考えられません。ですから、そのときは長期金利は暴騰してしまいます。

国は、何十%もの金利で新発国債を発行するわけにはいきませんから、新たな借金はできません。政府のお財布は半分が空になってしまいました。そのとき、九十六兆円の歳出に見合うお金をどこから持つてくるのでしょうか。所得税、法人税、消費税の大増税ではないでしょうか。麻生大臣、お答えください。

資金繰り倒産はまずいといつて、消費者物価が二%以下、土地と株の値段が上がってきたときに、日銀に相変わず強制的に国債を買わせ……

○議長(山崎正昭君) 藤巻君、時間が超過しております。

○藤巻健史君(統) 量的緩和を継続させれば、バブルは更に大きくなり、ハイパーインフレ必至です。まさに国会審議を経ないハイパーインフレ税という大増税です。

株や不動産価格が順調に上昇するのは日本経済にとって望ましいことですが、単に喜んでいいのでしょうか。国の資金繰り倒産を回避する策はありますか……

○議長(山崎正昭君) 藤巻君、時間が超過しております。

○藤巻健史君(統) 財務大臣、是非お聞かせ願います。

ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(麻生太郎君) 藤巻先生から五問頂戴いたしております。

税収を百兆円に増やして財政健全化を行おうとしているのかとお尋ねがありました。政府といたしまして、財政健全化に向けて百兆円の税収確保といった考え方は取っており、まずは二〇二〇年度の国、地方の基礎的財政収支の黒字化目標をしっかりと堅持、本年夏までにその達成に向けて具体的な計画を策定することといたしております。

その策定に当たりましては、現内閣のこれまでの取組を更に強化し、デフレ脱却・経済再生、歳入の改革、歳入の改革の三つの柱を軸に検討を進めていくことといたしており、経済再生と財政健全化の両立を目指し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、デフレ不況と消費税率一〇%への引上げで財政健全化が実現できるかとお尋ねがありました。

内閣府の中長期試算では、平成二十九年四月の消費税率一〇%への引上げと、名目三%以上の実質二%以上の経済成長率を織り込んだ経済再生ケースにおいてさえ、二〇二〇年度の基礎的財政収支が九・四兆円の赤字となる姿が示されており、それは御存じのとおりです。

したがって、デフレを脱却し消費税率を一〇%に引き上げれば、それだけで財政が盤石になるとは全く考えておりません。このため、二〇二〇年度の国、地方の基礎的財政収支の黒字化目標の達成に向け、具体的な計画を策定することといたしております。

次に、歳出改革と身を切る改革についてのお尋ねがありました。

現内閣のこれまでの三か年の予算編成におきましては、生活保護の見直し、診療報酬改定、介護

報酬改定などを実施する中で、社会保障を徹底的に見直すなど、歳入の重点化、効率化を進めてまいったのは御存じのとおりです。こうした取組もありまして、平成二十七年年度予算は二〇一五年度の財政健全化目標を達成する予算にすることができたところであります。

今後とも、二〇二〇年度の財政健全化目標の達成に向けて、社会保障の改革を含め、聖域なく歳出全般の徹底的な重点化、効率化を図ってまいりたいと考えております。

また、議員の定数、歳費、政治活動の諸経費に関する問題は、議会政治や議員活動の在り方、すなわち民主主義の根幹に関わる重要な課題であり、国会において国民の代表たる国会議員が真摯に議論を行い、国民の負託をしっかりと応えてまいらるべきものだと考えております。そのためには、まずは各党各会派において議論を深め、国会において合意を得る努力を行わなければならないものと考えております。

ハイパーインフレと出口戦略についてのお尋ねもありました。

御懸念のハイパーインフレは、戦争などを背景とした極端な物不足や財政運営及び通貨に対する信認が完全に失われた状態など、極めて特殊な状況下において発生するものと考えております。現在の日本経済、財政の状況においてハイパーインフレは直ちに発生することは考えにくく、仮に急速なインフレが進むような場合には、日本銀行は物価の安定を図るという目的に照らして、適切な対応を行われるものと考えております。

また、日本銀行の黒田総裁は、金融緩和からの出口について述べるのは、市場の混乱を招くおそれが高いため時期尚早であると述べられているものと承知しております。日本銀行から出口論について何らかの方針が示される前の段階で私から

出口についてお答えをするということは、市場に無用の混乱を招くというおそれがありますので、差し控えていただきたいと思います。

日本銀行がCPI、消費者物価が二%に達する以前に量的緩和をやめた場合の政府の資金繰りについてのお尋ねがありました。

政府としては、デフレからの脱却を確実なものとするため、日本銀行が今後とも二%の物価安定目標の達成に向けて大胆な金融緩和を着実に推進していけることを期待をいたしております。また、日本銀行の黒田総裁は、金融緩和からの出口について述べるのは時期尚早であると述べられているものと承知をいたしております。

したがって、日本銀行が消費者物価が二%に達する以前に量的緩和をやめても政府の資金繰りは大丈夫なのかといった仮定の御質問にお答えすることは困難であります。

政府としては、経済再生と財政健全化の両立を目指すことにより、日本の財政に対する市場や国際社会の信認を引き続きしっかりと確保してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 大門実紀史君。

〔大門実紀史君登壇、拍手〕

○大門実紀史君 安倍内閣の経済政策と税制改正の基本的な考え方について質問をいたします。

私は、昨年のこの税法の本会議質問で、アベノミクスは、大企業と中小企業、富裕層と庶民の格差を広げる二極化政策であると指摘し、この上、消費税の八%への増税を実施すれば、家計と中小企業は更に疲弊し、景気はますます悪化すると警告をいたしました。

その後の推移はどうなつたでしょう。実際に景気は激しく落ち込み、格差は一層拡大してしまいました。

アベノミクスの異次元緩和は、海外の投機マ

ネーを呼び込んで円安、株高をつくり出し、特に輸出大企業と株主である富裕層を大もうけさせました。大企業の内部留保はこの一年で十三兆円増加、二百八十五兆円にも達しました。金融資産を一億円以上持つ富裕層は百万世帯を超え、この二年間で二四％も増加、この層が保有する金融資産は二百四十一兆円にもなりました。

しかも、少しでも株価に陰りが出ると、年金運用機関による株の買い増し、日本銀行の追加緩和や上場投資信託、ETFの購入などで無理にでも株価を支えようとしてきました。今や市場関係者からも、日本の株価は日銀や年金積立金など巨額の公的マネーが下支えしている官製相場だ、池の中に鯨がいるという声が上がっているほどです。

公的マネーで株価を支え、大企業や富裕層をもうけさせている国など聞いたことがありません。麻生大臣は、こんなやり方を異常だと思いませんか。

一方、庶民の暮らしは円安による物価高と消費税増税で実質賃金が低下。有効求人倍率が改善したといっても低賃金の非正規雇用の求人が増えただけです。貯蓄ゼロの世帯は全世帯の三割を超え、年収二百万円以下のワーキングプアも一千万人を超えました。生活保護世帯も増え続け、過去最高の百六十二万世帯に達しています。

企業利益が増えたといっても、中身を見れば、大企業が前年比三四％も利益を増やしている一方、中小企業は原材料費の高騰で円安倒産が続出、特に資本金一千万未満の中小企業の利益は二年連続前年比マイナスとなっています。加えて、消費税の八％への増税は、中小企業、中小事業者に重くのしかかっています。

貧困と格差の拡大を放置して景気の回復などあり得ません。

昨年十一月期の実質GDPはプラスに転じましたが、中身を見ると、前期の落ち込みの反動

のほか、円安によって円換算の輸出額が増加したことや公共事業支出が膨らんだことによるものであり、依然消費は落ち込んだままです。大企業など一部で賃金引上げの動きがあっても、マクロ的に見れば、実質賃金が上がり、それが消費の拡大につながって更に企業利益が伸びるという循環は確認されておりません。

にもかかわらず、政府は経済の好循環が生まれていると述べてきました。賃金と消費が停滞しているのに、何を根拠にそう言われているのか。甘利大臣、説明してください。

格差の是正は今や国際的にも大きなテーマになっています。経済協力開発機構、OECDは、昨年末の報告書で、格差の拡大が経済成長を大幅に抑制していると述べ、格差を是正する税制改革や教育への支出によって経済が成長すると指摘をいたしました。

アメリカでは、貧富の格差を是正するため、最低賃金を引き上げると同時に、富裕層に増税し、その税収増を中低所得者の減税に充てる税制改革を打ち出しました。さらに、大もうけしている金融機関に課税をして、その税収分をカレッジ、単科大学の学費無料化に充てるとしています。

日本はどうでしょう。消費税増税や社会保障の改悪を進める一方で、法人税と法人住民税など合わせ、二年間で一・六兆円も減税しようとしています。そのお金があれば、アメリカのように低所得者向けの施策や子供の貧困を解消するための対策を大きく前進させることができるのではないのでしょうか。庶民の負担を増やし、特に空前の利益を上げている大企業に減税するなど、世界の流れにも逆行するものではありませんか。麻生大臣の答弁を求めます。

そもそも、これ以上の法人税の減税にどれだけの意味があるのでしょうか。安倍内閣は、海外から企業や投資を呼び込むために、今後数年間で日

本の法人税の実効税率を今の三四％程度からアジア並みの二〇％台に引き下げるとしています。しかし、数々の優遇措置で実質負担率は既に十数％台に下がっており、通常、国際比較で使われるGDP比で見ると、日本の法人税負担は韓国、シンガポールより低く、中国と同じレベルになっております。

元々、企業の海外進出と税負担とはほとんど関係がありません。今月三日に発表された内閣府の調査では、企業が海外に生産拠点を置く第一の理由は、進出先の国の需要が旺盛、又は今後の拡大が見込まれることであり、税制など優遇措置は僅か〇・三％にすぎません。

甘利大臣、海外から投資を呼び込みたいのなら、日本の内需回復こそ重要ではありませんか。消費税増税で内需を冷やしますなど、やる事が逆さまでではありませんか。

また、法人税減税を行っても賃金に回らないことは過去の例からも明らかです。麻生大臣、大企業の内部留保を積み上げるだけの減税に何の政策的意味があるのでしょうか。

政府は、消費税の増税分は全て社会保障に使うと言ってきました。本当でしょうか。二〇一五年度の消費税増税分八・二兆円のうち三・四兆円は後代へのツケ回しの軽減に充てるとされており、要するに、日本の借金が減ってきたのは社会保障費が伸びてきたから、今の社会保障費も借金で賄われていると決め付けた上で、三・四兆円の増加分を社会保障に使うのではなく、一般会計の収入に入れて借金する分を減らそうというわけがあります。社会保障のための借金を減らすのだから、これも社会保障に使ったことになるという理屈です。

しかし、日本の借金が膨らんだのは社会保障費の増大だけが原因ではありません。今の社会保障費も全て借金で賄っているわけではありません。

そもそも社会保障費は国民の生存権に伴う費用であります。それを保障するのは政府の責任です。問われるべきは、社会保障費の増大ではなく、経済失政によって税収を減少させ、無駄遣いを繰り返し、余裕もないのに法人税や富裕層への減税を行って、野方図に借金を増やしてきた歴代自民党政権の責任ではないでしょうか。

増税分を全て社会保障に使うと言いつながら、実際には政府の失政の尻拭いに使おうとしているのではありませんか。しかも、消費税の増加分を一般会計の収入に入れても、それが借金の軽減に使われるとは限りません。過去を振り返っても、公共事業費の拡大など、ほかの支出や法人税減税の穴埋めに回されるのではありませんか。

消費税は、幾ら増税しても社会保障は良くなりません。景気の足を引っ張るだけの税金であります。一〇％への増税はきっぱり断念すべきです。

格差是正と景気回復のためにも、応能負担の原則に沿った税制に抜本的に転換することを求め、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣(麻生太郎君) 大門先生から四問頂戴しております。

まず、公的マネーで株価の下支えを行っているのではないかとのお尋ねであります。

現在、日本銀行が量的・質的金融緩和の下で行っております国債等の買入れは、二％の物価安定目標の実現という金融政策上の目的で行われているものであり、株価対策を目的としたものではないと承知をいたしております。

昨年十月の基本ポートフォリオの見直しも、長期的な経済・運用環境の変化に即し分散投資を進めたものでありまして、株価対策を目的としたものではないと承知をいたしております。

法人税改革は格差是正に逆行するのではないかとのお尋ねもありました。

今回の法人税改革は、単なる減税ではなく、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる改革を行うものでもあります。こうした改革を通じて、経済の好循環を定着させていくことと併せて、社会保障や税制を通じて格差の拡大防止を図っていくことも重要な課題であると考えております。

近年の税制改正でも、税制における再分配機能の回復のため、所得税の最高税率の引上げ、また相続税の見直しなどを行ってきたところでもあります。

税制における再分配の在り方については、与党の税制改正大綱におきましても、今後とも格差の固定化につながらないよう不断の見直しを行わなければならないと指摘もされており、経済社会の構造変化をも踏まえながら、引き続きよく考えてまいりたいと考えております。

法人税改革の政策的意味についてお尋ねがありました。

今回の法人税改革は、単なる減税ではなく、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げることにより、一部の黒字企業に税負担が偏っている現状を是正し、より広く負担が分かち合うような構造にしようとするものであります。

こうした改革を通じて、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減することで企業の収益力の改善に向けた投資などがより積極的になり、それにより企業の体質が変わることで継続的な賃金アップや下請企業の価格転嫁の円滑化といった取組にもつながるものと期待をいたしております。内部留保を積み上げるだけの減税であるとは考えてはおりません。

消費増収分の使途についてのお尋ねがありました。

消費税率の引上げは、世界に冠たる社会保障制

度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信託を確保するためのものであります。

消費増収分は、社会保障の充実及び安定化のため全額社会保障財源化することといたしており、社会保障以外の使途に充てることはございません。(拍手)

(国務大臣甘利明君登壇、拍手)

○国務大臣(甘利明君) 二問お尋ねがありました。

まず、経済の好循環についてであります。

政権交代以来、三本の矢の政策を進めてきた結果、有効求人倍率は二十二年ぶりの高水準、昨年の賃上げは平均二%以上のアップと過去十五年で最高、そして企業の経常利益は過去最高水準、企業倒産件数は二十四年ぶりに年間一万件を下回るなど、確実に経済の好循環は生まれ始めています。

昨年四月の消費税率八%への引上げの影響も含め、物価の上昇に家計の所得が追い付いていないということもあり、景気回復の実感が地方に暮らす方々や中小・小規模事業者の方々にはつきりと届いていないのも事実ではありますが、先日公表されましたGDP速報では、三四季にわたって実質GDPが前期比プラス成長となり、また、景況感

は全ての地域で改善するなど景気回復の兆しも見られております。

二十日に連合から公表されました春闘の回答状況では、一人当たりの平均賃上げ率が二・四三%と、過去十五年で最高となった昨年の水準を更に上回っている勢いとなっております。

次に、海外からの投資の呼び込みについてのお尋ねであります。

海外から日本に投資を呼び込むためには、御指摘の内需回復といった観点にも配慮すべきであり

を旨とし、法人税改革のほか、TTPを始めとした経済連携の推進、規制改革などに総合的に取り組むことが必要であります。

こうした中で、御指摘の法人税改革につきましましては、我が国の立地競争力の強化や企業の競争力の向上などを通じて成長力の強化を図りつつ、政労使の連携といった取組などが相まって、投資や賃上げ、下請企業の価格転嫁といった取組などに

つながり、経済の好循環の後押しとなることを期待をしております。

消費税率の八%への引上げは、我が国の世界に誇るべき社会保障制度を次世代に引き渡し、そして子育て支援を充実させていくために必要な措置であります。また、これまでの安倍内閣の三本の矢の取組によりまして、確実に経済の好循環は生まれ始めております。

引き続き、経済再生と財政健全化の両立を目指してまいります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(山崎正昭君) この際、日程に追加して、平成二十七年地方財政計画についての国務大臣の報告並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についての提出者の趣旨説明を求めたいと存じます

が、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。総務大臣高市早苗君。

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十七年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について申し上げます。

まず、平成二十七年地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障の充実分等を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と歩調を合わせて歳出抑制を図ることとしております。

あわせて、引き続き生じる財源不足については、適切な補填措置を講じることとして、地方の一般財源総額については、前年度の地方財政計画を上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等の全額を措置する震災復興特別交付税を確保することとしております。

以上の方針の下に、平成二十七年の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の規模は、通常収支分については、前年度に比べ一兆九千三百億円の増の八十五兆二千七百十億円、東日本大震災分については、復旧・復興事業が、前年度に比べ四百四十三億円の増の二兆六十億円となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、法人税改革の一環として法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行います。

また、経済再生と財政健全化を両立するための地方消費税率引上げの施行日の変更等、地方創生に取り組むための地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税及び軽自動車税の特例措置の見直し等を行うこととしております。

さらに、平成二十七年の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整を行うほか、猶予制度の見直し等の納税環境の整備、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方交付税の総額について、地方交付税の率の変更等を行うとともに、平成二十七年の通常収支に係る地方交付税の総額を十六兆七千五百四十八億円確保することとしております。

また、地方創生に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として、人口減少等特別対策事業費を設けるほか、普通交付税の算定に用いる単位費用の改正を行うこととしております。

さらに、平成二十七年の震災復興特別交付税について、新たに五千八百九十八億円確保するとともに、公営競技納付金制度の延長を行うこととしております。

以上が、平成二十七年地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(山崎正昭君) たいまの報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。江崎孝君。

〔江崎孝君登壇、拍手〕

○江崎孝君 民主党・新緑風会の江崎孝です。会派を代表して、地方税法等・地方交付税法等の一部を改正する法律案及び地方財政計画について質問いたします。

我が国は、人口減少という大きな波に襲われた。だてさえ深刻な地域の衰退が更に加速するという危機意識の下、昨夏、突然地方創生が叫ばれ、年末にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョ

ンが閣議決定されました。そして、問題の多い十五か月予算が組まれ、地方行政にとって降って湧いたようなまち・ひと・しごと創生事業への政府の過熱とも言える政策誘導が進められております。

承知のように、人口減少は突然始まったわけではありません。少子高齢社会の到来は数十年前から不安視され、一九九〇年代後半には生産年齢人口の減少が始まり、二〇〇八年には我が国人口がピークを迎えるに至っております。

しかし、時の政府は、それまでの公共投資中心の再配分構造を見直さず、市場原理、競争主義の名の下、大店舗法の改正や規制改革による地方の公共交通の劣化などを生み、ますます地方を疲弊させたのであります。この間、政権を長期に担った自民党の責任は極めて重く言えます。

このように考えれば、現在の危機が付け焼刃的なまち・ひと・しごと創生事業などで解決できるものではないと断言できます。むしろ自治体消滅の危機のみをあり、もって地方にその責任を押し付け、選挙対策的な予算ばらまき事業に自治体を追い詰める今のやり方は言語道断であり、看過できるものではありません。

まず、地方税法の改正についてお尋ねいたします。

安倍政権の法人税実効税率を引き下げるといふ成長戦略方針の下、地方税である法人事業税の所得割が引き下げられます。黒字企業はこれで減税されますが、一方で、これでは地方税の減収となるため、その見合い分として外形標準課税の付加価値割を引き上げるとしています。増税分の内訳を見ると、現行〇・四八％の付加価値割を来年度〇・二四引き上げて〇・七二％に、二十八年度以降、更に〇・二四引き上げて、今の倍の税率の〇・九六％にするとされております。

く課税されます。その中でも、付加価値割は法人経営の中で給与報酬を多く払っている法人ほど高くなる性質を持っております。労働集約型の法人、つまり雇用者を多く抱える法人ほど納税額が高くなるのです。この改正では、労働集約型の事業で収益率がそれほど高くない法人ほど増税になります。

その典型例が日本郵政株式会社です。日本郵政のユニバーサルサービスの展開は、まさに人が担っています。同社の試算によると、来年度は三十億円、再来年度以降は六十五億円の増税となります。

国内企業のうち、黒字はおよそ三割、その多くは大企業であり、赤字企業の多くは中小です。そして、地方企業の多くが中小企業であります。地方で収益が上らない中でも頑張っている人を多く雇っている会社ほど増税になる。これは、地方に雇用を増やすというまち・ひと・しごと創生事業の方針とは懸け離れております。中小企業が更に萎縮していくに違いありません。

このような法人税減税策は許されるものではありません。特に、地方税も巻き込んだ法人税減税のやり方は、更に地方を疲弊させることでしよう。総務大臣の見解を伺います。

〔議長退席、副議長着席〕

また、政府税調の議論では、課税ベースの拡大のため、資本金一億円未満の中小企業にも外形標準課税制度の導入が検討されたと承知しております。今回は見送られたものの、今後引き続き検討を行うようです。資本金一億円未満へ適用対象を拡大すれば、地方中小企業の倒産、廃業は間違いなく増大をするでしょう。地方税を所管する総務大臣としての見解を伺います。

続いて、平成二十七年地方財政計画とそれをベースとした地方交付税法改正案について質問いたします。

私は、これまで事あるごとに、地方財政計画は原点に戻るべきだと主張してまいりました。それは、三位一体改革以降の地方の財源確保のため、パッチワーク的な財政対策が重ねられてきたからであります。平成十九年度の頑張る地方応援プログラム、翌年度の地方再生対策、二十一年度以降の別枠加算と地域雇用対策に始まる歳出特別枠、一昨年度の地域の元気づくり事業、昨年度の地域の元氣創造事業など、財務省との財源獲得折衝のために必要な方策だったのでしょうか。そして今度は、待つてましたとばかりに地方創生事業となりました。

本来、地方財政計画の本旨は、地方交付税法第三条に基づいて、地方の行政について、合理的かつ妥当な水準を維持することであり、標準的行政水準の経費とこれに見合う歳入を見込んでのものではないです。つまり、普遍的な経費を確保するものです。財源保障のために国が場当たりに政策をつくり、その経費に無理に当てはめる財源を積み上げるといふことを強めれば強めるほど、地方財政計画の本旨から逸脱します。地方自治制度そのものも揺るがしかねません。今計画は更にその色彩が強まったものと危機感を抱かざるを得ないのです。

まず、地方交付税制度の大転換とも言える法定率の改正です。これほどの大改正が秘密裏に行われたことは極めて問題だと考えます。秘密に行つた理由は一体なぜか。これほど重要な改正は、地方自治体の意見も含め検討を進めるべきものであり、なぜ国と地方の協議の場の活用などを行わなかったのか、総務大臣の見解を伺います。

今回の見直しでは、法人税の法定率を現行の三四％から三三・一％に引き下げるとともに、所得税の法定率を三二％から三三・一％に引き上げ、たばこ税を交付税対象から外し、酒税が五〇％に引き上げられます。これにより、法定率分として

約九百億円の増額が見込まれています。僅かですが、確かに増収となります。しかし、これでよしとするわけにはいきません。

一九五四年の地方交付税制度発足時から、法定率の原資に求める性質として、伸びるという伸長性と安定性にありました。これは、元自治省事務次官の石原信雄氏が新地方財政調整制度論で述べていますし、この考えはこれまで総務省内でも一貫していたはずであります。しかし、総務省は、今回の法定率改正理由を安定性の向上と充実にあるとして、伸長性には触れていません。なぜ今年あえて伸長性が省かれたのでしょうか。総務大臣、お答えください。

都市と地方の税の偏在性が問題になり、平成二十年度に、地方税である法人事業税の一部を地方法人特別税として国が召し上げ、地方法人特別譲与税として国が配分する制度が創設されました。東京都などの一部団体が反対したのは記憶に新しいものです。地方自治体の課税権を否定し、新たな国税を誕生させたことには問題があります。

そもそも、地方六団体は、地方の財源を地方間で取り合う制度をやめろと主張し、地方法人特別税制度を廃止した上で、消費税引上げの抜本改革と併せて、地方税である法人住民税の一部を国税化し、代わりに安定性の高い国税の消費税を地方に移すという税源交換を要求しています。地方税の偏在性を解消し、安定性の高い消費税を交付税原資とするもので、総務省も異論はないはずでした。

しかし、今回のように国税である法人税と所得税の原資配分率の取替えを安定性の向上と充実を図るためとしたのでは、将来の消費税増税時ににおいて税源交換議論ができるのでしょうか。地方が主張する税源交換の要求を総務省自らが放棄したと取れますが、いかがですか。

ある法人住民税をわざわざ国税化して交付税原資を充実にさせておきながら、一方で国の法人税の法定率を引き下げることは矛盾しています。法人税の法定率を引き下げる必要はなかったのではないですか。あわせて総務大臣の見解をお聞かせください。

法人税が持つ、景気が良くなれば税収が伸びる、つまり伸長性が高い財源であるという特性も重視すべきです。一方、雇用の低賃金化が進行し、生産年齢人口が減少するなど、むしろ所得税の伸び代の方が容易に期待できません。財務省にしてやられた感がありますが、所得税、法人税、どちらを重視するのでもなく、地方自治体の意見を聞きながら、伸長性、安定性双方の重要性を踏まえた対応をすべきではなかったのでしょうか。大臣、お答えください。

今年一月三十日の経済財政諮問会議で四人の委員連名で出された説明資料では、都市圏以外における地域経済に占める地方行政サービス、社会保障サービスの割合は、需要面で四〇％、供給面で二五％を超えており、この分野の活性化が地域経済の再生に不可欠とされております。つまり、新たな産業を興すよりも、この二つの対人サービスの充実の方が即効性もあり、不可欠ということになります。

だとすれば、まち・ひと・しごと創生事業が地方行政と社会保障という二大公共サービスの活性化につながるということが重要となりますが、どうでしょう。答えは否であります。更に地方が疲弊しかねない問題の多い事業であると指摘せざるを得ません。なぜなら、同事業に係る普通交付税の算定に、標準的な財政需要ではなく、職員数の削減率、人件費の削減率という行革算定が組み込まれているからであります。より人を減らし、より賃金を安くした自治体の方がより多く交付税をもらえるとは話になりません。

雇用削減では、人的サービスである二大公共サービスの活性化にはつながりません。地方の雇用を三千万人増やすことを目標にしているまち・ひと・しごと創生事業の方針とも全くもって矛盾します。

行革算定は、地方の縮みを加速させ、何のプラスにもなりません。すぐに中止すべきだと考えますが、総務大臣のお考えをお聞かせください。

まち・ひと・しごと創生事業費の算定による政策誘導は極めて問題です。しかし、どうしても進めるのであれば、成果指標の一つである若年者や女性の就業率を正規雇用の就業率に限定するなど、良質で安定的な雇用を評価する仕組みを取り入れるぐらいの覚悟が必要だと考えますが、総務大臣の見解を伺います。

このような矛盾の多い算定に血道を上げるのではなく、昨年、安倍総理が施政方針演説で触れた地方の公共交通の再生のような経費にむしろ光を当ててべきであります。

今日、地方の疲弊の要因の一つが交通問題です。全国あらゆる地域で交通政策の重要性が一段と増えています。地方で普及率が高い軽自動車を増税しておきながら、一方、一昨年成立した交通政策基本法に地方自治体の責務を明記したにもかかわらず、公共交通再生経費を普通交付税として財源保障しないなどは、まさに地方いじめではないですか。総務大臣、お答えください。

以上述べてきたように、今回の税制改正法案や地方財政計画は、地方の現実を無視し、国の主張を前面に押し出すものとなっております。本計画では、国の一般会計からの繰入額は確実に抑制されており、公債費の減少を始めた地方の努力分で捻出した財源がなければ、一般財源は間違いなく減額となっていたであらうでしょう。そもそも、交付税総額確保に地方の努力が伴うとは言語道断であります。ナショナルミニマムの財源保障の責任の所在は一体どこにあるのでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

地方創生によつて一時的、臨時的に地方財政が充実したかのように見えますが、今後の政府の財政再建議論など、状況次第では地方財政の大幅削減にいつでも転換できる内容になっていることが問題であります。

地方財政計画の主旨に立ち返り、歳出特別枠やまち・ひと・しごと創生事業費など一時的、臨時的な経費に依存することなく、地域交通を始め地方自治体に必要な普遍的な財源を確保し、そこから組み立て直す作業を怠れば、地方の再生など夢物語になる、そのことを指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 江崎議員から十一分お尋ねがございました。

まず、法人税改革と外形標準課税についてのお尋ねでございます。

今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えていくものでありますが、地方税においては、税収の安定性の確保や収益課税の強化等の観点から、かねてより地方団体から要望をいただいております。外形標準課税の拡大によつて財源を確保した上で法人事業税の所得割の税率を引き下げることをしたところであります。

また、外形標準課税の付加価値額は、給与の増減に対し中立的な課税標準ですが、雇用への配慮として雇用安定控除を設けております。

さらに、今回、外形標準課税の拡大に際し、賃上げを促進し、経済の好循環の実現を後押しするため、所得拡大促進税制を導入するとともに、いわゆる中堅企業への配慮も行うこととしております。

次に、外形標準課税の対象法人についてお尋ねがありました。

今回の外形標準課税の拡大は法人を対象として行うものであります。一方、与党税制改正大綱においては、中小法人の実態はまちまちであることから、その実態を丁寧に検証しつつ、資本金一億円以下を中小法人として一律に扱うことの妥当性について検討を行うとされております。その上で、外形標準課税の適用対象法人の在り方については、地域経済、企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うとされており、今後、こうした方針に沿って検討していくことになると考えております。

次に、法定率の見直しの検討過程についてお尋ねがありました。

地方交付税の法定率については、昨年夏の概算要求において引上げを事項要求しました。その後、国と地方の協議の場において法定率を引き上げるべき旨の地方の皆様の意見を伺った上で、今回の法定率の見直しを含めた平成二十七年の地方財政対策を決定しました。地方六団体からは、長年の懸案である地方交付税の法定率の見直しを一步進めたことは、これまで地方が求めてきたものであり評価するとの声明をいただいたところであります。

今後とも、地方の御意見をお聞きし、地方財政対策に適切に反映するよう努めてまいります。

次に、法定率の見直しの趣旨についてお尋ねがありました。

地方交付税の原資については、複数の税目を組み合わせることで収入の伸長性と安定性を確保することが重要であると考えております。

平成二十六年度税制改正において、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化したことにより、交付税原資の中で、伸長性に富む一方で景気変動に左右されやすい法人関係税のシェアが拡大することとなりました。そのため、交付税原資の安定性を向上する観点から、今回法定率を見直し、法

人関係税のシェアを引き下げ、伸長性と安定性を兼ね備えた所得税のシェアを引き上げることににより、交付税原資の伸長性と安定性のバランスに配慮することとしたものです。

次に、今回の法定率の見直しは税源交換の要求の放棄ではないかとお尋ねがございました。

今回、法人税の法定率を引き下げることとしたのは、交付税原資の中で景気変動に左右されやすい法人関係税のシェアが拡大することを踏まえて、その原資の安定性を向上させるためであり、一方、税源交換は、法人関係税等、他の税と比較して、偏在性が小さく安定的な地方消費税の充実を図ることにより、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを目的として検討されてきたものでございます。

このように、税源交換は、あるべき地方税制の構築の一つの選択肢として検討されるものであり、今回の法定率の見直しと税源交換は直接関係するものではありません。

次に、今回の法人税の法定率の引下げは法人住民税の国税化と矛盾するのではないかとお尋ねがありました。

先ほど御説明したとおり、今回、法人税の法定率を引き下げることとしたのは、法人住民税法人税割の交付税原資化により、交付税原資の中で景気変動に左右されやすい法人関係税のシェアが拡大することを踏まえて、その原資の安定性を向上させるためでございます。

したがって、法人税の法定率の引下げは法人住民税の交付税原資化を踏まえて行うものであり、矛盾したものではありません。

次に、法定率の見直しにおいて、伸長性と安定性双方を踏まえるべきとお尋ねがありました。

一般的に、法人関係税は税収の年度間の変動が大きく、今回の見直しは、法人関係税のシェアが拡大していることから、交付税原資の安定性を向

上させるために行ったものです。見直し後も所得税と法人税の法定率は同じ三三・一％であり、この二税が交付税原資の主要税目であることに変わりはありません。

今後とも、地方団体からの御意見を伺いながら、交付税原資の伸長性と安定性のバランスを適切に確保してまいります。

次に、交付税の算定における行革努力の反映についてお尋ねがございました。

平成二十七年の地方財政計画の歳出にまち・ひと・しごと創生事業費を計上したことを踏まえ、普通交付税の算定に当たっては、地域の元氣創造事業費を継続することとし、人口を基本とした上で各地方公共団体の行革努力等を加味することとしております。

これは、各地方公共団体が行革により捻出した財源を活用して地域経済活性化の取組を行っていると考えられることを踏まえたものであり、今後この算定を継続することで頑張る地方を息長く支援してまいりたいと考えております。

次に、若年就業率や女性就業率の指標についてお尋ねがありました。

地域の元氣創造事業費及び人口減少等特別対策事業費の算定に当たっては、若年世代や女性の雇用機会の確保や、仕事と家庭が両立できる働き方の実現が重要な課題となっており、若年者就業率や女性就業率の指標を用いることとしたしております。

その際、まずは、地方の実情を踏まえ、地方に幅広い雇用を創出する必要があることから、正規雇用に限らず、就業者数の総数を用いて就業率を算定することとしております。正規雇用の就業率に限定するということは考えておりません。

次に、公共交通政策に係る財源保障についてお尋ねがありました。

的な算定方法のみでは財政需要を捕捉できないことから、これまでも普通交付税と特別交付税を組み合わせ、地方バスや地域鉄道等に対する地方財政措置を講じてまいりました。

平成二十七年から新たに地域公共交通再編事業に係る経費についても特別交付税措置を講ずることとしており、引き続き、地域公共交通の活性化、再生に向け適切に地方公共団体を支援してまいります。

最後に、地方の努力による財源の確保と財源保障の責任の所在について御指摘がございました。

国として、地方財政計画の策定を通じて地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう、歳出に見合う財源を保障しております。平成二十七年の地方財政計画において、地方団体が自主性、主体性を最大限発揮して地方創生に取り組めるよう、まち・ひと・しごと創生事業費を一兆円計上するほか、地方の努力による〇・五兆円の新規の財源も含めて、一般財源総額を一・二兆円増額したところです。これにより、地方団体が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営を行うことができるものと考えております。(拍手)

○副議長(奥石東君) 平木大作君。

(平木大作君登壇、拍手)

○平木大作君 私は、自由民主党、公明党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

地方創生元年と銘打たれた本年、全国津々浦々にまで景気回復の実感を届け、経済の好循環を確立するためにも、各地での自発的な取組を税制面から支え、促進していくことが極めて重要となります。厳しい地方財政の再建に取り組まなくてはいけないの言うまでもありませんが、一方で、地方経済の担い手である家計や雇用を支える中小

零細企業への目配りなしにアベノミクスの成就もあり得ません。

本日は、こうした観点から、平成二十七年年度の税制改正及びそれに伴う諸施策について、以下四つの点にわたって政府の御見解をお伺いしたいと思います。

まず初めに、法人事業税における外形標準課税の強化についてお伺いいたします。

今般の法人実効税率の引下げに伴い、外形標準課税を平成二十七年、二十八年の二段階で二倍に拡充することが示されました。

地方分権を支える安定的な財源の確保と課税ベースの拡大が検討される中、資本金一億円以下の中小企業については外形標準課税の導入が見送られるなど、厳しい経営を強いられている全国の中小企業に厚く配慮した内容となり、各地から安堵の声が聞かれています。

政府には、引き続き、今後の法人事業税の在り方の議論においても、各地の企業経営の実態と地方経済の動向を注視し、慎重に検討を行うよう強く求めたいと思います。

今回の負担軽減措置の中でも一つ特筆すべきは、課税強化の影響を受けることとなった中堅企業への配慮です。

地域の雇用を支える中堅企業は、言わば地方経済の生命線であり、その多くが赤字経営を脱し切れていない現状を鑑みれば、過度な負担増は景気回復の流れに水を差すことになりかねません。

そこで、今回新たに、事業規模が一定以下の中堅企業については、法人事業税の税負担が増える場合は増加分の半分を免除する負担軽減措置を二年間設けることとなりました。この措置で軽減対象となるのは、おおむね資本金が十億円未満、年間の課税所得が十億円以下の約一万五千社余りと見られており、外形課税対象企業の実に六割強に相当します。

このきめ細やかな負担軽減措置による地方経済並びに企業経営に期待される効果について、高市総務大臣にお伺いいたします。

注目を集めていた軽自動車への車体課税については、これまで環境性能が良くても優遇する仕組みのなかつた軽四輪車についても新たにグリーン化特例を導入することが決まりました。

軽四輪車は、買物や通勤に毎日使用するユーザーがおよそ七割を占めるなど、生活の足であることに加えて、公共交通が利用しづらい地方に行くほど保有率が高まるなど、唯一の足である地域も多い、言わば地方における生活必需品と呼べるものです。今回の軽減措置は、こうした地域の実情を酌んだ極めて重要な決定であり、高く評価するものです。

加えて、軽二輪車については税率引上げを一年間延期することとなりました。若年者や低所得者の移動手段として定着した軽二輪車に対する今回の軽減措置の意義について、高市総務大臣の御所見をお伺いいたします。

なお、消費税率一〇％段階の車体課税見直しについて、与党税制大綱では、自動車をめぐるグローバルな環境や課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえた議論を行うとしています。これを政府としてどのように受け止めているのか、併せて高市大臣にお答えいただきたいと思ひます。

続いて、不動産取得税と、関連する住宅政策についてお伺いいたします。

日本の中古住宅流通量は住宅市場全体の割強にとどまっております。おおよそ八割を中古住宅が占める米国や同九割の英国と比べてもいびつな市場構造となっております。こうした状況を受けて、来年度からは、中古住宅の買い取り、耐震改修などを施して販売する事業者に対して、不動産取得税を軽減する特例措置の創設が決まりました。

これは、中古住宅市場の活性化に資するのみならず、増え続ける空き家対策としても有効な取組であり、政府としても更に積極的な支援をすべきと考えますが、太田国土交通大臣の御所見をお伺いいたします。

また、不動産取得税については、サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の中においても、従来の特例措置が二年間延長され、土地家屋の取得に対する軽減措置が継続されることとなりました。

本施策についても、在宅介護の受皿づくりが急がれる中、高齢者向けの住宅整備を強力に推進するものであります。地域的な偏りなど課題も指摘されるところであり、政府の総合的な取組が必要と。併せて太田国土交通大臣の御答弁をお伺いします。

観光立国を掲げる安倍政権の諸施策により、日本を訪れる外国人観光客の数が大きく伸びております。昨年はついに一千三百万人を突破し、それに伴う旅行消費額も二兆円を超え、三年前のおよそ二・五倍にまで拡大しました。特に、昨年十月から運用を開始した消費税免税制度の拡充により、免税の対象をこれまでの家電製品や衣服、かばんなどの一般物品から一気に全ての品目にまで広げたことで、都心部においては、食料品や化粧品などを買い求める外国人旅行者で小売店がにぎわう様子も見受けられるようになりました。

今般の税制改正においては、同制度の拡充第二弾として、免税手続の第三者への委託を認め、商店街や物産センター等において手続の一括化を図る設置を可能にすることが予定されています。外国語での対応や煩雑な免税手続など、個々の小売店にとって負担となる業務を一括して委任できるようにするため、小規模事業者や商店街には朗報と言えますが、免税店は現在、その七割が三大都市圏に集中しており、今回の拡充策に併せて、

で、どれだけ地方部に免税店を増やすことができるかが重要なポイントとなります。

この点に關し具体的にどのように取り組まれるのか、最後に太田国土交通大臣にお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君) 平議員から三点お尋ねがございました。

まず、外形標準課税の負担軽減措置についてでございます。

今回、外形標準課税の拡大に当たり、いわゆる中堅企業への配慮が必要との要望を受けまして、外形標準課税の拡大により負担増となる場合に、負担増の最大二分の一を軽減する措置を時限的に講ずることとしたところであります。今回の改革は、企業の収益力の向上を後押しするものであります。が、取組には一定の期間を要することもあることから、この負担軽減措置が企業の業績向上への後押しとなることを期待しております。

次に、二輪車に係る軽自動車税の税率引上げ時期を延期する措置の意義についてお尋ねがありました。

二輪車に係る軽自動車税については、平成二十六年税制改正において、地方団体の御要望も踏まえ、平成二十七年から一律に税率を引き上げることとしておりました。平成二十七年税制改正においては、この二輪車の税率の引上げの時期を一年延期することとしましたが、これは消費税率一〇％への引上げ時期の延期や軽四輪車へのグリーン化特例の導入等を踏まえ、二輪車ユーザーの負担にも配慮する観点から、与党税制協議会で協議した結果に基づき講ずることとしたものでございます。

最後に、車体課税見直しに係る与党大綱の受け止めについてお尋ねがありました。

平成二十七年地方財政改正の過程においては、今後の我が国の自動車産業の在り方、国際的に見た自動車関係税制におけるユーザ負担の状況、自動車の社会的費用と行政サービスの在り方、国、地方を通ずる財政状況など、幅広い観点から議論がなされました。これらの議論を総合的に勘案した上で与党税制改正大綱がまとめられたものと承知しており、消費税一〇％段階の車体課税の見直しについても、こうした点を踏まえ議論を行っていく必要があると考えております。

引き続き、地方団体や関係者の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕

○国務大臣(太田昭宏君) 中古住宅市場の活性化及びサービス付き高齢者向け住宅の整備についてお尋ねがございました。

人口減少、少子高齢化が進む中、空き家を含めて、既にある住宅を活用することは極めて重要だと考えています。中古住宅市場の活性化に向けて、具体的には、省エネ住宅に関するポイント制度などによりリフォームを推進すること、中古住宅の建物検査や性能表示の普及、定着を図ること、事業者が中古住宅を買い取ってリフォームし、それを再販売する場合の流通税の軽減などに取り組んでいます。

今後とも、税制、予算、融資において中古市場の活性化に積極的に取り組んでまいります。

次に、サービス付き高齢者住宅につきましては、御指摘のとおり、郊外などの地価の安い地域に立地する傾向があり、町づくりや医療、介護との連携を図る必要があると考えております。このため、コンパクトシティの推進等の市町村の町づくりの方針に即したものに支援の重点化を図るなど、地方自治体と連携を図りつつ、サービス付き高齢者向け住宅の整備を推進してまいります。次に、外国人旅行者向け消費税免税店の地方部

への拡大についてお尋ねがございました。外国人旅行者による旅行消費額は昨年初めて二兆円を超え、訪日外国人による観光消費が日本経済を支えるまでとなっております。これには、消費税免税対象の拡大や全国での免税店舗数の増加に向けた取組なども大きく寄与をしております。

全国の免税店は、昨年十月一日現在、全国で九千三百六十一店となっておりますが、御指摘のとおり、全国の免税店舗数のうち約七割が三大都市圏に所在をしております。今後、御指摘の一括力ウンターの円滑な導入に向けて、地域の関係者への丁寧な説明会を更に積極的に開催するなど、新制度の周知徹底に一層努めてまいります。

また、地方部への免税店の拡大のためには、外国人旅行者の消費効果を地域の関係者に実感してもらうことも重要であります。このため、関係省庁と連携して、外国人旅行者を引き付けて消費を拡大するための地域の名産品の磨き上げや、地域でショッピングを楽しめる買物ルートの形成などに取り組んでまいります。

以上です。(拍手)

○副議長(奥石東君) 寺田典城君。

〔寺田典城君登壇、拍手〕

○寺田典城君 維新の党の寺田典城であります。私は、ただいま議題になりました法律案について、会派を代表して質問いたします。

まず、質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。率直に言つて、今の安倍政権はどこかおかしいのではないのでしょうか。

我が国は、第二次世界大戦後七十年、専守防衛の国であります。しかし、安倍政権では、憲法改正の議論もせず、いつの間にか自衛の名の下に戦争ができる国にしようとしております。

エネルギー政策でいえば、原発問題があります。世界最高水準の安全基準と言いつながら原発を再稼働させようとしています。ところが、使用済核燃料の処分の方について法的な議論もなされていません。

また、財政健全化は成長戦略だけでは達成できません。歳出の削減も必要であります。

そして、日銀は国債を買い続けた結果、円安、株高にはなりましたが、国民の格差はますます拡大しています。国債が大暴落した場合、どうなるのでしょうか。不安になります。

また、公共放送としてのNHKの榊井会長は、変な言動を繰り返しています。まだ辞任しておりません。残念であります。

独裁色を強める安倍政権に対し、自民党の議員は総理の意向をそんたくし、批判の声が聞こえてきません。連立を組む良識の党、平和の党である公明党も、安倍総理の政治姿勢にブレーキを掛けられなくなりました。このままでは日本の先行きが心配であります。

それでは、本題に入ります。

まずは、地方創生について伺いたします。平成二十七年の地方財政計画では、まち・ひと・しごと創生事業費一兆円が計上されています。我が国は、観光立国を目指し、二〇二〇年までに二千万人の外国人観光客を誘致しようとしています。

しかし、例えば鬼怒川温泉を例に取りますと、一九九三年のピーク時には三百四十一万人だった宿泊客数が、今では二百万人程度に落ち込んでいます。観光客が減つていけば、その地域の経済も雇用も縮小します。熱海など他の観光地も同じではないのでしょうか。

観光客の誘致のために投資を進めた一九八〇年代は団体旅行が中心でした。しかし、外国人観光客はもろろのこと、今では日本人も個人旅行が

中心になっていきます。個人旅行の観光客が団体向けの広い部屋に泊まったとして、快適に過ごせるでしょうか。

時代のニーズの変化により、経営が破綻し、放棄された観光施設は、環境、景観、安全に多大な悪影響を及ぼしています。地方創生のために、こうした建物の除却処分ができるような法制度を検討してはいかがでしょうか。観光地の価値が高まれば、雇用の安定、経済の活性化にもつながります。石破大臣の御意見を伺います。

我が国は、これまで、組織、団体の成長を求める傾向が強かつたのではないかと思います。しかし、これからは個人の幸せを求める、そして個人のレベルを高めていく時代であります。組織重視の縦社会から個人を重視する社会に変えていくことが時代のニーズであります。

個の社会に変えていくためには、個人の能力を高めていくことが必要であります。そのためには人材育成が要になります。まち・ひと・しごと創生事業費として一兆円をばらまく余裕があるならば、人材育成にもっとお金を掛けるべきではないでしょうか。石破大臣の御見解をお伺いします。

個の能力を高める方向性として、グローバル人材の育成があります。文部科学省では、「トビタテ」留学JAPANの推進のために予算を増額するなどしています。短期留学だけではなく、意欲と能力のある人に特徴のある大学への留学を積極的に支援していくことについて、下村文部科学大臣の御意見を伺います。

人材育成は、何も若者に限ったことではありません。農村地帯で農家の高齢化を心配する声も聞かれます。同じように心配なのは、サラリーマンを退職された方々です。農業者には定年がなく、体が動く限り何歳までも生きがい農業を続けられます。しかし、サラリーマンだった人は定年退職になれば何もすることがなくなります。例え

ば、定年が六十五歳だとして、平均余命は二十年以上あります。こうした方々に生きがいを持っていただくことが、社会の活性化、ひいては地方創生にもつながるのではないかと思います。

高齢者のエネルギーを活用するため、生涯学習の場所や社会貢献の場所を制度的につくってみたいかがでしょうか。石破大臣の御見解をお伺いします。

厚生労働省所管の労働保険特別会計の積立金にはまだ余裕があります。これを、若者が技能と資格を身に付けるための専修学校、あるいはリタイアした人の生涯学習、生きがいづくりや社会貢献、地方創生のために活用することを検討できないでしょうか。塩崎厚生労働大臣の御見解をお伺いします。

地方創生に関連して、国土交通省では、コンパクトシティとネットワークに力を入れていますが、しかし、新しく建てるものについては計画どおりにできるとしても、既存の建物を取り壊したり移転したりすることはなかなかできません。周辺地域から移住を促すにしても、いろいろな制約が伴います。

今までの都市計画では成功例が少ないのです。コンパクトシティ化がうまくいくと考える根拠はどこにあるでしょうか。太田国土交通大臣にお伺いします。

次に、震災復興についてお伺いします。
平成二十七年地方財政計画では、震災復興特別交付税五千八百九十八億円が計上されています。

比較的早く復興した地域がある一方、かさ上げ工事を行っている地区など、復興にはまだ時間が掛かる地域もあります。被災者の苦労は大変なものだと思います。

集中復興期間が終わった後の復興の在り方について、様々な意見が出されています。私は、住民

の自立意識を高め、コミュニティの結束を強めるためにも、今後は、地方自治体に復興特別債を発行させて、住民参加の復興事業を行っていくべきではないかと考えます。もちろん、財政力の弱い自治体に対しては償還時に特別交付税で手当てをするなどの配慮は必要であります。

町が復興したからといって住民が自立できるわけではないことについて、行政サイドも理解する必要があるのではないのでしょうか。竹下復興大臣の御意見を伺います。

次に、エコカー減税についてお伺いします。
本年度の地方税法改正では、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しと軽自動車課税の見直しが行われています。

軽4WDは、積雪寒冷山間地では安全面を含めて生活必需品です。4WDは、車重が重く、燃費が悪くなります。燃費が悪ければエコカー減税の対象から外れたり、軽減幅がより小さくなってしまいます。購入時の車両本体価格が高く、ランニングコストも余計に掛かります。その上、今回の改正でエコカー減税や軽自動車税のグリーン化特例の恩恵も受けられないことになれば、更に不利を強いられることになりそうです。

地方創生という観点から、エコカー減税にしても、全国一律の制度をやめ、例えば積雪寒冷地に軽4WD減税をすることについて総務省に提言してみたいかがでしょうか。石破大臣の御見解をお伺いします。

最後になりますが、先日安倍総理の日教組のやじ発言には国民もびっくりしたと思います。
以上で私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣石破茂君登壇、拍手)

○国務大臣(石破茂君) 寺田議員より四問の御質問を頂戴をいたしました。

まず、放棄された観光施設の除却処分について

のお尋ねであります。

御指摘のとおり、廃ホテル、旅館等の観光施設の除却等を推進することは、地域の魅力向上や地方創生に資するものであります。

議員御提案の法制度につきましては、昨年十一月に空家対策特別措置法が成立しておりますのでございます。これにより、市町村は、居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物全般を対象に、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある場合等におきまして、その除却等を行うことができるものと規定されております。適切な運用がなされることを期待をしております。

こうした法制度の活用も含め、各地域におきまして取り組まれる観光地域づくりを推進してまいりますことと、地域の魅力向上や雇用の安定、地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、まち・ひと・しごと創生事業と人材育成についてのお尋ねをいただきました。

総合戦略におきましても、地方創生は人が中心であるとしており、地域において地域の実態に応じた取組を進めることができる人材を育成することが重要だと認識をしております。

このため、国といたしましては、平成二十六年度補正予算による地方創生交付金で、地域しごと支援事業として、地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こすとともに、各地方公共団体による若者人材の還流、育成、定着を図る取組を支援してまいります。

また、大学や高等学校等において、地元の公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地元産業を担う高度な専門的職業人材の育成や地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出してまいります。このため、進学時の奨学金の返済を免除する等の新たな仕組みを構築してまいります。

さらに、経済のグローバル化が進む中で、海外の大学等への留学や地域における留学生交流の促進により、将来、地元企業で活躍する上で必要な国際的視点を持ったグローバルリーダー育成の取組を推進してまいります。

御指摘のまち・ひと・しごと創生事業費につきまして、地方公共団体が自主性、主体性を発揮して地方創生に取り組めるよう、平成二十七年地方財政計画において一兆円が計上されたものであります。この創生事業費は、地方公共団体が自らの判断で活用できる一般財源でありますので、そもそもばらまきではなくございませんで、御批判は当たらないものと考えております。

各地方公共団体におかれましては、この創生事業費も有効に活用し、地方創生の重要な柱である人材育成に積極的に取組をいただきたいと存じます。

高齢者のエネルギー活用についてであります。議員御指摘のように、高齢者の方々に生きがいを持って社会で活躍し能力を十分に発揮していただくことは、将来にわたり活力ある日本社会を維持することにつながるものであります。

昨年十二月末に閣議決定いたしました長期ビジョンにおきましても、高齢者が健康寿命を延ばし、高齢期でもできる限り就労する健康長寿社会が到来するならば、高齢化問題の事態の改善につながるという展望をお示したところであります。

総合戦略では、生涯現役社会の実現など、高齢者が活躍できる社会の実現とともに、希望する高齢者が、健康時から移住し、生涯学習や社会参加など主体性を持って地域で共働していただくとともに、必要な医療、介護が継続的に提供される地域共同体、いわゆる高齢者が健康で活躍できるコミュニティである日本版CIRC構想を推進することといたしております。

この推進のため、私の下に有識者会議を設定し

平成二十七年三月二十五日 参議院會議録第九号

たところであり、高齢者の希望に沿って、社会貢献や生涯学習などが実現されるコミュニティの在り方について検討を進め、成案を得てまいります。

4WDカーに係るエコカー減税についてであります。今回の地方税法改正案におきましては、自動車取得税におけるエコカー減税の見直しと軽自動車税におけるグリーン化特例の導入を行うこととなっております。これらは、いずれも環境性能に優れた車の普及を図る観点から、エネルギーの使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法に基づく燃費基準に対する達成度に応じて減税率を定めるものであります。

御提案のように、積雪等の地域の事情を考慮して減税措置を導入することにつきましては、この制度の趣旨に鑑み、慎重に検討すべきものと考えておりますが、まず改正法案を提出しております総務省と十分に御議論を賜りたいと考えておりますのであります。

御提案のように、積雪等の地域の事情を考慮して減税措置を導入することにつきましては、この制度の趣旨に鑑み、慎重に検討すべきものと考えておりますが、まず改正法案を提出しております総務省と十分に御議論を賜りたいと考えておりますのであります。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣下村博文君登壇、拍手〕

○国務大臣(下村博文君) 寺田議員から、地方創生を担う人材育成のうち、留学支援についてお尋ねがありました。

グローバル化した社会において、個々の能力を高め、活躍する人材を育成することは喫緊の課題であり、平成二十五年六月に閣議決定された日本再興戦略等においては、二〇二〇年までに日本人の海外留学を六万人から十二万人へ倍増させることとしております。

また、平成二十六年十二月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域に根差したグローバルリーダー育成のため、官と民とが協力した海外留学支援制度を推進することとしております。

国務大臣の報告に関する件(平成二十七年地方財政計画について)、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案趣旨説明

これらを踏まえ、文部科学省としては、民間資金を活用した「トビタテ」留学JAPAN日本代表プログラムにおいて地域人材コースを設け、地域振興や地域の課題解決等に資する留学プログラムを支援するとともに、国費による取組として、海外の大学院での学位取得を目指す意欲の高い留学への支援や、海外でのインターンシップ参加による課題解決能力の向上等を目的とした日本の大学等が実施する質の高い留学への支援を増やすこととしております。

今後とも、グローバルな視点を持って地域の課題に取り組み人材を育成し、地方創生にしっかりと取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣(塩崎恭久君) 若者の技能習得等のための労働保険特別会計の積立金の活用についてのお尋ねがございました。

若者等への支援につきましては、これまでも雇用保険法に基づく雇用保険二事業として、地域の創意工夫を生かした人手不足分野における離職者等に対する能力開発の実施、生涯現役社会の実現に向けた高年齢者への支援、雇用情勢が厳しい地域での雇用創出のための事業などを実施しているところであり、これらについて今後とも取り組んでまいります。

雇用保険二事業に充てるために徴収した雇用保険料についてはこれらの事業に要する費用に充てられますが、失業等給付に充てるために徴収した雇用保険料を失業等給付以外の財源として活用することについて、保険料を負担していただいている労使の方々の御理解をいただくことは難しいと考えております。

なお、労働保険特別会計の雇用保険の積立金は、不況期にこれを財源として失業された方に失業等給付を支給するため、好況期にしっかりと積み立てておく必要があります。過去には、平成九

年度に約四兆円あった積立金が急速に減少し、平成十四年度には約四兆億円でまで減少したこともあり、不況期に安定的運営を確保するためには必要なものでございます。(拍手)

〔国務大臣太田昭宏君登壇、拍手〕

○国務大臣(太田昭宏君) コンパクトシティーの推進についてお尋ねがございました。

昨年、都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設いたしました。従来の規制的手法のみによるのではなく、インセンティブ策を講じながら、時間を掛けて生活サービス機能や居住の立地誘導を進めていくこととしております。

さらに、先般、関係省庁によるコンパクトシティ形成支援チームを設置いたしました。省庁間の横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援することとしております。

コンパクトシティーの必要性については自治体でもかなり認識が広がってきています。例えば、市の約六割が都市計画のマスタープランにコンパクトシティーを位置付けているところです。また、富山市を始めとして、既に約六十の自治体が立地適正化計画の作成に向けた具体的な検討を始めています。

国交省としましては、こうした先進的な取組を行おうとする市町村に対して財政等の支援を行い、コンパクトシティーを推進してまいります。(拍手)

〔国務大臣竹下亘君登壇、拍手〕

○国務大臣(竹下亘君) 寺田議員から、集中復興期間後の復興の在り方について御質問いただきました。

集中復興期間の復興・復興事業につきまして、特別に財源を確保するとともに、その地方負担分を実質負担ゼロといたしました。これは異例中の異例の対応であります。この対応は、町全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低

く、膨大な復興事業を実施していく際に十分な財源がないと見込まれる被災団体が多かったことを踏まえたものでございます。

先般、三月十日の復興推進会議におきまして、総理から、集中復興期間の総括をすることともに、集中復興期間後の復興支援の枠組みについて検討するよう指示がありました。

地方負担の在り方についても、その検討の中で今後議論していくこととなります。その際には、先生御指摘の観点や、被災団体の置かれている状況が様々なことも踏まえ、被災地の声に耳を傾けつつ、丁寧に検討をしてまいります。(拍手)

○副議長(奥石東君) 吉良よし子君。

〔吉良よし子君登壇、拍手〕

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、地方財政計画外二法案に関連して、総務大臣に質問をいたします。

第一に、地方自治体に必要な財源の確保についてです。

政府は、前年度に比べ約一・二兆円上回る一般財源総額を確保したとしております。しかし、地方交付税不交付団体の水準超経費を除くと、交付税交付団体の歳入の伸びは約七千四百億円にとどまります。加えて、社会保障費の自然増や社会保障関係の制度改定に伴う歳出増を勘案すれば、更に伸びは抑えられてしまいます。これでは、地方財政の厳しい現状に照らして必要な額を適切に確保したとは言えないのではないのでしょうか。答弁を求めます。

歳出特別枠について、総務省は、平時モードへの切替えはまだできないとして、地方創生や公共施設の老朽化対策の経費として付け替えることとしました。歳出特別枠は、自治体にとって特別なものでなく経常的に必要なお金です。財務省などは削減や廃止を主張していますが、医療や介護、

子育て支援など、重要な役割を担う自治体が経常的に必要な財源の確保なくして平時モードへの切替えなどあり得ません。三位一体改革で地方から奪った地方交付税を今すぐ還元すること、地方交付税の法定率の抜本的な引上げこそ必要ではありませんか。

平成の大合併で、自治体とそこに暮らす住民へのサービスは大きく切り下げられました。例えば、長崎県南島原市では、職員数の削減に、市立保育園や幼稚園、養護老人ホームの廃止や民間移譲などが強いられました。それでも人口が減り、低い自主財源割合の下、今後の財政運営に危機感を持たざるを得ない状況とのことでした。

合併算定替えに伴う地方交付税減額分約九千五百億円の七割に当たる六千七百億円については、算定を見直して回復させるのは当然の措置です。算定見直しに当たっては、合併自治体が必要とするものを取り入れていくべきと考えますが、答弁を求めます。

第二に、外形標準課税の拡大についてです。

政府は、法人事業税の外形標準課税の拡大を行うこととしています。外形標準課税は、賃金や資本金など事業規模に応じて課税されることから、人件費の高い中小企業や赤字企業においては、人件費などの圧縮による雇用の不安定化、ひいては地域経済を更に冷え込ませることにつながると、多くの団体から強い懸念や反対の声が上がっています。

政府は、懸念に応えるとして特例なども設けていますが、その対象となるのは賃上げ三%以上の企業などとされており、効果は限定的です。地域に元気を取り戻そうというのなら、外形標準課税の拡大はやめるべきではありませんか。答弁を求めます。

第三に、公立病院についてです。

現在検討されている新公立病院改革ガイドラインは、都道府県の地域医療構想に基づき、自治体

病院の経営効率化や再編などを推進させるものです。この新ガイドライン策定に合わせ、公立病院の再編・ネットワーク化を伴う整備には、病院事業債の元利償還金の四〇%について地方交付税措置するのに対し、通常の整備には二五%の措置と差を付けるとしています。

なぜこのような差を付けるのですか。現在のガイドラインにより自治体病院や診療科の統廃合が進み、地域医療体制の崩壊が指摘されているのに、更に加速させようというのですか。答弁を求めます。

さらに、政府は、公立病院の運営費に関わる地方交付税措置も、稼働病床数を基礎とするとしています。しかし、多くの自治体病院では医師や看護師の不足が常態化しています。入院治療が必要な患者であっても、体制が取れずに患者を受け入れることができないのです。

運営費を稼働病床数に変えて病院の運営費を削減するのは本末転倒ではありませんか。むしろ、医師、看護師を確保する支援にこそ力を注ぐべきではありませんか。答弁を求めます。

全国自治体病院協議会は、自治体病院の使命は、様々な地域で関係機関と連携しながら住民の命と健康を守っていくことで地域の発展に貢献することとしています。しかし、この間の再編とネットワーク化で、地域から病院がなくなつた、産科、小児科が足りないという状況が全国各地で起きています。そういう再編とネットワーク化の更なる促進へ地方交付税にひもを付けるやり方はやめるべきではありませんか。答弁を求めます。

第四に、取組の成果に応じて地方交付税の配分に傾斜を付ける問題についてです。政府は、まち・ひと・しごと創生事業費を創設しますが、その内訳を見ると、三千億円を行革努力分としています。長年にわたりの自治体も行革努力を求め続けられ、努力できる限界をもう超えています。その認識はありますか。

行革努力によって何が起きているか。退職者の後任が補充されない、あるいは、後任が非正規職員に置き換えられていた、正規職員と同等の職務に従事しているのに、一年や三年といった契約を何回も更新されながら働き続ける非正規職員が増える、一方、正規で働く職員には人員が減つた分の仕事が増えるといったことが全国で起きています。

行革努力の名によるこれ以上の職員削減はやめるべきです。何より、地域住民にとっては皆同じ役職の職員です。正規も非正規も、職員が安心して働けるようにしてこそ地域を元気にできるのであります。答弁を求めます。

まち・ひと・しごと創生事業費のうち一つは、人口減少等特別対策事業費です。この事業費は、自治体の地方創生に対する取組の成果に基づいて地方交付税の配分に傾斜を付けるものです。

総務大臣は、衆議院で、今は人口増減率などの指標の芳しくない団体の取組の必要度に応じて手厚く配分すると言いつつ、いつまでも指標の芳しくないことを重視して配分することは適切ではないと答弁されました。

頑張る自治体を応援すると言いつつ、結果が出なければ地方交付税を減らす、結果次第でペナルティーを科すのでは、自治体間に新たな格差が生じてしまうのではありませんか。答弁を求めます。

自治体も、こうしたやり方に異論を唱えています。昨年十一月に開催された全国都道府県知事会議で、全国知事会長の山田啓二京都府知事は、一つ間違えば弱肉強食になってしまうんじゃないか、そして格差は広がっていくんじゃないかという懸念を実は多くの知事が持つておりまして述べられています。

大臣、この声こそ重く受け止めるべきではありませんか。地方交付税の趣旨をゆがめ、政策誘導することはやめるべきです。答弁を求めます。

最後に、震災復興特別交付税について伺います。政府は、集中復興期間が終わる二〇一六年度以降、被災自治体にも財政負担を求めることを検討しようとしています。

被災自治体にも負担を求めれば、被災自治体が独自に取り組んでいる医療や介護の負担軽減や住宅再建などの支援策に支障が生じることがあります。被災自治体に自助自立を強いることは断じて認められません。今、政府が検討すべきことは、震災復興特別交付税の継続と拡充ではありませんか。

以上、答弁を求め、質問を終わります。(拍手)
(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君 吉良議員から十四点お尋ねがございました。

まず、一般財源総額についてお尋ねがございました。平成二十七年の地方財政計画においては、社会保障の充実分や自然増を含め、社会保障関係費の増加を適切に反映して所要額を計上し、それに見合う財源を確保したところです。その上で、地方創生等の財源を上乗せして、全体として平成二十六年の水準を一・二兆円上回る一般財源総額を確保いたしました。

今後とも、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、必要な一般財源総額を確保してまいります。

次に、歳出特別枠と地方交付税の法定率についてお尋ねがございました。

歳出特別枠については、平成二十七年は実質的に前年度と同水準を確保したところであり、平成二十八年度以降も、一般財源総額の確保の必要性等を踏まえ、その取扱いを検討してまいります。

地方交付税の法定率については、平成二十七年において、交付税原資の安定性の向上、充実を

図るための見直しを行いました。なお巨額の財源不足が生じている状況です。国、地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えていることから、その実現は容易ではないと考えておりますが、今後とも、法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保について政府部内で十分に議論をしてまいります。

次に、合併算定替えについてお尋ねがありました。合併算定替えの特例期間終了に伴う交付税算定の見直しに当たっては、平成の合併により、市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、普通交付税の算定に反映することとしております。今後、引き続き、この方針に基づき、地方団体の御意見も伺いながら具体的な検討を進めてまいります。

次に、外形標準課税の拡大についてお尋ねがありました。外形標準課税の付加価値額は、給与の増減に対し中立的な課税標準ですが、雇用への配慮として雇用安定控除を設けております。さらに、外形標準課税の拡大に際し、所得拡大促進税制を導入するとともに、いわゆる中堅企業の負担増について軽減措置を講ずることとしており、雇用の安定や負担変動にも十分配慮をしております。

次に、公立病院の再編・ネットワーク化に伴う整備への財政措置の重点化についてお尋ねがありました。公立病院の施設整備については、平成二十七年より、通常の整備にあつては地方債の元利償還金の二五％、再編・ネットワーク化に伴う整備にあつては四〇％、地方交付税措置することとしております。これは、通常、再編等を行う場合には、医療機能の分担に伴い、新たに施設や医療機器を整備したり、既存施設を改修する等の通常の整備を上回る増加経費があることから、手厚い地

方交付税措置を講ずることとしていっているものでございます。

また、公立病院改革により、統廃合が進み、地域医療の崩壊が加速するのではないかと御指摘がございました。

公立病院改革の目指すところは、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で、公立病院が安定した経営の下で不採算医療や高度医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことにごさいます。このために、経営の効率化や必要に応じて再編等を行うことは重要であると考えております。

次に、地方交付税の算定基礎を許可病床数から稼働病床数に変更することについてお尋ねがございました。

このような見直しを行うこととしたのは、昨年六月に成立した医療・介護総合確保推進法に基づく病床機能報告制度の中で、稼働病床数が報告対象となり把握が可能となったこと、従前より、許可病床を事態に合わせて削減した団体と未稼働病床があつても許可病床をそのままにしている団体を比べると不公平ではないかとの声が寄せられていたこと等によるものです。

次に、医師、看護師の確保に対する支援についてお尋ねがありました。

医師、看護師の確保については、医療・介護総合確保推進法に基づき、地域医療介護総合確保基金を都道府県に設置し、医療従事者の勤務環境改善に取り組み等、政府として引き続き各都道府県を総合的に講じていくこととしていいます。

総務省としても、当該基金の設置に要する地方負担に地方交付税措置を行うなど、適切な地方財政措置を講じてまいります。

次に、公立病院の再編・ネットワーク化への誘導をやめるべきではないかとお尋ねがありました。

繰り返しになりますが、公立病院改革の目的は、地域において必要な医療提供体制を確保することにあります。このために、地域の状況に際して公立病院の再編・ネットワーク化が必要となる場合には、適切に地方財政措置を講ずることが必要であると考えております。

次に、地方公共団体の職員削減についてお尋ねがありました。

地方公共団体の職員数については、各団体において、地域の実情に応じ、自主的に適切な管理に取り組んでいくべきものと認識しております。引き続き、各団体においては、効率的で質の高い行政を実現するために、行政需要の変化に対応した適正な定員管理の推進に取り組んでいただくことが重要と考えています。地方公共団体の非常勤職員等の任用や処遇についても、制度の趣旨に沿って適切に対応されるべきものと考えます。

次に、人口減少等特別対策事業費の算定についてお尋ねがありました。

人口減少等特別対策事業費については、人口を基本として算定することとし、その上で、平成二十七年において、各地方公共団体がこれから地方創生に取り組むことを踏まえ、取組の必要性に応じて手厚く配分することにより、現状において指標の数値が芳しくない団体の需要額を割り増すこと、また今後、地方版総合戦略に基づく取組の成果が徐々に現れてくることが想定されることから、それを反映させるべく、そのための新たな成果枠を設けて、段階的に取組の必要度から配分額をシフトすることを検討することとしております。

このように、人口減少対策に必要な財政需要を適切に算定しようとするものであり、御指摘は当たらないものと考えております。

次に、全国知事会の山田会長の御発言についてお尋ねがありました。

全国都道府県知事会における山田会長の御発言は、地方創生の効果を上げていくためにはナショナルミニマムの問題にしっかりと対応していく必要があるとの御趣旨と認識をしております。このことは、人口減少等特別対策事業費の算定とは直接関係しないものと考えております。

次に、交付税の算定と政策誘導についてのお尋ねでございます。

人口減少等特別対策事業費の算定に当たっては、全国各地で取り組まれるまち・ひと・しごと創生の様々な取組について、その財政需要に関連すると思われる指標を幅広く用いて、各団体の所要の財政需要を公平に算定に反映させることとしております。

したがって、国が地方団体の特定の政策を誘導するとの御指摘には当たらないものと考えております。

最後に、震災復興特別交付税についてお尋ねがありました。

震災復興特別交付税については、平成二十七年までの集中復興期間中はその財源を確保することとしており、まずは平成二十七年までの復興の加速化に取り組んでいくことが必要と考えております。集中復興期間後の震災復興特別交付税の在り方については、全体の復興財源フレームの中で検討されるものと考えております。

いずれにしても、しっかりと被災地の地方公共団体のお声を伺いながら、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応してまいります。(拍手)

○副議長(奥石東君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 山崎 正昭君
副議長 奥石 東君

議員
吉良よし子君 又市 征治君
石川 博崇君 竹谷とし子君
辰巳孝太郎君 吉田 忠智君
河野 義博君 佐々木さやか君
倉林 明子君 福島みずほ君
矢倉 克夫君 杉 久武君
宮本 周司君 田村 智子君
紙 智子君 秋野 公造君
新妻 秀規君 平木 大作君
若林 健太君 江島 潔君
仁比 聡平君 大門実紀史君
若松 謙維君 谷合 正明君
横山 信一君 藤川 政人君
中原 八一君 三原じゅん子君
井上 哲士君 小池 晃君
浜田 昌良君 山本 香苗君
山本 博司君 磯崎 陽輔君
藤井 基之君 北川イツセイ君
市田 忠義君 山下 芳生君
荒木 清寛君 山口那津男君
魚住裕一郎君 長沢 広明君
世耕 弘成君 衛藤 晟一君
山谷えり子君 赤池 誠章君
長谷川 岳君 大家 敏志君
宇都 隆史君 吉川ゆうみ君
森屋 宏君 山下 雄平君
山田 修路君 渡邊 美樹君
堀内 恒夫君 三宅 伸吾君
三木 亨君 舞立 昇治君
堀井 巖君 馬場 成志君
渡辺 猛之君 井原 巧君

石井 正弘君 石田 昌宏君
太田 房江君 大野 泰正君
北村 経夫君 古賀友一郎君
牧野たかお君 中西 祐介君
熊谷 大君 磯崎 仁彦君
石井 浩郎君 赤石 清美君
山田 俊男君 野上浩太郎君
小泉 昭男君 二之湯 智君
岡田 直樹君 松村 祥史君
野村 哲郎君 愛知 治郎君
末松 信介君 中川 雅治君
宮沢 洋一君 岡田 広君
脇 雅史君 関口 昌一君
伊達 忠一君 平野 達男君
山本 太郎君 荒井 広幸君
羽生田 俊君 長峯 誠君
豊田 俊郎君 大沼みずほ君
酒井 庸行君 島村 大君
高橋 克法君 石井 準一君
古川 俊治君 丸川 珠代君
石井みどり君 松山 政司君
山本 順三君 松下 新平君
片山さつき君 柳本 卓治君

武見 敬三君 山崎 力君
橋本 聖子君 山本 一太君
木村 義雄君 小坂 憲次君
鴻池 祥肇君 森本 真治君
磯崎 哲史君 石上 俊雄君
安井美沙子君 浜野 喜史君
小西 洋之君 石橋 通宏君
大野 元裕君 西村まさみ君
柘植 芳文君 斎藤 嘉隆君
徳永 エリ君 田城 郁君
難波 奨二君 江崎 孝君
滝波 宏文君 野田 国義君
金子 洋一君 吉川 沙織君
牧山ひろえ君 風間 直樹君
相原久美子君 林 久美子君
佐藤 正久君 広田 一君
藤末 健三君 尾立 源幸君
大久保 勉君 白 眞勲君
足立 信也君 藤本 祐司君
島尻安伊子君 佐藤 信秋君
芝 博一君 柳澤 光美君
小林 正夫君 藤田 幸久君
大塚 耕平君 那谷屋正義君
山東 昭子君 尾辻 秀久君
中曾根弘文君 神本美恵子君
田中 直紀君 羽田雄一郎君
郡司 彰君 榛葉賀津也君
和田 政宗君 渡辺美知太郎君
田中 茂君 清水 貴之君
松沢 成文君 薬師寺みちよ君
行田 邦子君 山口 和之君
東 徹君 有田 芳生君
浜田 和幸君 中西 健治君
井上 義行君 藤巻 健史君

國務大臣

蓮 舫君 大島九州男君
中野 正志君 水野 賢一君
山田 太郎君 儀間 光男君
柴田 巧君 水岡 俊一君
津田弥太郎君 江口 克彦君
中山 恭子君 松田 公太君
アノ二才猪米君 真山 勇一君
川田 龍平君 小見山幸治君
増子 輝彦君 福山 哲郎君
櫻井 充君 小川 敏夫君
長浜 博行君 小野 次郎君
室井 邦彦君 前川 清成君
加藤 敏幸君 小川 勝也君
直嶋 正行君 北澤 俊美君
柳田 稔君 前田 武志君
江田 五月君 寺田 典城君
片山虎之助君

副大臣

財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 高市 早苗君
文部科学大臣 下村 博文君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国土交通大臣 太田 昭宏君
（復興大臣） 竹下 亘君
（内閣府特命担当大臣） 甘利 明君
（経済財政政策） 石破 茂君
副大臣 二之湯 智君
財務副大臣 宮下 一郎君

議長の報告事項

去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 中西 祐介君 補欠 高橋 克法君

行政監視委員

辞任 高橋 克法君 補欠 中西 祐介君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員

辞任 林 芳正君 補欠 阿達 雅志君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 河野 義博君 補欠 魚住裕一郎君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 仁比 聡平君 (仁比聡平君の補欠)

同日憲法審査会において選任した幹事は次のとおりである。

幹事 儀間 光男君 (儀間光男君の補欠)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書(安井美沙子君提出)(第四〇号)

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第四一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第三七号)

北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書(有田芳生君提出)(第三八号)

教科書検定の権限に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第三九号)

同日本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に久間和生君、原山優子君、内山田竹志君及び橋本和仁君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、再就職等監視委員会委員長に大橋寛明君を、同委員に伊東研祐君、篠原文也君、尾花眞理子君及び笠京子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、預金保険機構理事長に三國谷勝範君を、同理事に久田高正君及び高口秀章君を、同監事に町田恵美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、国地方係争処理委員会委員に小早川光郎君、高橋寿一君、牛尾陽子君、牧原出君及び渡井理佳子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、電波監理審議会委員に吉田進君及び松崎陽子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に井伊雅子君、森下俊三君、本田勝彦君及び佐藤友美子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央更生保護審査会委員に岳野尚代君及び増田暢也君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本銀行政策委員会審議委員に原田泰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、労働保険審査会委員に井上繁規君及び東郷眞子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に印南一路君及び西村万里子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、社会保険審査会委員に吉山敦子君、森俊介君及び後藤昭夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央労働委員会公益委員に諏訪康雄君、三輪和雄君、森戸英幸君、鹿野菜穂子君、鎌田耕一君、木本洋子君、両角道代君、中窪裕也君、仁田道夫君、沖野眞己君、植村京子君、藤重由美子君、山川隆一君、山下友信君及び山本眞弓君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、調達価格等算定委員会委員に植田和弘君、山内弘隆君、辰巳菊子君、山地憲治君及び高村ゆかり君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に山田攝子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に佐脇浩君、佐々木隆一郎君及び石井彰君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日議長は、サイヤド・ナヤール・フセイン・ボハリ・パキスタン・イスラム共和国上院議長より、同国ベシヤワール市において平成二十六年十二月十六日発生した学校襲撃事件に際し発送した見舞状に対する礼状を接受した。

去る二月二十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員

辞任 林 芳正君 補欠 豊田 俊郎君

財政金融委員

辞任 大塚 耕平君 補欠 浜野 喜史君

経済産業委員

辞任 豊田 俊郎君 補欠 林 芳正君

環境委員

辞任 浜野 喜史君 補欠 大塚 耕平君

同日議員から次の質問主意書が提出された。
普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第四二号)

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書(福島みずほ君提出)(第四三号)

スマートフォンアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第四四号)

薬剤服用歴未記載問題に関する質問主意書(中西健治君提出)(第四五号)

難民認定申請に関する質問主意書(中西健治君提出)(第四六号)

政府の税収見通しに関する質問主意書(中西健治君提出)(第四七号)

社会保障関係費の「自然増」に関する質問主意書(中西健治君提出)(第四八号)

軽度外傷性脳損傷(MTBI)患者救済に関する質問主意書(小池晃君提出)(第四九号)

ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第五〇号)

集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第五一号)

去る二月二十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任 大塚 耕平君 補欠 浜野 喜史君

環境委員

辞任 大塚 耕平君 補欠 浜野 喜史君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に
関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二
五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出日本のタックス・
ギャップの推計に関する質問に対する答弁書
(第三二号)

参議院議員中西健治君提出シリア渡航を表明す
る邦人に対する旅券返納命令に関する質問に対
する答弁書(第三三号)

参議院議員神本美恵子君提出関東大震災時に起
こった朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対する
答弁書(第三四号)

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の量的・質
的緩和に関する再質問に対する答弁書(第三五
号)

参議院議員中西健治君提出国家戦略特別区域外
国人滞在施設経営事業に関する質問に対する答
弁書(第三六号)

去る二日衆議院から予備審査のため次の議案が送
付された。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(江田
憲司君外四名提出)(衆第三三三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「自国と密接な関係にある外国」と集团的自衛権
の行使に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第
五二二号)

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ
所再処理工場から海洋へ放出されたことに関す
る質問主意書(川田龍平君提出)(第五二三号)
六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核
燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関
する質問主意書(川田龍平君提出)(第五二四号)

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険
性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査
に関する質問主意書(川田龍平君提出)(第五五
号)

財政法第五条及び日本銀行法に関する質問主意
書(大久保勉君提出)(第五五五号)

障がい者の政治参加に関する質問主意書(山田
太郎君提出)(第五五七号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問
主意書(安井美沙子君提出)(第四〇〇号)

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施
に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第四一
号)

普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て
用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する
質問主意書(糸数慶子君提出)(第四二二号)

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意
書(福島みずほ君提出)(第四三三号)

スマートフォンアプリケーションの抱き合わ
せ販売に関する質問主意書(藤末健三君提出)
(第四四四号)

薬剤服用歴未記載問題に関する質問主意書(中
西健治君提出)(第四四五号)

難民認定申請に関する質問主意書(中西健治君
提出)(第四四六号)

政府の税収見通しに関する質問主意書(中西健
治君提出)(第四四七号)

社会保険関係費の「自然増」に関する質問主意書
(中西健治君提出)(第四四八号)

軽度外傷性脳損傷(MTBI)患者救済に関する
質問主意書(小池晃君提出)(第四四九号)

ISILのような国家以外の主体から武力攻撃
を受けた場合の自衛権等に関する質問主意書
(櫻井充君提出)(第五〇〇号)
集团的自衛権の定義における「自国と密接な関
係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問
主意書(櫻井充君提出)(第五〇一五号)

同日議長において、第三回国連防災世界会議の際
の議員会議出席のため次のとおり議員を派遣す
ることに決定した。

一、派遣議員
熊谷 大君 櫻井 充君

一、派遣地 宮城県
一、期間 三月十三日 一日間

同日議長は、邦人殺害テロ事件に際し、マルブ
ク・アリー・アルガーニム・クウェート国民議
会議長より見舞状を受けました。

同日議長は、マルブーク・アリー・アルガーニ
ム・クウェート国民議会議長宛邦人殺害テロ事
件に際し寄せられた見舞状に対する礼状を発送し
た。

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
高野光二郎君 補欠 森屋 宏君

辞任
森屋 宏君 補欠 高野光二郎君

議院運営委員
西村まさみ君 補欠 福山 哲郎君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任
を許可し、その補欠を指名した。

国の統治機構に関する調査会委員
辞任 荒井 広幸君 補欠 平野 達男君

国民生活のための「デフレ脱却及び財政再建に関
する調査会委員
辞任 江崎 孝君 補欠 難波 奨二君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 石橋 通宏君 補欠 森本 真治君
魚住裕一郎君 若松 謙維君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付され
た。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する
法律の一部を改正する法律案(閣法第二六号)

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法
案(閣法第二七号)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民
健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第
二八号)

電気事業法等の一部を改正する等の法律案(閣
法第二九号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。

格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上
の措置等に関する法律案(古川元久君外三名提
出)(衆第四四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
栄養表示の食品単位に関する質問主意書(藤末
健三君提出)(第五八八号)

投票率向上のための施策に関する質問主意書
(藤末健三君提出)(第五九〇号)

タクシール政策と規制改革会議に関する質問主意
書(櫻井充君提出)(第六〇〇号)

「右派系市民グループ」によるデモの警備に関す
る質問主意書(有田芳生君提出)(第六一五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員有田芳生君提出解毒剤の国家備蓄に
関する質問に対する答弁書(第三七三号)

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による日本人
拉致問題に関する再質問に対する答弁書(第三
八八号)

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限
に関する質問に対する答弁書(第三九三号)
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に
よる平成二十六年第三・四半期における予算使
用の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成二十六年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員

辞任 森屋 宏君 補欠 高野光二郎君

議院運営委員

辞任 高野光二郎君 補欠 森屋 宏君

福山 哲郎君 西村まさみ君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国の統治機構に関する調査会委員

辞任 平野 達男君 補欠 荒井 広幸君

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会委員

辞任 難波 奨二君 補欠 江崎 孝君

大門実紀史君 辰巳孝太郎君

同日議長において、次のとおり憲法審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 森本 真治君 補欠 石橋 通宏君

若松 謙維君 魚住裕一郎君

同日議員から次の議案が提出された。
臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に関する法律案(川田龍平君発議(参第二二号))

同日議員から次の質問主意書が提出された。
名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設橋設置工事に關する再質問主意書(糸数慶子君提出)(第六二二号)

J-ADN-I研究に関する第三者調査委員会の報告書に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第六三二号)

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問主意書(徳永エリ君提出)(第六四四号)
介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第六五五号)
政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第六六六号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に關する質問主意書(櫻井充君提出)(第五二二号)

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに關する質問主意書(川田龍平君提出)(第五三三号)

六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第五四四号)

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第五五五号)

財政法第五條及び日本銀行法に關する質問主意書(大久保勉君提出)(第五六六号)

障がい者の政治参加に關する質問主意書(山田太郎君提出)(第五七七号)

去る五日議員から次の質問主意書が提出された。
旅館業法の規制に關する質問主意書(中西健治君提出)(第六七号)

去る六日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に關する法律案(閣法第三二〇号)

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第三二二号)

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に關する法律案(閣法第三二二号)

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三三号)
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
公職選挙法等の一部を改正する法律案(船田元君外七名提出)(衆第五五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
臨床研究の実施の適正化等に関する施策の推進に關する法律案(川田龍平君発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員安井美沙子君提出犬猫殺処分削減に向けた国の取組に關する質問に対する答弁書(第四〇号)

参議院議員江口克彦君提出北方領土、竹島及び尖閣諸島の氣象予報の実施に關する質問に対する答弁書(第四一〇号)

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に關する質問に対する答弁書(第四二二号)

参議院議員福島みずほ君提出放射線防護及び避難指示解除に關する質問に対する答弁書(第四三三三号)

参議院議員藤末健三君提出スマートフォンアプリケーションの抱き合わせ販売に關する質問に対する答弁書(第四四四号)

参議院議員中西健治君提出薬剤服用歴記載問題に關する質問に対する答弁書(第四五五号)

参議院議員中西健治君提出難民認定申請に關する質問に対する答弁書(第四六六号)

参議院議員中西健治君提出政府の税収見通しに關する質問に対する答弁書(第四七七号)

参議院議員中西健治君提出社会保障関係費の「自然増」に關する質問に対する答弁書(第四八八号)

参議院議員小池晃君提出軽度外傷性脳損傷(MTBI)患者救済に關する質問に対する答弁書(第四九九号)

参議院議員櫻井充君提出ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に關する質問に対する答弁書(第五〇〇号)

参議院議員櫻井充君提出集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国」に対する武力攻撃に關する質問に対する答弁書(第五一一号)

去る九日議員から次の質問主意書が提出された。
ドローンに關する質問主意書(大久保勉君提出)(第六八八号)

名古屋議定書等に關する質問主意書(水野賢一君提出)(第六八九号)

安倍内閣の農業政策に關する質問主意書(吉田忠智君提出)(第七〇号)

農業協同組合改革に關する質問主意書(櫻井充君提出)(第七一一号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
栄養表示の食品単位に關する質問主意書(藤末健三君提出)(第五八八号)

投票率向上のための施策に關する質問主意書(藤末健三君提出)(第五九九号)

タクシール政策と規制改革會議に關する質問主意書(櫻井充君提出)(第六〇〇号)

「右派系市民グループ」によるデモの警備に關する質問主意書(有田芳生君提出)(第六一一号)

名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設橋設置工事に關する再質問主意書(糸数慶子君提出)(第六二二号)

J-ADN-I研究に關する第三者調査委員会の報告書に關する質問主意書(川田龍平君提出)(第六三二号)

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに關する質問主意書(徳永エリ君提出)(第六四四号)

介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に關する質問主意書(小見山幸治君提出)(第六五五号)

政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第六六号)

旅館業法の規制に関する質問主意書(中西健治君提出)(第六七号)

同日議長は、ジェラルド・ラルシェ・フランス共和国上院議長より、同国パリにおいて一月七日発生したテロ事件による被害に際し発送した見舞状に対する礼状を受け受した。

去る十日内閣から次の議案が提出された。
道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三八号)

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

特許法条約の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

商標法に関するシンガポール条約の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

二千七年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

議長報告事項

個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三四号)

国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案(閣法第三六号)

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(閣法第三七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。
在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第七二号)

GPIFの運用に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第七三三三)

同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員櫻井充君提出「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に関する質問に対する答弁書(第五二二号)

参議院議員川田龍平君提出福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問に対する答弁書(第五三三三)

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問に対する答弁書(第五四四四)

参議院議員川田龍平君提出再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問に対する答弁書(第五五五五)

参議院議員大久保勉君提出財政法第五条及び日本銀行法に関する質問に対する答弁書(第五五六号)

参議院議員山田太郎君提出障がい者の政治参加に関する質問に対する答弁書(第五七七号)

去る十一日議員から次の質問主意書が提出された。
訪日外国人に関する質問主意書(江口克彦君提出)(第七四四四)

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書(和田政宗君提出)(第七五五五)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
ドローンに関する質問主意書(大久保勉君提出)(第六八八八)

名古屋議定書等に関する質問主意書(水野賢一君提出)(第六九九九)

安倍内閣の農業政策に関する質問主意書(吉田忠智君提出)(第七〇〇〇)

農業協同組合改革に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第七一一一)

去る十二日議員から次の質問主意書が提出された。
財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第七六六六)

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第七七七七)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国家基本政策委員

辞任 補欠
羽田雄一郎君 大久保 勉君

予算委員
辞任 補欠
三宅 伸吾君 江島 潔君
山下 雄平君 伊達 忠二君
大久保 勉君 羽田雄一郎君
小池 晃君 辰巳孝太郎君
薬師寺みちよ君 中西 健治君

決算委員
辞任 補欠
江島 潔君 三宅 伸吾君

懲罰委員

辞任 補欠
伊達 忠二君 山下 雄平君

同日内閣から次の議案が提出された。
競馬法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(閣法第四八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第三号)

関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを予算委員会に付託した。
平成二十七年年度一般会計予算(閣法第四四号)
平成二十七年年度特別会計予算(閣法第四五号)
平成二十七年年度政府関係機関予算(閣法第四六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一四一)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(閣法第四二二二)

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四三三三)

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第四四四四)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第四五五五)

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第四六六六)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。格差是正及び経済成長のために講ずべき税制上の措置等に関する法律案(古川元久君外三名提出)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問主意書(小見山幸治君提出(第七八号))

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書(小西洋之君提出(第七九号))

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出(第八〇号))

憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問主意書(小西洋之君提出(第八一号))

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出栄養表示の食品單位に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員藤末健三君提出投票率向上のための施策に関する質問に対する答弁書(第五九号)

参議院議員櫻井充君提出タクシー政策と規制改革會議に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

参議院議員有田芳生君提出「右派系市民グループ」による「プロ」の警備に関する質問に対する答弁書(第六一号)

参議院議員糸数慶子君提出名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設棧橋設置工事に関する再質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員川田龍平君提出「ADNI」研究に関する第三者調査委員会の報告書に関する質問に対する答弁書(第六三号)

参議院議員徳永エリ君提出養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問に対する答弁書(第六四号)

参議院議員小見山幸治君提出介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問に対する答弁書(第六五号)

参議院議員小見山幸治君提出政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問に対する答弁書(第六六号)

参議院議員中西健治君提出旅館業法の規制に関する質問に対する答弁書(第六七号)

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

大久保 勉君

西田 実仁君

山下 芳生君

伊達 忠一君

小西 洋之君

田中 直紀君

羽田雄一郎君

長沢 広明君

横山 信一君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

山田 太郎君

平野 達男君

行政監視委員

行田 邦子君

参議院運営委員

西村まさみ君

浜野 喜史君

山本 博司君

懲罰委員

山下 雄平君

補欠

伊達 忠一君

補欠

補欠

補欠

同日議員から次の質問主意書が提出された。政治資金規正法第二十二條の三に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第八二号))

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書(小西洋之君提出(第八三号))

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との關係に関する質問主意書(小西洋之君提出(第八四号))

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書(有田芳生君提出(第七二号))

GPIFの運用に関する質問主意書(浜田和幸君提出(第七三号))

訪日外国人に関する質問主意書(江口克彦君提出(第七四号))

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書(和田政宗君提出(第七五号))

財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書(大久保勉君提出(第七六号))

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書(藤末健三君提出(第七七号))

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

横山 信一君

小池 晃君

江島 潔君

徳永 エリ君

西村まさみ君

浜野 喜史君

石上 俊雄君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

西田 実仁君

山本 博司君

片山虎之助君

紙 智子君

山下 芳生君

行田 邦子君

松沢 成文君

中西 健治君

福島みずほ君

荒井 広幸君

三宅 伸吾君

石橋 通宏君

斎藤 嘉隆君

田村 智子君

山口 和之君

又市 征治君

行政監視委員

山田 太郎君

参議院運営委員

石上 俊雄君

田城 郁君

長沢 広明君

室井 邦彦君

同日内閣から次の議案が提出された。

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第五〇号)

平成二十六年年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その一)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第四九号)

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

平成二十六年年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員大久保勉君提出ドローンに関する質問に対する答弁書(第六八号)

参議院議員水野賢一君提出名古屋議定書等に関する質問に対する答弁書(第六九号)

参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の農業政策に関する質問に対する答弁書(第七〇号)

参議院議員櫻井充君提出農業協同組合改革に関する質問に対する答弁書(第七一号)

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

浜野 喜史君

補欠

石上 俊雄君

環境委員

辞任

浜野 喜史君

補欠

石上 俊雄君

国家基本政策委員

辞任

浜田 和幸君

補欠

江口 克彦君

予算委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

田中 直紀君

石橋 通宏君

齋藤 嘉隆君

長沢 広明君

室井 邦彦君

田村 智子君

山口 和之君

江口 克彦君

又市 征治君

決算委員

辞任

小西 洋之君

補欠

田城 郁君

齋藤 嘉隆君

藤巻 健史君

石橋 通宏君

小池 晃君

片山虎之助君

山田 太郎君

田村 智子君

福島みずほ君

又市 征治君

議院運営委員

辞任

田中 直紀君

補欠

片山虎之助君

室井 邦彦君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問主意書(小見山幸治君提出)(第七八号)

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第七九号)

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八〇号)

憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八一号)

政治資金規正法第二十二條の三に関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八二号)

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八三号)

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との關係に関する質問主意書(小西洋之君提出)(第八四号)

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

浜野 喜史君

補欠

石上 俊雄君

農林水産委員

辞任

柳澤 光美君

補欠

安井美沙子君

経済産業委員

辞任

安井美沙子君

環境委員

辞任

石上 俊雄君

補欠

浜野 喜史君

予算委員

辞任

二之湯武史君

補欠

三木 亨君

田中 直紀君

野田 国義君

荒木 清寛君

藤巻 健史君

辰巳孝太郎君

山田 太郎君

薬師寺みちよ君

吉田 忠智君

平野 達男君

補欠

中原 八一君

片山虎之助君

井上 哲士君

森本 真治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

島尻安伊子君

長谷川 岳君

補欠

大沼みずほ君

島田 三郎君

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

平成二十七年年度一般会計予算

平成二十七年年度特別会計予算

平成二十七年年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題

平成二十七年年度総予算について

一、開会の日

平成二十七年三月二十六日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二條により承認を求めます。

平成二十七年三月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿

同日議長から次の質問主意書が提出された。

平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第八五号)

去る二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

安井美沙子君

補欠

柳澤 光美君

経済産業委員

辞任

柳澤 光美君

補欠

安井美沙子君

国家基本政策委員

辞任

江口 克彦君

補欠

浜田 和幸君

予算委員

辞任

高野光二郎君

補欠

豊田 俊郎君

二之湯武史君

三木 亨君

大野 元裕君 小西 洋之君 森本 真治君 磯崎 哲史君 真山 勇一君 東 徹君 井上 哲士君 吉良よし子君 田中 茂君 山口 和之君 浜田 和幸君 松沢 成文君 水野 賢一君 薬師寺みちよ君 荒井 広幸君 平野 達男君 決算委員 二之湯武史君 補欠 磯崎 哲史君 田中 直紀君 小池 晃君 井上 哲士君 山口 和之君 山田 太郎君 議長運営委員 豊田 俊郎君 高野光二郎君 田中 直紀君 森本 真治君 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 沖縄及び北方問題に関する特別委員 大沼みずほ君 島尻安伊子君 島田 三郎君 長谷川 岳君 同日議員から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを財政金融委員会に付託した。 法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)(参第三号) 同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 投資の促進及び保護に関する日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号) 投資の促進及び保護に関する日本国とウクライナとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウルグアイ東方共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカタル国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一二号) 社会保険に関する日本国とルクセンブルク大公国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二二号) 航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一三三号) 航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一四四号) 刑を言い渡された者の移送に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第二五五号) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第五二二号) 貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五二二号) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 山村振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第六号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問に対する答弁書(第七二二号) 参議院議員浜田和幸君提出GPIFの運用に関する質問に対する答弁書(第七三三号) 参議院議員江口克彦君提出訪日外国人に関する質問に対する答弁書(第七四四号)	参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書(第七五五号) 参議院議員大久保勉君提出財産権の保障とキヤピタル・コントロールの手法に関する質問に対する答弁書(第七六六号) 参議院議員藤末健三君提出不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問に対する答弁書(第七七七号) 同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。 一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 文教科学委員 森本 真治君 補欠 小見山幸治君 環境委員 小見山幸治君 補欠 森本 真治君 予算委員 豊田 俊郎君 高野光二郎君 磯崎 哲史君 田中 直紀君 大久保 勉君 安井美沙子君 小西 洋之君 森本 真治君 藤田 幸久君 大野 元裕君 山口 和之君 山田 太郎君 決算委員 田中 直紀君 磯崎 哲史君 安井美沙子君 大久保 勉君 山田 太郎君 山口 和之君 参議院議員浜田和幸君提出GPIFの運用に関する質問に対する答弁書(第七三三号) 参議院議員江口克彦君提出訪日外国人に関する質問に対する答弁書(第七四四号)	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 行政監視委員会 理事 石井みどり君 (石井みどり君の補欠) 理事 長峯 誠君 (長峯誠君の補欠) 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第七七号) 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(衆第八八号) 半島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第九九号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 水産物の放射性物質調査の対象地域の拡大等に関する質問主意書(藤末健三君提出)(第八六号) 選挙権年齢等の引下げに関する質問主意書(浜田和幸君提出)(第八七号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 平成二十六年五月二十九日の菅官房長官記者会見に関する質問主意書(有田芳生君提出)(第八五五号) 昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 財政金融委員 風間 直樹君 補欠 眞勲君 文教科学委員 小見山幸治君 補欠 森本 真治君 厚生労働委員 眞勲君 補欠 風間 直樹君
--	--	---	--

環境委員

辞任

森本 真治君

補欠

小見山幸治君

予算委員

辞任

大野 元裕君
森本 真治君
安井美沙子君

補欠

藤田 幸久君
小西 洋之君
大久保 勉君

決算委員

辞任

大久保 勉君

補欠

安井美沙子君

議院運営委員

辞任

小西 洋之君

補欠

森本 真治君

同日衆議院から次の議案が提出された。

山村振興法の一部を改正する法律案(衆第六号)

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第九号)

同日内閣から次の議案が提出された。

矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案(閣法第六〇号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案(閣法第一〇号)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを沖繩及び北方問題に関する特別委員会に付託した。

沖繩県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第九号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案(閣法第五四四号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五五五号)

金融商品取引法の一部を改正する法律案(閣法第五六六号)

総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第五七五号)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案(閣法第五八五号)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第五九号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

法人税法の一部を改正する法律案(大久保勉君外九名発議)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員小見山幸治君提出限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問に対する答弁書(第七八号)

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問に対する答弁書(第七九号)

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対する答弁書(第八〇号)

参議院議員小西洋之君提出憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問に対する答弁書(第八一号)

参議院議員浜田和幸君提出政治資金規正法第十二条の三に関する質問に対する答弁書(第八二二号)

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対する答弁書(第八三三号)

参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使との關係に関する質問に対する答弁書(第八四四号)

同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十七年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

同日内閣から、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第三十一条の規定に基づく平成二十六年一月一日から同年十二月三十一日まで同法の間における同法の施行状況の報告を受領した。

同日内閣を経由して法務大臣から、破壊活動防止法第三十六条の規定に基づく平成二十六年団体規制状況の年次報告を受領した。

日本のタックス・ギャップの推計に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

大久保 勉

日本のタックス・ギャップの推計に関する質問主意書

私は、第百六十九回国会において、「日本のタックス・ギャップに関する質問主意書(第百六十九回国会質問第六号。以下「前回質問主意書」という。)を提出しているが、その後の現状について疑義があるため、以下質問する。

一 前回質問主意書に対して、政府は「政府としては、こうした意味での「タックス・ギャップ」

の推計は行つておらず、また、現時点では、行う考えはない」と答弁したが、前回質問主意書以後の状況を踏まえ、政府の見解を改めて示されたい。

二 税務大学校論議第七十六号の「米国及び英国におけるタックス・ギャップの推計の実状について(以下「論文」という。)で示された米国及び英国の取組の実情について、我が国に適用できるどうか、若しくは我が国への適用の示唆となるものがあるか、政府の見解を示されたい。

三 論文には、「タックス・ギャップの推計を税務行政に利用する試みは、先進国だけではなく、今後、途上国も含め世界的に広く採用されていくのではないかと懸念されるところである」と結論で述べられている。「税大論議掲載論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではないと注釈が付記されているが、論文の質量等卓越したものであることに鑑み、論文の結論に対する政府の見解を示されたい。

四 平成二十七年年度予算案において、タックス・ギャップの推計に関連する項目(タックス・ギャップの推計の妨げとなる項目を含む)は計上されているか、示されたい。また、平成二十七年年度税制改正大綱において、タックス・ギャップに関連する記載(タックス・ギャップの推計の妨げとなる記載を含む)はあるか、併せて示されたい。

右質問する。

平成二十七年二月二十七日

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出日本のタックス・ギャップの推計に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出日本のタックス・ギャップの推計に関する質問に対する答弁書

一について

米国の内国歳入庁が、一課税年度において税法により課されるべき税額の総計のうち、自発的に、かつ期限内に納付されなかった金額について、「タックス・ギャップ」と定義した上で、無作為に抽出した二千六百分の個人所得税の約一万三千件の確定申告書に係る調査等を基に推計し、「Federal Tax Compliance Research: Tax Year 2006 Tax Gap Estimation」(二十二年三月)等において公表していることは承知している。また、英国の歳入関税庁においても、「Measuring tax gaps 2014 edition」(二十四年十月)において、本来納付されるべき税額と実際の納税額の差額を「タックス・ギャップ」と定義していると承知している。

政府としては、こうした意味での「タックス・ギャップ」の推計を行つておらず、また、現時点では、行う考えはない。

その理由は、個々の納税者について課税要件事実や適用される税法の規定がそれぞれ異なっていることから、税法により課されるべき税額の総計について正確に捉えた推計を行うことは困難であること、米国の内国歳入庁や英国の歳入関税庁のように、課税上問題があると認められない者も含め、無作為に抽出した多数の納税者に対して「タックス・ギャップ」を推計する目的で調査を行うことについては、そのコストや調査を受ける納税者の負担にも配慮する必要があること等である。

二及び三について

御指摘の論文はあくまでも執筆者の個人的見解であり、政府として見解を述べることは差し控えたいが、米国や英国における「タックス・ギャップ」の推計に係る取組については一に於いて述べたとおりであり、また、政府とし

て、現時点では、「タックス・ギャップ」の推計を行う考えはない。

四について

平成二十七年年度予算において、「タックス・ギャップ」の推計を行うための経費に係る項目は計上されていない。また、「平成二十七年年度税制改正の大綱(平成二十七年一月十四日閣議決定)」において、「タックス・ギャップ」に関連する記載はない。

シリア渡航を表明する邦人に対する旅券返納命令に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月十八日

中西 健治

参議院議長 山崎 正昭殿

シリア渡航を表明する邦人に対する旅券返納命令に関する質問主意書

本年二月七日、外務大臣は、旅券法第十九条第一項第四号の規定に基づき、シリアへの渡航を計画する邦人五十代男性に対し旅券の返納を命じ(以下「本件旅券返納命令」という)、同人の旅券を受領した。

しかし、同人は報道目的での渡航を計画していたため、本件旅券返納命令は、海外渡航の自由に対する制約のみならず、報道の自由及び取材の自由に対する制約としての側面も認められる。

海外渡航の自由、報道の自由及び取材の自由は、いずれも憲法上保障されると解される権利である。とりわけ、報道の自由及び取材の自由は、国民の知る権利に奉仕し、民主主義の根幹をなす権利であるため、その制約に当たっては極めて慎重な判断が求められる。そこで、以下質問する。

一 外務大臣は、本件旅券返納命令を発出するに当たり、いかなる事情から「旅券の名義人の生命、身体又は財産の保護のために渡航を中止させる必要がある」と認められる場合(「旅券法第十九条第一項第四号」及び「旅券を返納させる必要がある」と認めるとき)(同法同条第一項柱書)に当たると判断したのか。本件旅券返納命令に至る判断過程及び考慮要素を明らかにされたい。

参議院議員中西健治君提出シリア渡航を表明する邦人に対する旅券返納命令に関する質問に対する答弁書

一について

外務省としては、シリアにおいていわゆる ISIL が二名の邦人を殺害し、引き続き邦人を殺害する意図を宣言するという特殊な状況において、邦人がシリアに渡航すれば生命に直ちに危険が及ぶ可能性が高いと判断されることに鑑み、渡航の意思を報道機関を通じて明らかにしていた御指摘の邦人に対し、警察と連携し、シリアへ渡航しないよう説得したが、同人はその意思を変えるには至らなかった。

このため、外務大臣は、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第十九条第一項第四号の規定に基づき、同人に旅券を返納させる必要があると判断し、その返納を命じたものである。

二について

外務省においては、平成二十七年二月七日、御指摘の邦人がシリア渡航の意思を変えるには至らなかったことを直前までの本人とのやり取りにおいて確認の上、同日午後七時三十分頃に、旅券の返納期限を同日午後七時四十分と定めた。

三について

外務省としては、旅券法第十九条第一項第四号の規定に基づく旅券返納命令に当たっては、原則として、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項第一号の規定に基づき聴聞を行うことが必要と考える。

四について

外務省としては、今般の事案は、緊急な措置を要するものであり、行政手続法第十三条第二項第一号の規定に該当するものと判断し、聴聞を行わなかったものである。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出シリア渡航を表明する邦人に対する旅券返納命令に関する質問に対する答弁書を送付する。

五について

政府としては、報道の自由を十分に尊重する必要がありと考へてゐる一方で、海外に渡航する邦人や海外に在留する邦人の安全を確保することも政府の極めて重要な役割であるとしてゐる。旅券法第十九条第一項の規定に基づく旅券返納命令については、個別具体的な事案に応じて判断する必要があると考へてゐる。

関東大震災時に起こつた朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月十八日

神本美恵子

参議院議長 山崎 正昭殿

関東大震災時に起こつた朝鮮人等虐殺事件に関する質問主意書

大正十二年(一九三三年)九月一日に起こつた関東大震災時には、朝鮮人や中国人、日本人が虐殺された(以下「朝鮮人等虐殺事件」という)。それらの虐殺事件については被害者の姓名の多くや被害者数、事件の具体的な様相などについて不明なままである。大正十二年十二月十四日の衆議院本会議では、田淵豊吉議員が、政府が「朝鮮人殺傷問題」に一言も触れないのは問題であり、被害を受けた朝鮮人に謝罪し遺族を救済すべきだと述べた。政府の見解を問ひ、また、朝鮮人と中国人殺傷事件への対応について確認したのに対し、山本権兵衛首相は「熟考ノ上他日御答ヲ致ス」として、事件の事実認定を含めて答弁を避けた。

翌日の衆議院本会議では永井柳太郎議員が、内務省が海軍東京無線電信所船橋送信所から各地方長官宛に出した電文「鮮人ハ各地ニ放火シ不逞ノ

目的ヲ遂行セントス既ニ東京市内ニ於テハ爆彈ヲ所持シ石油ヲ注ギ放火セル者アリ(以下略)や、内務省から埼玉県庁を通じて県内各町村に伝えた「暴行ヲ為シタル不逞鮮人多数ガ(中略)本県ニ入り来ルヤモ知レズ、(中略)町村当局ハ在郷軍人分會員、消防手、青年団ト一致協力シテ其警戒ニ任」ずるようにとの通牒を読み上げた。そして、このように政府が流言を拡げ警戒態勢を構築させたことが虐殺事件を引き起こす原因となつたとして、政府の責任を追及した。これに対して山本首相は、「政府ハ起リマシタ事柄ニ就テ目下取調進行中デゴザリマス、最後ニ至リマシテ其事柄ヲ当議場ニ懸ヘル時モゴザリマセウ」と答弁し、質問に対する明快な回答はなかつた。

このことを踏まえて、以下質問する。

一 前述の衆議院本会議の質疑の中に見られるように、当時の山本権兵衛首相は朝鮮人等虐殺事件について「取調進行中」であると答弁したが、その後、同事件について政府はいかなる調査を行い、いかなる結論を得たのか。

二 朝鮮人等虐殺事件により亡くなつた被害者の遺族に対して政府は救済措置や賠償などの措置を講じたのか。講じたとすれば、いかなる名目でどのような措置を講じたのか。

三 朝鮮人等虐殺事件に対する政府の調査と措置について、それが妥当であるかどうか、現政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員神本美恵子君提出関東大震災時に起こつた朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

参議院議員神本美恵子君提出関東大震災時に起こつた朝鮮人等虐殺事件に関する質問に対する答弁書

一から三までについて
お尋ねの「調査」、「結論」及び「救済措置や賠償などの措置」については、調査した限りでは、政府内にこれらの事実関係を把握することができると記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

日本銀行の量的・質的緩和に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月十九日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

日本銀行の量的・質的緩和に関する再質問主意書

私が提出した「日本銀行の量的・質的緩和に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第一五号)に対する答弁書(内閣参質一八九第一五号)に疑義があるため、再度、以下のとおり質問する。

一 「財政ファイナンス」とはどのような状況を指すのか、政府の見解を示されたい。また、財政ファイナンスを中央銀行が行う状況が発生した場合、政府はそのことを中止させることができるのか、日本銀行の独立性の観点を踏まえ、見解を示されたい。

二 現在の日本銀行の金融政策は、財政ファイナンスの状況にあるか。また、日本銀行が国債保有残高を毎年八十兆円積み増し続けているという量的・質的金融緩和政策を長期間続けた場合、財政ファイナンスに陥るリスクが発生すると考へる

るか、政府の見解を示されたい。
三 日本銀行が、これまでに発行されている国債の全てを保有する状況は、財政ファイナンスといえるか、政府の見解を示されたい。

四 プルームバーク社によると、日本銀行による保有分を除く国債の発行残高は、足元で約六百十六兆円とのことである。また、政府が平成二十八年年度以降も平成二十七年年度と同じ百二十六兆四千億円ずつ長期国債を発行し、日本銀行が保有残高を年間約八十兆円に相当するペースで増加するよう買入れを行い続けると仮定すると、市中残高が償還分も含めて毎年約五十二兆円ずつ減少することにより、日本銀行以外の保有額は、平成三十八年度中にゼロになるという試算がなされている。日本銀行の国債保有比率は、昨年九月で約二十三パーセントであり、平成三十八年度中に百パーセントに達するとの試算であるが、この間、線形で保有比率が上昇すると、財政ファイナンスの疑義を増すことになるかと考へる。この対策として、長期国債の発行金額を増加させ、日銀の保有比率を低下させる政策を政府が行うべきと考へるのか、若しくは日本銀行の国債購入金額がこの期間中に減少すべきと考へるのか、政府の見解を示されたい。

五 昨年十一月に開催された第五十八回国債市場特別参加者会合の議事要旨によれば、「中央銀行が発行される国債の大半を購入する状況は正常ではなく、市場の価格発見機能及び流動性が低下する中、市場は外的ショックに対して脆くなつてゐる面があるものと思ふ」との意見が述べられたとされている。発行される国債を日本銀行が直接に引き受けているわけではないといえ、その大半を購入している状況について、国債の市場機能や流動性が適切に担保されていると考へているのか、発行体である政府の見解を示されたい。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

三〇

六 政府は、国債の発行体として、国債に対する投資家の多様化に適切な政策を講じてきたのか。個人及び外国人の国債保有比率の低迷に対する評価も含め、政府の見解を示されたい。

七 政府は、ドル建て、ユーロ建て等、他国通貨建てによる国債発行の可能性を常々否定している。国債保有者の多様化及び日本銀行以外による国債安定消化の必要性の観点を踏まえ、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の量的・質的緩和に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出日本銀行の量的・質的緩和に関する再質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「財政ファイナンス」がどのような状況を指すのかについては、様々な議論があるものと承知しているが、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五条本文においては、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金(の借入)については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」とされており、これに抵触する日本銀行による公債の引受け等については、禁じられているものと理解している。

現在、日本銀行が「量的・質的金融緩和」の下で行っている国債買入れは、二パーセントの物価安定目標の実現という金融政策を目的とし、日本銀行が自らの判断で、市場で流通している

ものを対象に実施しているものであり、同条に抵触するものではないと考えている。

また、仮定の場合についてのお尋ねについては、お答えすることは差し控えたい。

五について

政府が国債市場の機能や流動性の現状について見解を示すことは、国債市場に不測の影響を与えるおそれがあるため、お答えすることは差し控えたい。ただし、一般論として言えば、国債の安定消化のためには、国債の売買が活発に行われる国債市場が存在することが望ましい。政府としては、市場関係者の意見等も踏まえつつ、流動性の確保等に努めてきたところである。

六について

政府としては、国債の安定消化の観点から、従来より個人向け国債の販売の推進や海外投資家に対する国債の投資情報の提供等を通じて保有者の多様化に努めてきたところであるが、国債の保有状況については、金利水準や国内外の市場の動向等を背景に決まるものであり、政府としての評価を述べることは差し控えたい。

七について

お尋ねの他国通貨建ての国債については、現在、あえてこれを発行しなくとも国債の安定消化が図られていると認識しており、政府として発行に向けた検討は行っていない。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年二月十九日

参議院議長 山崎 正昭殿
中西 健治

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する質問主意書

政府は、第四回観光立国推進閣僚会議(平成二十六年六月十七日開催)において、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム二〇一四」を決定し、二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を追い風として、二〇二〇年に向けて訪日外国人旅行者数二千万人の高みを目指すこととしている。

さらに、政府は、「日本再興戦略(平成二十五年六月十四日閣議決定)において、二〇三〇年には訪日外国人旅行者数三千万人を超えることを目指す。」とした上で、「日本再興戦略」改訂二〇一四(平成二十六年六月二十四日閣議決定)においても、この目標を維持している。

もつとも、訪日外国人旅行者の大幅な増加によって、宿泊施設の供給不足が懸念される。

この宿泊施設の供給不足の解決策として、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域法第十三条の活用が考えられるが、いまだ国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の前提となる条例(国家戦略特別区域法施行令第三条第二号)を定めた都道府県、市又は特別区はなく、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業は運用に至っていない。

二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の際には、国内旅行宿泊者・訪日外国人宿泊者が東京に集中し、東京の宿泊施設の需給が逼迫することが懸念される。

そこで、以下質問する。

一 政府は、二〇二〇年及び二〇三〇年における、東京の宿泊施設の供給能力を、それぞれ何人泊と見込むか。

二 政府は、二〇二〇年及び二〇三〇年における、国内旅行宿泊者及び訪日外国人宿泊者による東京の宿泊施設の需要を、それぞれ何人泊と見込むか。

三 政府は、二〇二〇年及び二〇三〇年における、東京の宿泊施設の供給不足を、それぞれ何人泊と見込むか。

る、東京の宿泊施設の供給不足を、それぞれ何人泊と見込むか。

四 政府は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業が運用に至っていない原因を、どのように分析しているか。

五 政府は、東京圏及び関西圏以外の地域において、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を認定する考えはあるか。

六 国家戦略特別区域法施行令第三条第二号では、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する「施設を使用させる期間」を「七日から十日までの範囲内において(中略)条例で定める期間以上」としている。使用期間の要件を短くすることにより事業が活用しやすくなると考えるが、政府は、期間を見直す考えはあるか。

右質問する。

平成二十七年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの平成三十二年及び平成四十二年における東京の宿泊施設の供給能力、需要及び供給不足の見込みについては、現在、市場動向に関する情報を収集しているところであり、現時点で明示することは困難である。なお、今後、平成三十二年までに訪日外国人旅行者数を二千万人にするという目標の達成に向けて、地域ブロックごとに、地方公共団体や事業者等の関係者と連携し、宿泊施設の供給の確保の状況等に

ついでに地域における現状や課題をきめ細かく把握した上で、課題解決に必要な手立てを講じてまいる所存である。

四について
国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号。以下「法」という。)第十三条第一項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(以下「本事業」という。)を実施するためには、法第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議は、法第八条第六項の規定により、国家戦略特別区域担当大臣、関係地方公共団体の長及び法第七条第二項に規定する構成員の全員の合意により、本事業を定めた法第八条第一項の区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることが必要であるが、これまでに当該合意がなされていないため、実施されていない。

五について
東京圏及び関西圏以外の国家戦略特別区域において、法に定める所要の手続を経ることにより、本事業を定めた区域計画を認定することが可能となる。

六について
御指摘の国家戦略特別区域法施行令(平成二十六年政令第九十九号)第三条第二号に規定する期間については、法第十二条の規定に基づく評価結果を踏まえ、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずることとしている。

解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年二月二十三日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

解毒剤の国家備蓄に関する質問主意書
本年は、地下鉄サリン事件から二十年目になります。化学テロに対応する治療体制について質問します。

一 化学テロに備えた解毒剤(以下「解毒剤」とする)の国家備蓄はこれまでにありましたか。あつたならどこに、どれだけの量の、どんな種類の解毒剤が備蓄されていましたか。なかったなら、その理由をお示し下さい。

二 主要七か国(G7)のなかで解毒剤の国家備蓄がないのはどの国ですか、具体的にお示し下さい。

三 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、その予算規模はどうなりますか、具体的にお示し下さい。

四 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、保管場所はどこになりますか。

五 解毒剤の国家備蓄が行われるなら、その種類と量をお示し下さい。

六 地下鉄サリン事件から二十年がたちますが、政府はこれまで化学テロ対策にどのように取り組んできましたか、編年的かつ具体的にお示し下さい。

右質問する。

平成二十七年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出解毒剤の国家備蓄に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出解毒剤の国家備蓄に関する質問に対する答弁書
一について

化学剤を用いたテロへの対応に必要な医薬品については備蓄を行っているが、お尋ねの具体的な備蓄状況については、危機管理上の理由から、お答えを差し控えます。

二について

お尋ねについては承知していません。

三から五までについて

平成二十六年年度補正予算に、化学災害及び化学剤を用いたテロへの対応に必要な医薬品の備蓄のための経費を約八千八百万円計上しているが、お尋ねの化学災害及び化学剤を用いたテロへの対応に必要な医薬品の具体的な備蓄状況については、危機管理上の理由から、お答えを差し控えます。

六について

地下鉄サリン事件等を踏まえ、化学剤を用いたテロへの主な対策として、平成七年四月、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)が制定され、化学兵器の製造、所持等が禁止され、化学兵器原料たり得る化学物質について許可、届出等の各種の規制の制度が導入されるとともに、同月、サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)が制定され、サリン等の製造、所持等が禁止され、これを発散させる行為についての罰則等が定められている。

また、平成十三年に「NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について」(平成十三年四月十六日内閣危機管理監決裁)を策定し、化学剤を用いたテロを含め大量殺傷型のテロ事件が発生した際の政府の基本的な対処について定めた。

さらに、平成十二年度以降、各都道府県警察にNBCテロに対応する専門部隊を設置するとともに、陸上自衛隊における各師団及び旅団の特殊武器防護隊等の体制強化を図る中で平成十九年度には中央特殊武器防護隊の新編を行うなど、化学剤を用いたテロへの対処能力の向上を図っている。

北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年二月二十三日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問主意書

私が平成二十七年二月十日付けで提出した「北朝鮮による日本人拉致問題に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第二号)に対する、二月二十日付けの政府答弁書(内閣参質一八九第二二号。以下「答弁書」とする)を受け、北朝鮮による日本人拉致問題に関し、以下再質問します。

一 政府は、答弁書一及び二についてにある「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」について、平成二十七年二月一日現在で何件何名存在すると把握していますか。

二 政府は、答弁書一及び二についての中で「これまでのところ、北朝鮮による拉致行為があつたことを確認するには至っていない」と述べています。これは前記一でお尋ねした「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案」のすべてにおいて現時点では確認するには至っていないと答弁しているのですか。

三 政府は、平成二十年十月十五日付けの「拉致問題における今後の対応」において、「特定失踪者」にかかる事案を含め、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に関する捜査・調査等を引き続き全力で推進していくとしています。また、平成二十五年一月二十五日付けの「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」において、「④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する」としてあります。

ところが、これだけ徹底した捜査・調査を継続しているにも関わらず、政府認定拉致被害者が十七名から一向に増えないことに對し、特定失踪者家族のなかから「国民が納めた税金を無駄遣いしている」との厳しい批判の声が出ています。政府はそうした認識をお持ちですか。

四 政府は、答弁書二についての中で、「お尋ねの特定失踪者の政府認定の意味するところが明らかでないことから、お答えすることは困難である」と述べています。ここで言う「特定失踪者」とは、答弁書五についての中にある「北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者」、及び平成二十六年五月二十九日の菅内閣官房長官記者会見にある「拉致の疑いが排除されない行方不明の方々」のことです。

また、「政府認定」とは、平成二十五年一月二十五日に決定された「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」にある「拉致被害者としての認定の有無にかかわらず」の「認定」のことです。

以上の説明を踏まえ再度お尋ねします。現在、全国に存在する特定失踪者の政府認定がなされないことは、関係機関の捜査・調査の積み上げの結果によるものと理解してよろしいですか。

五 政府は、答弁書四についての中で、「拉致被害者を始めとする全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報するよう強く求めている」と述べています。これは北朝鮮側からの調査報告においては拉致問題を最優先するものではないと言明したと理解してよろしいですか。併せて、昨年十月三十一日に外務省の伊原純一アジア大洋州局長らが家族会等に対して行った北朝鮮特別調査委員会との協議に関する報告会において、

質問主意書及び答弁書

「拉致問題が最優先課題であることを印象付けるため、特別調査委員会の委員長、各部長に何度も言及したことを撤回したと理解してよろしいですか。

六 政府は、答弁書五についての中で、「必要に応じ、適宜適切に面談を行っているところである」と述べています。これは北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の家族が必要とした場合は適宜適切に面談に応じると理解してよろしいですか。

右質問する。

平成二十七年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出北朝鮮による日本人拉致問題に関する再質問に對する答弁書

一について

本年二月一日現在、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者の数は、八百八十一名である。

二から四までについて

先の答弁書(平成二十七年二月二十日内閣参質一八九第二号。以下「前回答弁書」という。)一及び二についてでお答えしたとおりである。

五について
前回答弁書四についてでお答えした内容は、御指摘の「拉致問題が最優先課題であることを印象付けるため、特別調査委員会の委員長、各部長に何度も言及した」といった発言を含め、御指摘の会合における具体的なやり取りを前提としたお尋ねについては、お答えを差し控

えたい旨を述べた上で、「政府としては、北朝鮮に對し、拉致被害者を始めとする全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査を迅速に行い、その結果を速やかに通報するよう強く求めている」とことを述べたものである。

六について

前回答弁書五についてでお答えしたとおりである。

教科書検定の権限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十三日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

教科書検定の権限に関する質問主意書

文部科学省ホームページには「教科書の検定とは、民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格したものを教科書として使用することを認めること」とある。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 「民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格して「教科書」として使用することを認められた「教科書」は、文部科学省が全国どの学校でも「教科書」として適切である」とし、「教科書として使用することを認める」としたものと解してよいと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 前記一のとおり、「民間で著作・編集された図書について、文部科学大臣が教科書として適切か否かを審査し、これに合格して「教科書」として使用することを認められた「教科書」について、学校による選定に先立って、所管する学

三二

校の教育に使用するのに適しない点はないか再度「審査」し、特定の文部科学省検定合格教科書を、所管する学校の教育に使用するのに適切ではない、すなわち教科書として不合格と公定する権限を、各地の教育委員会は教育の地方自治の観点から見て保持しているといえるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出教科書検定の権限に関する質問に對する答弁書

一について

文部科学大臣の検定を経た教科用図書は、教科用図書を採択する権限を有する者の判断により、各学校において教科用図書として使用することができ。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から公立学校において使用する教科用図書を採択する権限は、当該公立学校を所管する教育委員会が有しているものである。

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十五日

安井美沙子

参議院議長 山崎 正昭殿

犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する
質問主意書

我が国においては、年間十二・八万頭もの犬・猫が殺処分されている。殺処分率は欧米先進国と比べて格段に高く、先進国として恥ずかしい実態である。これは、動物の愛護及び管理に関する法律で動物の愛護及び管理に関する施策が自治事務と規定され、動物愛護への国の関与が限定的であることも一因である。そこで、犬猫殺処分削減に向けて国の取組を強化すべきとの観点から、以下質問する。

一 動物の愛護及び管理を充実させ、殺処分ゼロを目指すという哲学を持つて国が予算を付けないければ殺処分を減らすことはできない。国に代わって全国のNPOやボランティアの方々が自腹で活動している現状を直視し、動物愛護に関する予算を可能な限り増額すべきと考えるが、政府の見解如何。

二 自治体が行う動物の収容や譲渡のための施設の整備に対する国の補助金の補助率は二分の一で、全国的に財政状況の苦しい現状では自己負担を求められる自治体は申請しづらい。譲渡の機会を増やすための環境を整備し殺処分を減らすために、補助率を上げるべきではないか。また、他の補助金の補助率等とのバランスを勘案して補助率を決めているとのことであるが、具体的にどういった種類の補助金の補助率等とのバランスを勘案し、どういった手続を経て決定しているのか、政府の見解如何。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

参議院議員安井美沙子君提出犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員安井美沙子君提出犬猫殺処分削減に向けた国の取組に関する質問に対する
答弁書

一 について
政府としては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下「法」という。)第五条第一項の規定に基づき定められた動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成十八年環境省告示第百四十号)で示された取組等を推進するために必要な予算の確保に努めているところである。

二 について
御指摘の補助率については、法第三十五条第八項の規定に基づき、国は、都道府県等に対し、動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年政令第百七号)第三条の定めるところにより、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、二分の一以内の額について補助するものとされており、「環境保全施設整備費補助金交付要綱(平成九年七月四日付け環自計第二〇八号・環水規第二四一号環境事務次官通知別紙)」において、動物収容・譲渡対策施設整備事業に係る補助金の補助率は二分の一とされている。同要綱に定められた他の対象事業である自然共生型地域整備推進事業、山岳環境等浄化・安全対策事業等に係る補助金との整合性を踏まえれば、当該補助率を引き上げることが困難である。

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年二月二十五日

江口 克彦

参議院議長 山崎 正昭殿

北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問主意書

北方領土、竹島及び尖閣諸島が、我が国の領土であることに議論の余地はない。北方領土、竹島及び尖閣諸島が我が国の領土であることについて、幅広く国民へ周知徹底を図る観点からも、気象予報を実施し、その情報を国民へ提供する必要があると考え、以下質問する。

一 我が国の領土において、離島は重要な役割を果たしており、有人離島のみならず、無人離島も含め、国家主権が及んでいることを明らかにするためにも、国民に対し、必要な行政サービスが提供されるべきであると考え。現在、気象庁が行っている離島についての気象予報の現状を示されたい。

全ての離島について、気象予報を行っているのか、特に北方領土、竹島及び尖閣諸島についての現状を示されたい。

二 近年の気象予報は、ゲリラ豪雨、竜巻等の比較的狭いエリアで発生する自然災害への的確な対応を可能とすべく、いわばピンポイントで、かつ、短時間単位での予報に対するニーズが高まっている。離島及びその周辺海域についても、同海域を漁場として漁を営む我が国の漁業者や同海域を輸送等のため航行する海洋交通に従事する国民の自然災害による被害を回避し、安全な操業・航行を確保する観点から、ピンポイントで、かつ、短時間単位での気象予報が提供される必要があると思われるが、政府の見解

を明らかにされたい。

特に、北方領土、竹島及び尖閣諸島並びにその周辺海域におけるピンポイントで、かつ、短時間単位での気象予報の必要性について、政府の見解を明らかにされたい。

三 昨年十一月十一日の参議院国土交通委員会において、私が北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の必要性について質問したところ、太田国土交通大臣は「政府全体として考えるべき問題」と答弁しているが、その趣旨を明らかにされたい。

また、その後太田大臣は北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報について政府全体の課題とすべく問題提起したのかどうか、したとすればそれはいつか、していないとすれば何故しないのか、明らかにされたい。

加えて、安倍内閣として、北方領土、竹島及び尖閣諸島における気象予報について、前記二で指摘した必要性を踏まえ、実施に着手する考えがあるか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員江口克彦君提出北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施に関する質問に対する答弁書

一 について
気象庁においては、御指摘の「全ての離島」を含む我が国の全域について、一府県の区域又はこれに相当する区域を範囲とする府県予報区を分割した全国の百四十二の区域ごとに天気予報

を行っているところであり、御指摘の「北方領土、竹島及び尖閣諸島」についての天気予報は、それぞれ、釧路・根室・十勝地方の根室地方、島根県の隠岐及び八重山地方の石垣島地方の区域における天気予報として行っている。

二について
気象庁においては、御指摘の「離島及びその周辺海域」を含む日本周辺海域を十二の海域に分割して一日二回、船舶の運航に必要な海上の気象等の予報を行っているところであり、御指摘の「北方領土、竹島及び尖閣諸島並びにその周辺海域」を含むこれらの十二の海域を対象とした予報については、現行よりも区域を分割し、時間間隔を短くした予報の提供に向けた取組を進めているところである。

三について
北方領土、竹島及び尖閣諸島の気象予報の実施については、関係省庁間で連携して総合的に判断することが必要であり、検討を行っているところである。

普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問主意書

本年二月十六日、翁長沖縄県知事は、名護市辺野古崎沖における普天間飛行場代替施設建設事業の一環として沖縄防衛局が海底に設置したコンク

リート製のいわゆるトンブロックが、昨年八月の沖縄県の岩礁破碎許可の区域外での設置であるとして、作業の停止を指示した。このトンブロック設置により、海底のサンゴ礁が回復不能なほど損傷したおそれがある。政府は、この停止指示に応ずる姿勢を見せていないが、こうした深刻な環境破壊を伴う作業は直ちに中止すべきと考える。

こうした普天間飛行場代替施設建設事業による環境破壊は、沖縄県外にも広がる動きを見せている。政府は、埋立て工事に使用する土砂について、鹿児島県の奄美大島や徳之島、瀬戸内海圏域からの採取・搬出を計画しているとされるが、こうした採取・搬出は当該地域の環境を破壊するのみならず、不用意に動植物の卵や種子等の移動・攪拌をもたらすことで辺野古の海にも深刻な影響を与えるおそれがある。政府は、こうした計画についてその有無も含めて全貌を明らかにした上で、直ちに活動を中止し、辺野古から退去すべきである。

よつて、以下質問する。

一 普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て作業に際して、どのくらいの量の土砂が必要と見積もっているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、前記一において必要と見積もっている土砂について、どの地域から採取・搬出する予定であるのか、具体的な地域名を明示した上で、当該採取・搬出の計画の詳細を明らかにされたい。

三 沖縄県外の地域からの土砂の採取・搬出は、当該地域の環境を破壊するとともに、辺野古の海に地域外の土砂に含まれる外来の動植物の卵や種子等が運び込まれることで沖縄固有の生態系に悪影響を与えるおそれがある。このような土砂の採取・搬出に伴う環境破壊や生態系へ悪影響を与える可能性について、政府の認識を示されたい。

また、こうした沖縄県外からの土砂の採取・搬出について、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価に際して、その対象となつたのか明らかにされたい。仮に対象となつていなかった場合、改めて土砂の採取・搬出について環境影響評価を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する質問に対する答弁書

一について

普天間飛行場代替施設建設事業(以下「本件事業」という。)における埋立土砂については、約二千万立方メートルと想定している。

二について

本件事業における埋立土砂については、キャンプ・シュワブ既存陸上部及び辺野古ダム周辺からの採取により約四百万立方メートルを確保し、本件事業が実施される区域(以下「事業実施区域」という。)の外から約千七百万立方メートルを調達することを現時点で想定しているが、その採取場所については未定である。

三について
本件事業における埋立土砂のうち事業実施区

域の外から調達するものについては、供給元が土砂の採取による環境への影響に配慮していることを確認するとともに、専門家の助言を得ながら、事業実施区域及びその周辺の生物相や生態系に影響を及ぼすものではないことを確認した上で用いることとしている。

また、本件事業の事業者である沖縄防衛局自らが行う埋立土砂の採取については、本件事業に係る環境影響評価の対象としているが、それ以外の埋立土砂の調達については、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第一項に規定する「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更」には当たらないことから、環境影響評価の対象とはしていないところである。

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

福島みずほ

参議院議長 山崎 正昭殿

放射線防護及び避難指示解除に関する質問主意書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所近隣地域における放射線防護及び避難指示解除について、以下質問する。

一 現在、「国際放射線防護委員会の二〇〇七年勧告」(以下「本件勧告」という。)における「緊急時被ばく状況」にある市町村はどこか。
二 現在、本件勧告における「現存被ばく状況」にある市町村はどこか。
三 事故直後、本件勧告における「緊急時被ばく

状況」とした市町村はどこか。そのうち、本件勧告における「現存被ばく状況に移行した市町村はどこか、また、どの時点で移行したか。

四 昨年十二月二十八日に解除された南相馬市の特定避難勧奨地点に関して、解除以前の時点では、本件勧告における「緊急時被ばく状況」、「現存被ばく状況」のどちらにあったか。

五 国際放射線防護委員会(ICRP)の「原子力事故または放射線緊急事態後の長期汚染地域に居住する人々の防護に対する委員会勧告の適用」においては、「汚染地域内に居住する人々の防護の最適化のための参考レベルは、このカテゴリの被ばく状況の管理のためにPublication 103(中略)で勧告された1-20mSvのバンドの下方部分から選択すべきであることを、委員会は勧告する」としているが、日本政府としてこの「参考レベル」は何ミリシーベルトに設定しているか。また、その設定値は適切であると考えているのか、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員福島みずほ君提出放射線防護及び避難指示解除に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出放射線防護及び避難指示解除に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「国際放射線防護委員会の二〇〇七年勧告」における「緊急時被ばく状況」及び「現存被ばく状況」は、市町村ごとに特定していないため、具体的にどの市町村が東京電力株式会社

福島第一原子力発電所事故直後に緊急時被ばく状況であったのか、どの市町村が、いつ現存被ばく状況に移行したのかについては、お答えすることは困難であるが、少なくとも平成二十六年以降、福島県内の状況は、同勧告で定義される現存被ばく状況におおむね移行しているものと認識している。

五について

お尋ねの「参考レベル」については、現時点において設定していない。

スマートフォンのアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

スマートフォンのアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問主意書

一昨年、三十代女性が携帯電話販売店で携帯電話を購入する際に、複数のアプリケーションへの加入や携帯関連機器の購入、オプションの通信契約の締結などを勧められ契約した結果、多額の請求をされ(以下「本件事例」という)、相談を受けた自治体が調査を行い、通信事業者に対して販売改善要望書を提出した。

各通信事業者が自社で携帯電話向けアプリケーションを開発し、販売している。通信事業者が販売代理店で自社アプリケーションを優先して、場合によっては排他的に抱き合わせ販売のような営業を行うように指示しているという報道があるが、このような通信事業者による営業方針が、販売代理店における強引な勧誘につながっていると

考えられる。

この問題について、以下のとおり質問する。

一 公正取引委員会や消費者庁に、販売代理店における排他的な抱き合わせ販売に起因すると思われる相談が、販売代理店、販売代理店から排除されたアプリケーション開発事業者又は消費者から寄せられているか明らかにされたい。また、相談が寄せられているとしたら相談件数や具体的な事例を示されたい。

二 本件事例は、消費者安全法に基づく消費者事故等に該当するばかりでなく、独占禁止法の定める不公正な取引方法に該当するものであると考えられる。また、携帯アプリケーション産業の健全な発展を阻害するとともに、消費者にとつてもサービスを選択することによる利益が制限されるものとなり、独占禁止法第一条に定める目的に照らして不適切なものであると考えられるが、政府の見解を示されたい。右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出スマートフォンのアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出スマートフォンのアプリケーションの抱き合わせ販売に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人国民生活センターが運営する全国消費生活情報ネットワーク・システムに集約された消費生活相談情報によると、携帯電話サービスに関し、「アプリケーション」に加入しないと契約できないと言われた。仕方なく加入

したが、納得できない。」「不要ならば一か月後に解約すればよい」とオプションを付けたが、簡単な手続きでは解約できない。」等の消費生活相談が各地の消費生活センターに寄せられているものの、お尋ねの「販売代理店における排他的な抱き合わせ販売に起因すると思われる相談」の件数については把握していない。

また、公正取引委員会に寄せられている個別具体的な申告の有無については、今後の調査活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

御指摘の「本件事例」が、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)第二条第五項に規定する消費者事故等又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項に規定する不公正な取引方法に該当するかどうかは、個別具体的な事情により判断されることとなり、一概にお答えすることは困難である。

薬剤服用歴未記載問題に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

中西 健治

参議院議長 山崎 正昭殿

薬剤服用歴未記載問題に関する質問主意書

株式会社くすりの福太郎が運営する調剤薬局において、平成二十五年三月の社内調査の結果、薬剤服用歴に記載していない(以下「薬歴未記載」という)情報が約十七万件に及んでいたことが明らかとなった(平成二十七年二月十日付け朝日新聞朝刊)。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

その後、株式会社CFSコーポレーションが運営する調剤薬局においても、平成二十五年六月の社内調査の結果、薬歴未記載の情報が約八万件に及んでいたことが明らかとなり（平成二十七年二月二十二日付け朝日新聞朝刊）、薬歴未記載問題は広がりを見せている。

薬剤服用歴の記録は、処方内容、患者の体質・アレルギー歴・副作用歴、副作用が疑われる症状の有無、服薬指導の要点等を把握し、副作用や誤った服用を未然に防ぐものであるから、その未記載によって重篤な健康被害をもたらすことが懸念される。

また、薬剤服用歴の記録は、調剤報酬請求の根拠となる記録であり、薬剤服用歴が適切に管理されていない場合、薬剤服用歴管理指導料が不正に請求されている可能性がある。

そこで、以下質問する。

一 政府が、株式会社くすりの福太郎が運営する複数の調剤薬局における薬歴未記載を把握したのはいつか。

二 政府が、株式会社CFSコーポレーションが運営する複数の調剤薬局における薬歴未記載を把握したのはいつか。

三 政府は、株式会社くすりの福太郎及び株式会社CFSコーポレーションが運営する調剤薬局以外の調剤薬局における薬歴未記載を把握しているか。仮に把握しているとした場合、それを把握したのはいつか。

四 政府は、前記一から三における薬歴未記載による健康被害の有無を把握しているか。

五 政府は、前記一から三における薬歴未記載を把握し、どのような対応をとったのか。

六 政府は、前記一から三における薬歴未記載の原因をどのように受け止めているか。

七 政府は、平成二十七年二月二十四日、日本薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チエンドラッグストア協会に対し、平成二十六年に薬剤

服用歴管理指導料を算定したもののうち、薬歴未記載の件数等について自主点検し、同年三月中旬をめどにその内容を厚生労働省に報告するよう要請したが、その結果はいつ公表されるのか。

八 政府は、前記七の調査のほか、薬歴未記載による薬剤服用歴管理指導料の不正請求に関する調査を行う予定はあるか。

九 政府は、薬歴未記載による薬剤服用歴管理指導料の不正請求があったことを把握した場合、どのような対応をとるのか。

右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出薬剤服用歴未記載問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出薬剤服用歴未記載問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十七年一月三十日に、厚生労働省の職員が御指摘の企業の親会社である株式会社ツルハホールディングスから報告を受け、把握したものである。

二について

お尋ねについては、平成二十七年二月十八日に、厚生労働省の職員が御指摘の企業から報告を受け、把握したものである。

三、四及び六について

お尋ねについては、現時点において把握していない。

五について

お尋ねについては、厚生労働省の職員が、平

成二十七年一月三十日に株式会社ツルハホールディングスに対して、同年二月十九日に株式会社CFSコーポレーションに対して、自主点検を行い、その結果を報告するよう求めたところである。また、同月二十三日に、「薬剤服用歴の記載状況の自主点検について」（平成二十七年二月二十三日付け厚生労働省保険局医療課医療指導監査室事務連絡）により、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び日本チエンドラッグストア協会（以下関係団体という。）に対して、傘下の保険薬局の薬剤服用歴の記載状況について自主点検を行い、その結果を同年三月中旬をめどに報告するよう求めたところである。

難民認定申請に関する質問主意書
平成二十五年における我が国の難民庇護の状況は、難民認定申請数三千二百六十人、難民の認定をしない処分に対する異議申立て数二千四百八人である一方、難民と認定した者が六人、人道的な配慮が必要なものとして在留を認めた者が百五十一人というものである。

七について
お尋ねについては、関係団体からの報告の状況等を踏まえ、今後検討することとしている。

難民認定申請に関する質問主意書
これに対して、平成二十四年における諸外国の難民認定数は、米国二万五千二百六十八人、英国八千七百二十七人、ドイツ八千七百六十四人、フランス三千三百三十三人である。諸外国と比べて少ない我が国の難民認定数に対して、我が国の難民認定手続の公平性・透明性に問題があるのではないかと指摘がなされている（平成二十六年十二月第六次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（以下「検討結果」という。）二頁）。

厚生労働省において、関係団体等からの報告の内容を十分に精査した上で、御指摘の調査について検討してまいりたい。

他方で、我が国の難民認定申請数は、平成十七年には三百八十四人であったものが、平成二十六年には暫定で五千人（読売新聞平成二十七年二月四日付け朝刊）と、九年で十三倍近くに急激に増加している。

仮に御指摘のような「不正請求」の事実が確認された場合は、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の規定に基づき、事案の内容に応じた保険薬局の指定の取消しを行う等、厳正に対処してまいりたい。

なかでも、申請時に正規の在留資格を有する者からの申請の増加が特に顕著に認められており、平成十七年には百九人であったものが、平成二十六年は十一月末時点において約三千七百人と急激な伸びを見せている（検討結果五頁）。

難民認定申請に関する質問主意書
この背景には、「平成二十二年三月に、正規在留者である申請者に対し、申請から六か月が経過すれば、申請中は就労活動が可能な在留資格を一律に付与する取扱いとしたことが一因としてあり、（中略）一回の審査期間が異議審を含めて三年程度かかる現状では、申請さえ続ければ、長期間日本で就労が可能であると受け止める申請者

平成二十七年二月二十六日
参議院議長 山崎 正昭殿
中西 健治

が相当数存在する。」との指摘がなされている(検討結果十二頁)。

平成二十六年十一月には、この制度を逆手に取り、来日したネパール人百人程度に難民認定の偽装申請を指南し就労させていたとして、ネパール人のブローカーが出入国管理及び難民認定法違反(不法就労助長)容疑で摘発されていたことが明らかとなった(読売新聞平成二十七年二月四日付け朝刊)。

難民の受入れは、国際社会における我が国の重要な責務であり、真の難民を確実に庇護するために、制度・運用の見直しを含めた様々な取組を推進することが必要である。

そこで、以下質問する。

一 法務大臣による「難民である旨の認定」(出入国管理及び難民認定法第六十一条の二第一項)は、騙束行為か。

二 難民の要件である「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある」という十分に理由のある恐怖を有する(「難民の地位に関する条約第一条A(2)の意義をいかに解するか、政府の見解を明らかにされたい。

三 諸外国と比較して我が国の難民認定者数が少ない原因をいかに分析しているか、政府の見解を明らかにされたい。

四 いかなる基準で、難民と認定しないものの人道的な配慮が必要な者として在留を認めているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 政府は、難民認定申請数の急増の一因と指摘されている難民認定申請中の者に対する就労許可の在り方を見直すつもりはあるか。仮に見直す場合、いかなる在り方を模索するのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 政府は、難民認定申請数の急増の一因と指摘

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

されている審査期間(異議審を含めて三年程度)の迅速化に取り組む意思はあるか。仮に迅速化に取り組むとした場合、どのくらいの期間を目標とするか。また、いかにして迅速化を図るのか、政府の見解を明らかにされたい。

三について
我が国の難民認定者数は、難民認定申請をし た外国人について、入管法の規定に基づき、難 民条約の適用を受ける難民に該当するか否かを 個別に判断した結果である。

平成二十七年三月六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員中西健治君提出難民認定申請に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

四について
難民の認定をしない処分をされた外国人につ いて人道的な観点から在留を特別に許可すべき 事情があるか否かを判断するに当たっては、 個々の外国人ごとに、諸般の事情を総合的に勘 案しているところである。

参議院議員中西健治君提出難民認定申請に 關する質問に対する答弁書

一について

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政 令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六十 一条の二第一項に定める難民の認定は、難民の 地位に関する条約(昭和五十六年条約第二十一 号。以下「難民条約」という。)第一条の規定又は 難民の地位に関する議定書(昭和五十七年条約 第一号)第一条の規定により難民条約の適用を 受ける難民の要件を具備していることを有権的 に確定する行為であり、入管法第六十一条の二 第一項の規定は、当該要件を満たすと認められ る外国人については、難民の認定をすべきこと を定めたものと解している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、 難民条約第一条A(2)の「人種、宗教、国籍若し くは特定の社会的集団の構成員であること又は 政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがある という十分に理由のある恐怖を有する」は、難 民条約の適用を受ける難民の要件の一つを定め ているものと理解している。

難民認定手続については、法務大臣の下で開 催された「第六次出入国管理政策懇談会」及び 「難民認定制度に関する専門部会」の報告書の内 容を踏まえ、手続全体の公平性、透明性の向上 を図りつつ、真に庇護されるべき者を迅速かつ 確実に認定するための手続を構築するため、御 指摘の点を含め、鋭意検討を行っているところ である。

政府の税収見通しに関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提 出する。

平成二十七年二月二十六日

中西 健治

参議院議長 山崎 正昭殿

政府の税収見通しに関する質問主意書

政府は、平成二十七年二月に財務省が公表した 「平成二十七年年度予算の後年度歳出・歳入への影 響試算」において、将来の税収の推計に当たり、 税収弾性値(税収の伸び率を名目経済成長率で除 したものをいう。以下同じ。)を用いている。

他方で、政府は、平成二十七年二月十二日、内

閣府が経済財政諮問会議へ提出した「中長期の経 済財政に関する試算」において、将来の税収の推 計に当たり、経済・財政・社会保障を一体的にモ デル化した内閣府の計量モデル(以下「経済財政モ デル」という。)を基礎としており、税収弾性値を 用いていない。

すなわち、政府は、少なくとも二通りの手法に よつて将来の税収を推計していることになる。 税収の見通しは、財政健全化の基礎となるもの であり、その見通し如何によつて財政健全化目標 に大いに影響を与えることになる。

そこで、以下質問する。

一 「当面の財政健全化に向けた取組等につい て―中期財政計画―」(平成二十五年八月八日閣 議了解)を策定するに当たり、税収見通しにお いて、税収弾性値と経済財政モデルのいずれを 用いたか。仮に、税収弾性値又は経済財政モデ ル以外の推計方法を用いた場合、それはいかな るものか。推計方法を用いた理由とともに、明 らかにされたい。

二 政府が、税収の推計に当たり、税収弾性値及 び経済財政モデルという二通りの手法を使い分 けている理由を明らかにされたい。また、前記 一において税収弾性値又は経済財政モデル以外 の推計方法を用いている場合、当該推計方法も 含め、三通りの手法を使い分けている理由を明 らかにされたい。

三 今後、予算編成や財政健全化目標の策定に当 たり将来の税収を推計する際には、税収弾性 値、経済財政モデル及び前記一で税収弾性値又 は経済財政モデル以外の推計方法を用いた場合 は当該推計方法のいずれを用いることが最も適 切と考えるか、政府の見解を明らかにされたい。また、その理由も明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出政府の税収見通しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出政府の税収見通しに関する質問に対する答弁書

一について

「当面の財政健全化に向けた取組等について—中期財政計画—」(平成二十五年八月八日閣議了解)は国・地方の財政健全化目標の達成に向けた取組内容を具体化したものであり、その策定に当たっては、各年度の税収を含めて、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルを用いた試算を参考にしている。

二について

政府における各種の試算については、その目的と性格に応じて、適切な手法が採用されるべきものと考えている。

平成二十七年二月十八日に財務省が公表した「平成二十七年予算の後年度歳出・歳入への影響試算」においては、一定の経済指標を前提とした上で、平成二十七年予算における制度・施策を前提として、国の一般会計における歳出・歳入の積み上げ等による機械的な試算により、国の中期の将来の財政の姿を示すという性格から、各年度の税収の推計に当たっても、その試算を機械的に行うため、税収弾性値(税収の伸び率を名目経済成長率で除したものをいう。)を用いている。

他方、同月十二日に内閣府が経済財政諮問会議に提出した「中長期の経済財政に関する試算」は、政府のマクロ経済目標及び国・地方の財政健全化目標の進捗状況等を点検し、中長期的な

質問主意書及び答弁書

経済と財政の姿を展望するため、経済・財政・社会保障を一体的にモデル化した内閣府の計量モデルに基づき試算している。

三について

二について述べたとおり、政府における各種の試算については、その目的と性格に応じて、適切な手法が採用されるべきものと考えている。

御指摘の「財政健全化目標」については、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を二十二十年(平成三十二年)までに黒字化するという目標の達成に向けた具体的な計画を平成二十七年の夏までに策定することとしており、税収の推計を含め、その策定に当たって必要な事項については、今後、検討を進めていくこととしている。

また、毎年度の予算編成における税収見積りについては、その時点までの課税実績や政府経済見通しの諸指標等を基礎として個別税目ごとに積み上げて行っている。

社会保障関係費の「自然増」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿 中西 健治

社会保険関係費の「自然増」に関する質問主意書

平成二十七年一月十四日、歳出総額九兆六千三百四十億に及び平成二十七年一般会計予算政府案(以下「平成二十七年予算案」という。)

が閣議決定された。

平成二十七年予算案では、社会保障関係費として三十一兆五千二百九十七億が計上されており、一般会計歳出総額に占める割合は三十二・七パーセントと、およそ三分の一を占めるに至っている。

また、前年度予算における社会保障関係費と比較しても、一兆三千億円の増加(三・三パーセント増加)が認められ、社会保障関係費の抑制が財政健全化に向けた課題となっている。

これに先立ち、政府は、「平成二十七年予算の概算要求に当たつての基本的な方針について」(平成二十六年七月二十五日閣議了解。以下「基本方針」という。において、年金・医療等に係る経費について、「高齢化等に伴ういわゆる自然増として八千三百億円を加算した額の範囲内において、要求する。(中略)上記自然増について高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査していく(以下略)。」という方針を示している。

この基本方針から、政府は、社会保障関係費の増加を、「高齢化等に伴ういわゆる自然増」とそれ以外の増加に分けて捉えていること、さらには「高齢化等に伴ういわゆる自然増」を「高齢化による増加」とそれ以外の要因による増加に分けて捉えていることが伺われる。

一般的に「自然増」とは、「成り行きのままにしておいて増えること」(大辞林 第三版)と解されるため、「高齢化」といった不可避的な要因による「自然増」と捉えた場合、その増加は不可避的な要因によるやむを得ないものという意識が働き、歳出抑制への努力が働きにくくなることが考えられる。

しかし、基本方針にも示されているように、「高齢化等に伴ういわゆる自然増」であっても、その内容を厳しく精査していくことが求められる。

そこで、以下質問する。

一 社会保障関係費における「高齢化等に伴ういわゆる自然増」と認められるための要件について、政府の見解を明らかにされたい。

二 社会保障関係費における「高齢化等に伴ういわゆる自然増」のうち、「高齢化による増加」と認められるための要件について、政府の見解を明らかにされたい。

三 医療における報酬改定及び医療の高度化並びに介護におけるサービスの充実に基づく社会保障関係費の増加は、それぞれ「高齢化等に伴ういわゆる自然増」に含まれるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出社会保障関係費の「自然増」に関する質問に対する答弁書

参議院議員中西健治君提出社会保障関係費の「自然増」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「高齢化等に伴ういわゆる自然増」とは、一般会計において、当該年度の概算要求時点における年金、医療等の社会保障給付に要する経費であつて、義務的な性質を有するもののうち、人口の高齢化等の他動的な要因による前年度当初予算額からの増加分をいい、このうち、その増加の要因が高齢者人口の伸びであるものを「高齢化による増加」としている。

三について

一及び二について述べたとおり、毎年度の概算要求時点における「高齢化等に伴ういわゆる

る自然増は、他動的な要因による前年度当初予算額からの増加分であり、当該年度以降の予算編成過程で決定される診療報酬改定による社会保障関係費の影響額は他動的な要因によるものではないことから、「高齢化等に伴ういわゆる自然増」に含まれていない。他方、医療の高度化による社会保障関係費の影響額については、他動的な要因によるものであり、「高齢化等に伴ういわゆる自然増」に含まれている。また、お尋ねの「介護におけるサービスの充実が具体的に何を指すのか」が必ずしも明らかではないため、その充実に基づく社会保障関係費の影響額について、お答えすることは困難である。

軽度外傷性脳損傷(MTB I)患者救済に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

小池 晃

参議院議長 山崎 正昭殿

軽度外傷性脳損傷(MTB I)患者救済に関する質問主意書

画像所見が認められない外傷性脳損傷(以下「BTB I」という。)による高次脳機能障害について、二〇〇三年策定の労災認定基準では、障害等級第十四級とされてきた。

一方、WHOは二〇〇四年、軽度外傷性脳損傷(以下「MTB I」という。)の定義を策定し、その予防を呼びかけている。そして、二〇一三年六月十八日、厚生労働省は「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害(補償)給付請求事案の報告について」(基労補発〇六一八第一号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知。以下「本

件通知」という。)を出した。画像所見が認められないBTB Iによる高次脳機能障害について、本省協議で丁寧を検討することによつて、一律障害等級第十四級とせず、それを超える救済が図られることが期待されている。

しかるに、本件通知以前に、画像所見が認められないため障害等級第十四級とされたBTB Iの労災事案について、被災者が審査請求したところ、MTB IでないとしてBTB I自体を否定された。それを受け、船橋労働基準監督署はあえてBTB Iを否定する復命書を作成し、それをもとに労災アプターケアの健康管理手帳も更新できないものに変更された。

せつかく二〇一三年に、MTB I患者救済の方向が示されたにもかかわらず、それに逆行するゆゆしき事態が見られる。

右の点を踏まえ、以下政府の見解について質問する。

一 被災者が原処分においてBTB Iと認定されているのに、労災の障害等級について審査請求したばかりに、原処分をBTB I否定の内容に変更するならば、被災者の審査請求への意思を萎縮させるのではないか。また、労働者保護の観点に照らした場合、労災に係る審査請求に対する決定書に即して、原処分を安易に変更することは許されないのではないか。

二 労災認定の基本は診断なので、例えば石綿作業による中皮腫では病気の確定診断、精神障害では国際疾病分類への該当を前提に因果関係が究明されているように、MTB Iの本省協議において、神経診断学によるBTB Iの診断を確定させたうえで、因果関係を判定すべきではないか。

三 WHOのMTB I定義の第一要件は、受傷時の意識障害など急性症状だが、証拠がほとんどない時間帯のことなので、BTB Iとの診断を確

定させたのちに、その原因を究明するという姿勢で、丁寧を検討すべきではないか。

四 WHOのMTB I定義の第二要件は、初診時などの意識障害だが、MTB Iは初診時には意識障害がない場合を含むので、初診時の意識障害がないからといって、MTB Iを否定するということがないようにすべきではないか。

右質問する。

平成二十七年三月六日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小池晃君提出軽度外傷性脳損傷(MTB I)患者救済に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小池晃君提出軽度外傷性脳損傷(MTB I)患者救済に関する質問に対する答弁書

一について

労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)が審査請求に対して行う決定は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百六十六号)第二十一条の規定により、原処分をした行政庁を拘束することとされている。審査官は、原処分を違法又は不当であると判断した場合には、原処分を取り消すとの決定を行うこととなり、原処分をした行政庁は、改めて処分をし直さなければならない。なお、審査官は、原処分が違法又は不当な処分であつても、審査請求人に有利となつている場合には、不利益変更禁止の原則により、原処分を取り消し得ないものである。

また、審査官は、審査請求を棄却するとの決定を行う場合であっても、原処分と異なる理由を示すことは否定されるのではなく、原処分

をした行政庁は、職権により、審査官の示した原処分と異なる理由について再調査を行い、原処分の理由を変更することは可能であると考えている。

二から四までについて

御指摘の「画像所見が認められない高次脳機能障害に係る障害(補償)給付請求事案の報告について」(平成二十五年六月十八日付け基労補発〇六一八第一号厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長通知)に基づき厚生労働省本省宛て報告がされた事案については、「SUMMARY OF THE WHO COLLABORATING CENTRE FOR NEUROTRAUMA TASK FORCE ON MILD TRAUMATIC BRAIN INJURY. J Rehabil Med 2005;37:137-141」でお示された軽度外傷性脳損傷の定義に該当するか否かを含め、事案ごとに必要な見識を有する医学専門家の意見を踏まえ、業務又は通勤による災害と後遺障害との間の相当因果関係の有無及び後遺障害の程度を判断することとしている。

ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

櫻井 充

参議院議長 山崎 正昭殿

ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問主意書

二〇一五年二月一日、安倍総理はISILによつて後藤健二さんが殺害された後に「非道、卑

劣極まりないテロ行為に、強い怒りを覚えます。許しがたい暴挙を、断固、非難します。テロリストたちを絶対に許さない。その罪を償わせるために、国際社会と連携してまいります。」との声明（以下「総理声明」という。）を出した。私もISILによる非道な行為に関して大変な憤りを感じている。

ISILのような国家以外の主体に対する自衛権等について明らかにしたため、以下質問する。

一 「テロリスト」及び「テロ行為」について国際法において明確な定義はないことは承知しているが、総理声明における「テロリスト」及び「テロ行為」の定義を明らかにされたい。

二 我が国が他国から武力攻撃を受けた場合は個別的自衛権を発動することとなる。今回、ISILは「日本が標的となった」旨の発言を行ったが、我が国の領土に対しISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた際は個別的自衛権を発動することとなるのか、政府の見解を明らかにされたい。もし、個別的自衛権を発動することが不可能である場合は「不可能である」と明確に示されたい。

三 我が国の領土内でISILのような国家以外の主体による「テロ行為」がなされた場合、国際法上の武力攻撃となり得るのか明らかにされたい。

四 ISILのような国家以外の主体に対し個別的自衛権を行使することが可能である場合、その要件について、政府の見解を明らかにされたい。さらに、他国に対し個別的自衛権を行使する場合と国家以外の主体に対して個別的自衛権を行使する場合とは、行使する際の法的な手続に相違点があるのか、具体的に明らかにされたい。

五 「宣戦布告」の定義を明らかにされたい。その上で、本年二月十二日に公開されたISILが

発行するインターネット機関誌では「全ての日本の国民はどこでも見つけ次第、標的となる」などと日本を敵対視する姿勢を明確にしているが、これは国際法における宣戦布告に当たるとか明らかにされたい。また、ISILのような国家以外の主体による宣戦布告はあり得るのか明らかにされたい。あり得る場合はどのような発言をもって宣戦布告とみなすのか明らかにされたい。

六 総理声明にあった「罪を償わせる」とは具体的にいかなる行動を表すのか。特に、この文言は武力行使の可能性も含んだ表現であるのか明らかにされたい。

七 前記六に関して、「罪を償わせる」という表現は宣戦布告に当たるとは否か明確に示されたい。右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出「ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

参議院議員櫻井充君提出「ISILのような国家以外の主体から武力攻撃を受けた場合の自衛権等に関する質問に対する答弁書」について

お尋ねの「テロリスト」とは湯川遥菜氏及び後藤健二氏を殺害した犯人を、また、「テロ行為」とは湯川遥菜氏及び後藤健二氏の殺害をそれぞれ指すものである。

二及び四について

国際連合憲章（昭和三十一年条約第二十六号）第五十一条にいう「武力攻撃」とは、一般に、一

国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えられるところ、一般に、国家以外の主体による攻撃であつてもこれに該当する場合があると考えているが、いかなる場合がこれに該当するかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型性的にお答えすることは困難である。

また、憲法第九条の下では、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）で示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」が許容されること、いかなる場合が「武力の行使」の三要件に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

三について

御指摘の「テロ行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘に係る具体的な状況が明らかではないことから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五及び七について

我が国としては、戦争が違法化された国際連合憲章の下では、戦争が違法でないことを前提とした適法な戦争開始の手続としての「宣戦布告」に関する伝統的な国際法規が適用される余地はないと考えており、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねについては、湯川遥菜氏及び後藤健二氏を殺害した犯人を法の裁きにかけるとの強い決意を表明したものであり、御指摘のような内容を用意したものではない。

集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

参議院議長 山崎 正昭殿 櫻井 充

集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問主意書

私が昨年提出した「集団的自衛権に関する質問主意書」（第百八十七回国会質問第三五五号）に対する答弁書（内閣参質一八七第三五五号）において示された集団的自衛権の定義（以下「集団的自衛権の定義」という。）における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」について、具体的にどういった事例について適用されるのか明確にする必要があると考えている。

日本領土に他国から武力攻撃を受けることがあれば個別的自衛権を行使し、「自国と密接な関係にある外国」に対して武力攻撃がなされることがあれば集団的自衛権を行使する可能性がある。それでは第三国内においてその他の国若しくはISILのような国家以外の主体から以下に述べる対象が組織的計画的な武力の行使を受けた場合は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」となり得るのか。定義を明らかにするため、以下質問する。

一 第三国にある「自国と密接な関係にある外国」の大使館がその他の国から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 第三国にある「自国と密接な関係にある外国」の軍事施設若しくは軍隊がその他の国から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」の大統領若しくは政府要人がその他の国から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」の国民がその他の国から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」に本社機能を置く企業がその他の国から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

六 第三国にある「自国と密接な関係にある外国」の大使館がISILのような国家以外の主体から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

七 第三国にある「自国と密接な関係にある外国」にある軍事施設若しくは軍隊がISILのような国家以外の主体から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

八 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」の大統領若しくは政府要人がISILのような国家以外の主体から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

九 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」の国民がISILのような国家以外の主体から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

十 第三国内において「自国と密接な関係にある外国」に本社機能を置く企業がISILのような国家以外の主体から組織的計画的な武力の行使を受けた場合、集団的自衛権の定義にある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に当たらないのか、政府の見解を明らかにされたい。

十一 今回の質問主意書で挙げた、第三国内における「自国と密接な関係にある外国」の大使館、軍事施設、軍隊、大統領、政府要人、国民、企業は、国際法において「武力攻撃」の対象として認定されるのか、それぞれについて政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に関する質問に対する答弁書

一から十一までについて

国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号)第五十一条にいう「武力攻撃」とは、一般に、一国に対する組織的計画的な武力の行使をいうと考えられるところ、一般に、国家以外の主体による攻撃であつてもこれに該当する場合があると考えている。

お尋ねのような事例が御指摘の「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃」に該当するかどうかについては、個別の状況に応じて判断すべきものであり、あらかじめ定型的類型的にお答えすることは困難である。

「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

参議院議長 山崎 正昭殿
櫻井 充

「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に関する質問主意書

私が昨年提出した「集団的自衛権に関する質問主意書」(第百八十七回国会質問第三五五号)に対する答弁書(内閣参質一八七第三五五号)において示された集団的自衛権の定義における「自国と密接な関係にある外国」がいかなる状況下に置かれた際に集団的自衛権を行使することとなるのか明確にするため、以下質問する。ただし、各質問に対して個別具体例によると答弁した場合は「あり得る」と

答弁したもの判断する。

一 「自国と密接な関係にある外国」が第三国へ先制攻撃をした結果、その第三国が他の「自国と密接な関係にある外国」に対して武力攻撃を行った場合、我が国が集団的自衛権を行使することはあり得るのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 「自国と密接な関係にある外国」が第三国に対し、NATO等のような軍事的同盟を理由として集団的自衛権を行使する事態に至つた結果、その第三国が「自国と密接な関係にある外国」に対して武力攻撃を行った場合、我が国が集団的自衛権を行使することはあり得るのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 「自国と密接な関係にある外国」がISILのような国家以外の主体に対し、先制攻撃をした結果、その主体が他の「自国と密接な関係にある外国」に対して武力攻撃を行った場合、我が国が集団的自衛権を行使することはあり得るのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 「自国と密接な関係にある外国」がISILのような国家以外の主体に対し、NATO等のような軍事的同盟を理由として集団的自衛権を行使する事態に至つた結果、そのISILのような国家以外の主体が「自国と密接な関係にある外国」に対して武力攻撃を行った場合、我が国が集団的自衛権を行使することはあり得るのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出「自国と密接な関係にある外国」と集団的自衛権の行使に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

憲法第九条の下で許容される「武力の行使」は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成二十六年七月一日閣議決定)で明示した「武力の行使の三要件(以下「新三要件」という。に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られている。

いかなる事態が新三要件に該当するかについては、事態の個別具体的な状況に即して、政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなるため、一概にお答えすることは困難である。

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問主意書

原子力施設からの海洋等への放出排水について、原子力発電所(以下「原発」という。)にはトリチウム等放射性物質の濃度規制があるが、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)六ヶ所再処理工場(以下「六ヶ所再処理工場」という。)には同様の規制がなく、全量が高濃度のまま野放しで放

出されている。このような放出が許されるならば下北、三陸の海産物にトリチウムが取り込まれ、天恵の海産物資源に恵まれ生かされてきた国民そして漁業者の生活に大打撃を与えるものと憂慮される。

また、このような行為は環境基本法の目的や理念、国際的な地球環境保全などあらゆる観点から容認できないものである。現在、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査が行われているところであるが、環境基本法に立脚し以下質問する。

一 東京電力株式会社(以下「東電」という。)福島第一原発事故(以下「福島第一原発事故」という。)に伴う地下水バイパスによる排水について、東電は福島県漁業協同組合連合会との協定(以下「東電放出協定」という。)によりトリチウム濃度の上限を千五百ベクレル毎リットルとする海洋放出の了解を得ている。一方、六ヶ所再処理工場からはアクティブ試験において、一億七千万ベクレル毎リットルの濃度のトリチウムを含む排水を、二〇〇七年十月二日には五百八十五立方メートル、同年十一月十七日には五百八十六立方メートル海洋へ放出した。この値は東電放出協定の値の約十一万倍に相当する。この認識に間違いがないか、政府の見解を示されたい。

二 日本原燃の再処理事業所再処理事業指定申請書によると六ヶ所再処理工場から海洋へのトリチウムの放出量管理目標値は年に一京八千兆(8,000)ベクレルになっている。排水は、六百立方メートルのタンクが満杯になると沖合三キロメートル、水深四十四メートルの放出口から海洋へ放出されることになっている。本格稼働すると年八百トンの使用済み核燃料の処理が行われ、その際二日に一度タンクから排水が海洋放出されると推定されている。これらのことから推算すると、放出水中のトリチウム濃度は

約一億六千万ベクレル毎リットルになるのではないか。これは原発からの放射性物質の放出濃度に係る規制値(六万ベクレル毎リットル)の約二千七百倍に相当する。この計算に間違いがないか、政府の見解を示されたい。

三 同じ国の同じ海域へのトリチウム放出であるにもかかわらず、六ヶ所再処理工場への濃度規制が野放しにされている理由を示されたい。本年一月三十日に私が主催した市民との意見交換会(以下「意見交換会」という。)の席上、政府からは「再処理工場が扱う放射性核種が多様であるから」との回答があったが、原発など原子炉等規制法該当施設では、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(以下「本件告示」という。)により千種以上の核種について「周辺監視区域外の水中の濃度限度」が定められている。この濃度限度を適用させ多様な核種を監視すること何ら不都合はないのではないか。本件告示は環境や人々を守るための最低限の規制ではないか、政府の見解を示されたい。

四 前記三に関連し、意見交換会では「周辺監視区域外の住民の被ばく線量が年に一ミリシーベルト以下であり法的に問題なし」との回答であったが、沖合三キロメートル、水深四十四メートルから海洋に排水を放出することは、法的に何ら問題がないと考えているのか。我が国の誇る貴重な海洋環境、海洋生態系、養殖物などの海産物はどうなつてもよいのか。このような野放しの放出を認めることは、環境基本法の目的や理念に反するものではないのか、政府の見解を示されたい。

五 福島第一原発事故を経験した今、放射性物質の環境基準を定め放射性物質の放出濃度規制基準を定めるべきではないか、政府の見解を示されたい。

六 六ヶ所再処理工場が本格稼働すれば、一日おきにこの極端に高濃度のトリチウム汚染水が海洋へ放出されることが想定される。これでは世界三大漁場の一つに数えられる海が死んでしまう。環境アセスメントをなぜ行わないのか、これから行う予定はないのか、政府の見解を示されたい。

七 かけがえのない海を放射能汚染から守るため、六ヶ所再処理工場からの放出排水の濃度規制を暫定的に少なくとも原発並に改め、指導を強化するのが当然ではないか、政府の見解を示されたい。

八 東電放出協定同様に、放出排水の海洋流の下流で操業している下北・三陸沿岸漁業者の意見を聴取し、放出濃度に係る協定を締結するべきではないか、政府の見解を示されたい。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出福島第一原発の十一万倍ものトリチウムが六ヶ所再処理工場から海洋へ放出されたことに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「東電放出協定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)の再処理事業所再処理施設(以下「六ヶ所再処理施設」という。)から

の放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり、一方、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において、地下水バイパスにより、海洋に放出されている地下水に含まれるトリチウムの濃度は、建屋の山側の高台でくみ上げた、建屋に流入する前の地下水のトリチウム濃度であることから、これらの濃度を単純に比較することは適切ではないと考えている。

二について
御指摘の六ヶ所再処理施設における放射性液体廃棄物に含まれるトリチウムの濃度は、海洋に放出される前の濃度であり、一方、御指摘の「原発からの放射性物質の放出濃度に係る規制値」は、原子力発電施設内において希釈等を行った後の周辺監視区域外における濃度であることから、これらの濃度を単純に比較することは適切ではないと考えている。

三から五まで及び七について
原子力発電施設並びに再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）から放出される放射性物質については、国際放射線防護委員会の勧告を踏まえ、原子力発電施設及び再処理施設の周辺監視区域外における一般公衆の被ばく線量が年間一ミリシーベルト以下となるように放射能濃度等の限度を定めており、その上で、施設からの放出形態や核種の種類に応じた規制を行っている。施設からの放出形態に応じた規制としては、例えば、再処理施設について、液体の放射性廃棄物が海洋放出施設から放出されることを踏まえ、海産物の摂取等も含めた一般公衆の被ばく線量の限度を定めており、また、再処理事業者に対し、海洋放出施設の放出口周辺の海域の海水、海底土、海産生物、漁具等に係る放射性物質の濃度等を三月ごとに記録し、国に報告する義務を課している。

六について

日本原燃は、六ヶ所再処理施設の建設に当たって、地域環境等への影響等における調査を実施し、その報告書を青森県に提出していると聞いている。

八について
御指摘の「東電放出協定」や「放出濃度に係る協定」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、日本原燃と漁業者の協定については、両者の間において判断されるものと考えている。

六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

参議院議長 山崎 正昭殿 川田 龍平

六ヶ所・東海再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問主意書

昨秋、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は東海再処理施設の廃止を決定したと報道されている。一方、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」という。）は稼働に向けて核燃料施設の新規制基準適合性に係る審査を受けているところである。

六ヶ所再処理工場及び東海再処理施設（以下「両再処理工場」という。）には原子力発電所（以下「原発」という。）とは比較にならない大量の放射性物質が、高レベル放射性廃液（原子力機構では「高放

射性廃液」と呼称し、日本原燃では「高レベル廃液」と呼称するが、同じ定義である。）や使用済み核燃料として冷却貯蔵されている。六ヶ所再処理工場が貯蔵する高レベル放射性廃液二百二立方メートル及び東海再処理施設の高レベル放射性廃液三百九十四立方メートルに含まれるセシウム137は、東京電力株式会社福島第一原発（以下「福島第一原発」という。）から大気中へ放出されたセシウム137の量のそれぞれ約三十五倍及び約七十九倍に相当する。廃液にはこれ以外のストロンチウム90、超ウラン元素等の核種も多量に含まれている。また、現在六ヶ所再処理工場の使用済み燃料プールには、福島第一原発四号機のプールから搬出された千三百三十一体（二百四十トン）の使用済み核燃料の約十二倍に相当する約三千トンの使用済み核燃料が貯蔵されている。

一 再処理工場の重大事故防止と新規規制基準適合性審査の強化について
1 西ドイツ政府は一九七六年、建設予定であった再処理工場の重大事故時における放射性物質の拡散シミュレーション（国又は地方自治体が、地域防災計画を策定する際、防災対策を重点的に充実するべき地域を決定する参考となる情報を得るために、原発事故により放出される放射性物質の量、放出継続時間などを仮定し、周辺地域における放射性物質の拡散の仕方を推定するもの。以下「シミュレーション」という。）を実施し、「高レベル廃液貯槽の冷却が完全停止すると最終的死亡者数は西ドイツ全人口の半分の三千万人になる可能性がある」とした。また、二〇〇九年にノルウェー政府は英国セラフィールド再処理工場のシミュレーションを行い、英国に高レベル放射性廃液を早期に固化するよう要請している。

原子力規制委員会は二〇一二年九月、「国民の安全を最優先に、原子力に対する確かな規制を通じて人と環境を守る」使命の下、独立した意思決定機関として環境省の外局に設置された。同委員会はこの設立主旨の精神に則り、重大事故を引き起こす可能性のあるあらゆる要因をチェックし、絶対に重大事故を起こさないように厳正かつ徹底的な審査を行い国民の信頼に応える責任と義務がある。そのため原子力推進機関からは完全に独立し、人と環境を守るため組織の総力を上げて二度と悲惨な原子力事故を起こさせない覚悟の下、自らの業務に取り組むべきと考ええる。

田中俊一原子力規制委員会委員長は「世界一厳しい規制基準」で審査していると述べている。しかし、国民はそのことよりも、絶対に重大事故を起こさないこと、この愛すべき美しい国土に未永く住み、子々孫々命をつなぎ続けることを願っている。この素朴な願いに国は良心と勇気を奮い立たせ、応えるべきである。右の趣旨により、以下質問する。

しては行っていないが、事業者が行っている旨の発言が政府からあったが、放射性物質の汚染マップを含むシミュレーションが本当になされているのか。なされているならばその情報を広く一般に公開すべきではないか、政府の見解を明らかにされたい。

2 六ヶ所再処理工場は全長千三百キロメートルものパイプラインが走り、その中を放射性物質や有機溶剤が流れている化学工場である。大地震等でパイプやポンプの継ぎ目から微小な漏洩が各施設で同時多発し大事故に発展する可能性が想定される。冷却系統、掃気系統、有機溶剤系統等、大地震等により破損しやすいパイプの継ぎ目、ポンプ・貯水槽の要注意箇所の点検並びに各種メータの誤作動、バルブ開閉の誤操作、腐食等の防止はどのようになされているのか、示されたい。もんじゅのような多数の点検漏れ防止対策は十分になされているのか、厳重な監視と指導が必要ではないか、政府の見解を明らかにされたい。

3 八甲田山の山体膨張が観察されている。もし十和田火山群の爆発により火砕流が発生し六ヶ所再処理工場に到達した場合(過去に現在地に二度到達していると聞いている)、高レベル放射性廃液や使用済み核燃料プールの冷却についてどう対応する計画か、示されたい。

4 東海再処理施設の敷地は標高わずかに約六メートルである。もし現在同施設に福島第一原発を襲った規模の津波が到来したら同施設に貯蔵してある高レベル放射性廃液約四百立方メートルはどうなってしまうのか。冷却喪失による廃液の沸騰・乾固、放射線分解水素や析出硝酸塩爆発という事態を免れるための対策が行われているのか、示されたい。

5 東海再処理施設で重大事故が起けると、首都圏が壊滅状態になってしまうのではないかと。絶対に重大事故が起きないようにしていると強弁するならば、その根拠も含め政府の見解を示されたい。

6 世界の再処理工場で過去に起きた事故として、有機溶媒の発火、リン酸トリブチル硝酸ウラン錯体の熱分解爆発、冷却系の故障による有機混合物の爆発、硝酸ヒドロキシルアミンの熱分解爆発、電源系の火災、アスファルトと硝酸塩による火災、高レベル放射性廃液の漏洩等が挙げられる。いずれも地震起因のものではない。我が国は地震大国であり、大地震が起けると、この全ての事故が工場内の各施設で一斉に起こることが考えられる。このような同時多発事故への備えはどうなっているのか、示されたい。また、多様な同時多発事故への対応を求める審査基準を定めることを検討すべきではないか、政府の見解を示されたい。

7 西再処理工場において、様々な手段を講じてても高レベル放射性廃液の沸騰や爆発を止める見込みがなくなった場合、被害を最小限にするための最後の手段としての方策はあるのか。欧州の原発ではコアキャッチャーが設置されメルトスルーに備えていると聞いている。このような最後の手段を核燃料施設の新規制基準に規定し、この基準を満たさない限り六ヶ所再処理工場の本格稼働は認められないと考えるが、政府の見解を示されたい。

8 二〇〇八年五月二十五日の東奥日報によれば、東洋大学の渡辺満久教授が六ヶ所再処理工場直下に活断層が存在し、下北沖海底を走る大陸棚外縁断層と連動すると最大でマグニチュード八の地震が起きる可能性を指摘する

研究をまとめている。このことについて政府は承知しているか。

9 一九六八年の十勝沖地震(マグニチュード七・九)では、むつ市役所や三沢商業高校が倒壊し、七年前の岩手・宮城内陸大地震では世界最大加速度四千二百ガルを示し、震源地周辺は大規模な地滑りにより道路が大きく崩れ跡形もなくなった。六ヶ所再処理工場はこのタイプの地震が起きないと断言できるのか。日本原燃が昨年一月七日に原子力規制委員会へ提出した「再処理事業所再処理事業変更許可申請書」によると、設計用想定地震海洋プレート内地震はマグニチュード七・二、内陸地殻内地震はマグニチュード六・八、基準地震動は六百ガルとして申請しているが、前述の現実起こった地震と比べて過小評価ではないか。地すべりも含め、過去最大地震以上の設計用地震動等の基準を設定すべきではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

10 原子力設計基準事故による影響が及ぶ範囲について、現在、再処理工場では緊急時計画区域(EPC)は半径五キロメートルになっているが、これは六ヶ所再処理工場の内蔵放射性物質量から考えると、あまりに狭い範囲と思われる。少なくとも原発の緊急時防護措置区域(UPZ)半径三十キロメートルよりも広範囲でなければ納得できない。最大規模の重大事故の評価を行い、現実的なUPZ範囲を定めるべきではないか。西再処理工場とも隣の道県への影響も含む防災計画が必要と思われるが、政府の見解を示されたい。

二

1 原子力関連企業等との間で金銭の授受があった田中知委員が原子力規制委員会の委員候補者として選定されたことは原子力規制委

員会設置法第七条に抵触するのではないかと。田中委員は、日本原燃と三菱F.R.Bシステムズから昨年六月まで報酬を受け取っていたことが報道で明らかになっている。また、他の原発メーカーや電力会社から奨学金を受け取っているが、これらのことについて本人の自己申告書には全てが記載されていない。これは事実を隠蔽した虚偽の申告に当たらないかと思われるが、政府の見解を示されたい。

2 前記二の1に関して、このような委員選定がまかり通ることは第二の原子力事故に結びつくものと危惧される。現在の自己申告基準の金銭授受について額に関係なく細大漏らさず記載することを義務付けるよう見直すべきであるが、政府の見解を示されたい。また、自己申告書提出の根拠法を示されたい。

3 米国原子力規制委員会(NRC)ホームページの見出しの下には「PROTECTING PEOPLE and the ENVIRONMENT」と明瞭に機関の目的が記載されている。我が国の原子力規制委員会においても、このように本来の目的をホームページ冒頭に記載することは国民に信頼感を与え、個々の決定や行為の指導理念として重要な意味を持つと考えるが、政府の見解を示されたい。

4 西再処理工場には原発をはるかに上回る大量の放射性物質が貯蔵されている。一旦事故が起れば、その被害は福島第一原発事故の比ではない。国は原発より複雑な核燃料を扱う化学工場である西再処理工場に絶対に大事故を起こさないと約束できるのか、明らかにされたい。それができないならば、再処理から撤退するべきである。そうしなければ設計想定を超える重大事故が起こり世界中に甚大な迷惑をかけ、この国が減じることを深く危惧するところである。

国土を汚染させ、人々をこの上ない不幸に導く原子力重大事故を決して起こさないよう、総理大臣及び原子力規制委員会委員長、国民と美しい国土を守る覚悟を示された。

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定の申請及び原子炉等規制法第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理の事業に係る変更の許可の申請の内容について、事業指定基準規則に係る適合性審査を行うこととされている。なお、再処理事業者から申請書等が提出された場合には、その内容を同委員会のホームページにおいて公表している。

一 の4について
政府としては、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の核燃料サイクル工学研究所再処理施設(以下「東海再処理施設」という。)に東京電力株式会社の福島第一原子力発電所に到達したものと同程度の津波が襲来した場合におけるお尋ねの「同施設に貯蔵してある高レベル放射性廃液」に具体的に生じる事象については評価していない。原子力機構によれば、津波による冷却機能の喪失等への対策として、敷地内の高台への電源車の配備等を行っているとのことである。

業指定基準規則等に係る適合性審査を行っていることから、現時点で答えすることは困難である。

一 の8について
政府として、御指摘の報道及び御指摘の者の下北半島南部における海成段丘のとう曲変形に係る研究については承知している。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出六ヶ所・東海両再処理工場の重大事故防止と核燃料施設の新規制基準適合性審査の強化等に関する質問に対する答弁書

一 の1について

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)においては、再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)は、冷却機能の喪失により高レベル放射性液体廃棄物が沸騰し、大量の放射性物質が空气中に放出する事象等を含めた重大事故の発生及び拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬとされている。当該措置とは、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認することとされており、確認に当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することとされている。原子力規制委員会においては、当該評価の適否を含め、再処理事業者からの核原料物質、

再処理事業者は、原子炉等規制法第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の性能が技術上の基準に適合するよう当該再処理施設を維持することが義務付けられており、原子力規制委員会においては、原子炉等規制法第四十六条の二の三の規定に基づき、再処理施設の性能が技術上の基準に適合しているかどうかについて毎年一回検査を行っている。

一 の5について
原子力機構によれば、東海再処理施設の敷地外への放射性物質や放射線の著しい放出を伴う事故への対策として、東海再処理施設において、電源の多重化等の冷却機能の確保等を行っているとのことである。政府としては、東海再処理施設の安全確保のため、今後とも原子力機構が必要な措置を講ずるよう指導してまいりたい。

二 の1及び2について
御指摘の委員の就任前に、御指摘の委員と原子力関連企業等との間で報酬や寄附金等の形で金銭の授受があったことは承知しているが、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第七条第七項の規定に定める欠格要件に該当しない者のうちから、専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会の委員として最適任と考えられる者を選定しており、同条の規定に抵触するものではないと考えている。

また、再処理事業者は、原子炉等規制法第五十条第一項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第十号)で定めるところにより再処理施設の巡視及び点検並びにこれらに伴う処置に関すること等について保安規定を定めなければならない。再処理事業者及びその従業者は、同条第四項の規定に基づき、これを守らなければならないとされている。また、同委員会においては、同条第五項の規定に基づき、再処理事業者及びその従業者が保安規定を遵守しているかについて、定期的に検査を行うこととされている。

一 の6及び7について
事業指定基準規則においては、重大事故の発生及び拡大を防止するための設備が有効に機能するかを確認するに当たっては、重大事故が単独で、同時に又は連鎖して発生することを想定して評価することを求めている。

また、事業指定基準規則においては、重大事故が発生した場合における再処理施設を設置する工場又は事業所外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けることを求めている。

さらに、お尋ねの「この基準を満たさない限り六ヶ所再処理工場の本格稼働は認めらるべきではない」との点については、日本原燃株式会社は再処理事業所再処理施設について、現在、事

る研究室等に対する原子力事業者等からの寄附金額等の情報についての公表を行ったものである。同規範は、職務の中立公正に関し国民の疑惑又は不信を招くような行為を防止するために定められたものである。

二の三について

広報資料等において、原子力規制委員会は「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ことを使命とすることを明示しており、こうしたことを広く国民に伝えていくことは重要と考えている。

二の四について

原子力規制委員会において、最新の科学的知見や国際原子力機関等の規制基準を参考にしつつ再処理施設の規制に必要な基準を設定し、再処理施設がその基準に適合しているかを確かを確認しているところであるが、安全性の追求に終わりはなく、継続的な安全性の向上が重要であり、再処理事業者においても、更なる安全性の向上に努めるべきであると考えている。

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問主意書

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一原発事故」という。）で放出された

放射性物質によつて福島県を始め広い地域が汚染され、取り返しのつかないことになった。汚染地に住む人々は故郷を追われ、仕事をなくし、一家離散、自死など、まさに塗炭の苦しみを味わっている。

他方、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）六ヶ所再処理工場（以下「六ヶ所再処理工場」という。）や独立行政法人日本原子力開発機構（以下「原子力機構」という。）東海再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）には原子力発電所をはるかに上回る大量の放射性物質が貯蔵されており、一旦事故が起これば、その影響範囲の広さ、長期にわたる健康被害、未来世代への遺伝的影響などの深刻さにおいて福島第一原発事故の比ではない。そのような観点から、以下質問する。

一 高レベル放射性廃液（原子力機構では「高放射性廃液」と呼称し、日本原燃では「高レベル廃液」と呼称するが、同じ定義である。）について

1 原子力機構は平成二十五年七月一日に原子力規制委員会に対し「再処理施設に関するこれまでの検討チームにおける議論に対する意見（東海再処理施設）」を提出している。同意見において原子力機構は「既に多くの高放射性廃液や、Pu溶液を保有しており、再処理運転の実施とは別に、可能な限り早期にこれらの溶液を固化し、安定化を図ること、施設の潜在的なハザードを低減し施設の安全性を高めることが重要であると認識している」との問題提起をしている。

その後の原子力機構による東海再処理施設での高レベル放射性廃液の固化・安定化の進捗状況はどうなっているのか。また、固化・安定化を早期に開始し早期に終了させるよう指導強化する予定はないのか、政府の見解を示されたい。

2 六ヶ所再処理工場における高レベル放射性

廃液の貯蔵の状況（排液量と含有核種・放射線量、貯槽毎の沸騰到達時間、水素爆発限界到達時間）とその固化計画の現状について示されたい。原子力機構は含有核種としてストロンチウム90、イットリウム90を国に報告しているにもかかわらず、日本原燃がこれを報告していないことは不誠実な対応であり、嚴重に注意すべきであると考えているが、政府の見解を示されたい。また、高レベル放射性廃液の危険性に鑑み、日本原燃へ早期に廃液の固化を求める必要性があると思われるが、政府の見解を示されたい。

3 高レベル放射性廃液はこの世の中で最も危険で不安定な液体である。冷却ができなくなり、一旦沸騰が始まれば、硝酸塩や放射線分解水素による爆発を免れなくなる。今後、六ヶ所再処理工場におけるこのような極めて危険な廃液の発生は、ガラス固化可能分だけに止め、常時貯蔵量をゼロにするよう規制するべきではないか、政府の見解を示されたい。

二 六ヶ所再処理工場のアクティブ試験について
原子力発電所で発生した使用済み核燃料を使用し、ウランとプルトニウムを取り出す試験操業をアクティブ試験と呼称しているが、同試験は二〇〇六年三月三十一日の開始後、四百二十五トンの使用済み核燃料を処理して二〇〇八年度に取り出しを終了していると承知している。

アクティブ試験の最終段階として、「第五ステップ」と呼ばれる最終試験がある。「工場全体の安全機能及び運転性能の確認」を行うものだが、六ヶ所再処理工場においては第四ステップから持ち越されてきた高レベル放射性廃液のガラス固化設備の不具合が続いてきたにもかかわらず、ガラス固化が二〇一三年五月に終了したとし、二〇一三年七月二十六日に報告書が国へ

提出されている。この報告を原子力規制委員会は第五ステップの終了報告とみなしているようだが、この報告書について原子力安全・保安院時代には行われていた審査が原子力規制委員会ではいまだに行なわれていない。技術的に非常に問題があるガラス固化試験結果報告が提出されているのに、それを審査せず、核燃料施設の新規制基準適合性に係る審査だけで済ますようなことはあってはならない。

1 アクティブ試験第五ステップ終了が正式に認められてから、新規基準の申請をするのが順序に思えるが、日本原燃から第五ステップ終了報告はなされたのか。国は第五ステップ終了報告を原子力規制委員会のどの機関で審査するのか。また、アクティブ試験全体の終了報告書の審査と現在行われている核燃料施設の新規制基準適合性に係る審査との関係はどうなっているのか、示されたい。さらには、審査から本格稼働までの審査計画はどのようになっているのか、審査の流れを明らかにされたい。

2 アクティブ試験においてトラブル続きだったガラス固化溶融炉の試験運転は、二〇一二年六月からそれまでとは異なり極めて順調に進み、二〇一三年に終了したと聞いている。その報告書が国へ提出されているが、同報告書の審査は行われたのか示されたい。ガラス固化における白金族の問題が本場にクリアできたのか疑問がある。厳重な審査を行い、審査機関の議事録を原子力安全・保安院時代同様に公開するべきではないか。

3 現在の溶融炉は天井レンガが剥離するなどかなり傷んでいるものと思われる。新型炉が完成していると聞いているが、この新型炉の使用前検査等はどうに行われるのか。また、その審査機関の名称及び構成メンバーの氏名を示されたい。

4 ガラス固化体の品質基準を示されたい。本年一月三十日に私が行った市民との意見交換会では、「アクティブ試験で発生したガラス固化体三百四十六本のうちガラス固化体の品質基準を満たしていない固化体は存在しない」との政府回答があったが、二〇一一年三月五日の東奥日報には「製造、貯蔵されているガラス固化体百十七本のうち、通常の固化体は五十四本で、残りはガラスの充てん量が少なかったり、洗浄運転などで発生した「逸脱」や「非定常」に該当する固化体である」と報じられていた。これら通常ではない固化体はどのように最終処分されるのか、他の固化体と同様に扱ってもよいのか示されたい。容器は地下埋設し数十年腐食せずに耐えるものか、その科学的根拠とともに示されたい。右質問する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出再処理工場における高レベル放射性廃液の危険性と六ヶ所再処理工場のアクティブ試験の審査に関する質問に対する答弁書

一の1について

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）によれば、原子力機構の核燃料サイクル工学研究所再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）における高レベル放射性液体廃棄物（以下「高レベル廃液」という。）の

固化及び安定化の進捗状況については、現在、東海再処理施設の運転準備を進めているところであり、平成二十七年途中でガラス固化処理を開始する予定のことである。政府としては、これらの作業が安全かつ早期に終了するように、原子力機構に対し、必要に応じて指導を行ってまいりたい。

一の2について

平成二十七年三月四日時点における日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）の再処理事業所再処理施設（以下「六ヶ所再処理施設」という。）における高レベル廃液の貯蔵量については、日本原燃から、約二百二十三立方メートルであると聞いており、また、当該高レベル廃液に含まれる放射性核種について、確認できる範囲で示すと、ルテニウム一〇六、アンチモン一二五、セシウム一二四、セシウム一三七、ユロビウム一五四、アメリカシウム二四一及びキュリウム二四四であると聞いている。また、平成二十三年六月九日付けで日本原燃から提出された「福島第一、第二原子力発電所等の事故を踏まえた再処理施設の緊急安全対策に係る実施状況報告（改正版）」においては、「全交流電源供給機能が喪失した場合、現在貯槽に保有している高レベル濃縮廃液及びプルトニウム濃縮液が沸騰に至るまでの時間は一日程度」、「全交流電源供給機能が喪失した場合、水素濃度が可燃限界濃度に達するまでの時間が最も早い機器（高レベル廃液混合槽）で三十五時間程度」と評価されていることは承知している。なお、お尋ねの「六ヶ所再処理工場における高レベル放射性廃液の「放射線量」については、何を指すのか明らかではなく、お答えすることは困難である。

お尋ねの六ヶ所再処理施設の高レベル廃液の固化計画については、承知していない。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

また、御指摘の原子力機構の東海再処理施設における高レベル廃液に含まれるストロンチウム九〇及びイットリウム九〇の濃度については、平成二十五年十月二十九日に原子力規制庁が実施した「独立行政法人日本原子力研究開発機構再処理施設における潜在的ハザードの実態把握にかかるヒアリング」において、原子力機構から提出されたデータであり、法令等に基づいて提出を求めているものではなく、「日本原燃がこれを報告していないことは不誠実な対応であり嚴重に注意すべきである」との御指摘は当たらないものと考えている。

さらに、お尋ねの「日本原燃へ早期に廃液の固化を求める必要性」については、平成二十六年一月七日付けで、日本原燃から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十一年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十四条の四第一項の規定に基づく再処理事業に係る変更の許可を求める申請（以下「再処理事業変更許可申請」という。）がなされており、六ヶ所再処理施設について、原子力規制委員会において、原子炉等規制法第四十四条の二第一項第四号の規定に基づき定められている再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号）等（以下「新規制基準」という。）に係る適合性審査を進めているところである。

一の3について

政府としては、六ヶ所再処理施設の高レベル廃液について、冷却機能の確保が重要と考えており、今後の新規制基準に係る適合性審査において確認してまいりたい。

二の1及び2について

平成二十五年七月二十六日付けで、日本原燃から、「再処理施設アクティブ試験におけるガ

ラス固化試験結果等に係る報告について」が提出されたが、同年十二月から再処理設備及びその附属施設（以下「再処理施設」という。）に係る新たな規制基準が適用される予定であったことから、原子力規制委員会としては、当該基準に係る適合性審査を優先して行うことが必要であると判断し、当該報告に関する内容について確認は行っていない。

一方、平成二十六年一月七日付けで、日本原燃から、再処理事業変更許可申請がなされ、現在、新規制基準に係る適合性審査を行っており、当該審査終了後に原子炉等規制法第四十六条の規定に基づく使用前検査を実施する段階において、高レベル廃液ガラス固化建屋ガラス溶融炉（以下「ガラス溶融炉」という。）の性能を含めて、再処理施設の性能が技術上の基準に適合するものであること等を確認することとしている。

また、お尋ねの「原子力規制委員会のどの機関が何を指すのか明らかではないが、事業者が実施するアクティブ試験の結果の取扱いについては現時点では決まっていない。

なお、同委員会が実施した使用前検査の結果等については、同委員会のホームページにおいて公表している。

二の3について

お尋ねの「新型炉の使用前検査等」については、日本原燃から、新しいガラス溶融炉の設置に係る再処理事業変更許可申請はなされておらず、今後、日本原燃から当該申請がなされれば、原子力規制委員会において、その内容について、新規制基準に係る適合性審査を行うこととなる。

二の4について

お尋ねの「ガラス固化体の品質基準」が何を指すのか明らかではないが、現時点において、ガ

ラス固化体の埋設の方法による最終処分に関し、原子炉等規制法に基づく当該ガラス固化体に係る技術上の基準は存在しない。当該基準については、今後、高レベル廃液の最終処分に係る取組の進捗状況を踏まえて、検討すべきものと理解している。

また、御指摘の「通常ではない固化体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「容器」の問題も含めて、「固化体はどのように最終処分されるのか」については、廃棄物埋設施設的设计等によって定まるものであり、現時点でお答えすることは困難である。

財政法第五条及び日本銀行法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

財政法第五条及び日本銀行法に関する質問主意書

財政法第五条及び日本銀行法に関して、以下のとおり質問する。

一 「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高(平成二十七年二月二十日現在)」によれば、銘柄数は三百五十九で、合計残高は約二百一十兆円とされている。それぞれの保有銘柄で、発行残高に対する日本銀行(以下「日銀」という。)の保有残高の比率が高いものから順番に十銘柄と、その保有比率を明らかにされたい。

二 日銀は、国債の保有について、銘柄毎の上限比率を設定しているのか。また、国債の一つの銘柄を日銀が全て保有する状況について、財政法第五条に抵触しないという理解でいいのか、

政府の見解を示されたい。

三 財政法第五条は、日銀が政府より直接公債を引き受ける行為を禁じるものであり、国債の発行残高を全て保有することは禁じていないと考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

四 日銀法では、日銀の目的の一つとして、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もつて信用秩序の維持に資すること」とされている。個別銘柄保有情報の開示に関連して、期間二年未満の中期国債の保有銘柄の開示や各銘柄の最終償還期日並びに日銀保有比率を開示することは、国債市場の予見可能性や透明性が担保され、それによつて市場参加者である金融機関等の資金決済の円滑を高めることになるため、同法の目的に合致すると考えるが、これに対する政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出財政法第五条及び日本銀行法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出財政法第五条及び日本銀行法に関する質問に対する答弁書

一 について
日本銀行が公表した「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高(二十五年度二月二十日現在)」における国債の各銘柄について、日本銀行が保有する残高の平成二十七年二月末時点の当該各銘柄の国債発行残高に対する比率が高い順に、十銘柄と当該比率をお示すると、次のとおりである。

利付国庫債券(物価連動・十年)(第六回) 七十七・一パーセント

利付国庫債券(物価連動・十年)(第八回) 七十一・四パーセント

利付国庫債券(二年)(第三百四十二回) 七十一・一パーセント

利付国庫債券(二年)(第三百三十五回) 七十一・六パーセント

利付国庫債券(物価連動・十年)(第四回) 六十九・七パーセント

利付国庫債券(十年)(第三百三十三回) 六十八・五パーセント

利付国庫債券(十年)(第三百三十四回) 六十八・七パーセント

利付国庫債券(十年)(第三百三十一回) 六十六・四パーセント

利付国庫債券(五年)(第九十回) 六十六・一パーセント

利付国庫債券(物価連動・十年)(第十回) 六十二・六パーセント

二及び三について
財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第五条

本文においては、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。」とされており、これに抵触する日本銀行による公債の引受け等については禁じられているが、日本銀行が自らの判断により、金融政策の目的で、市場で流通している国債を買い入れることは、同条に抵触するものではないと考えている。

また、日本銀行が、金融政策の目的で、どの銘柄の国債をどの程度買い入れ、保有するかは、日本銀行の金融政策運営に関するものであり、お尋ねの「国債の保有について、銘柄毎の上限比率を設定している」か否かについては、

日本銀行の自主性を尊重する観点から、お答えすることは差し控えたい。

四について

日本銀行は、金融調節の透明性の向上等の観点から、適切な情報開示を行っているものと承知しており、「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」を公表するとともに、これに含まれない短期国債については「日本銀行による国庫短期証券の銘柄別買入額」において国庫短期証券売買オペの累計額から満期償還額を控除した額を銘柄別に公表しているものと承知している。

また、国債の銘柄ごとの償還期限、発行額及び買入消却額については財務省より公表されているため、市場参加者が「日本銀行が保有する国債の銘柄別残高」における銘柄ごとの償還期限を知ることが可能であり、その銘柄ごとの日本銀行の保有比率については計算可能である。

障がい者の政治参加に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月二日

山田 太郎

参議院議長 山崎 正昭殿

障がい者の政治参加に関する質問主意書
近年、社会において、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、可能な限り全ての人が、人格と個性を尊重され、自由に社会に参画していけるような状況を目指し、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が進められている。

政府においても、このような状況を踏まえ、障がい者の積極的な社会進出について推進しているところである。同時に、政治の世界についても、障がい者の進出が望まれるところである。しかし

ながら、公職選挙法については、障がい者への対応の遅れが指摘されているところである。
そこで、このような状況を踏まえ、以下質問する。

一 各地方公共団体において身体障害者手帳を交付されている方が首長又は議員となつている人数を政府は把握しているか。把握しているとしたら、何名か、都道府県別に明らかにされたか。

二 地方議会議員選挙の選挙運動として街頭演説を行う場合において、言語・聴覚障がい者が自らの意思を有権者に伝える手段として、自らの名前や訴えたい内容を記載した大きめの画用紙等を、聴衆に掲げ示すことは公職選挙法に違反するの、一般論で示されたい。

三 地方議会議員選挙の選挙運動として街頭演説を行う場合において、言語・聴覚障がい者である候補者本人の筆談あるいは手話を通訳者が意図を変えずに正確に通訳して音声で発した場合、その通訳者は、候補者個人の行う街頭演説において、人数制限のある選挙運動員の一人と解釈されるのか、一般論で示されたい。

四 地方議会議員選挙において言語・聴覚障がい者である候補者が有権者とのコミュニケーションを図るために筆談を行った場合において、その筆談に用いた用紙を有権者に手渡すことは公職選挙法に違反するの、一般論で示されたい。

五 前記二又は四において公職選挙法違反と解され、若しくは前記三において当該通訳者が選挙運動員の一人と解される場合、言語・聴覚障がい者の参政権を大幅に制約していると思われるが、それに対して政府として、問題意識を持っているか。また、関連する法律を改める予定はあるか、政府の見解を示されたい。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員山田太郎君提出障がい者の政治参加に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山田太郎君提出障がい者の政治参加に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、お尋ねの人数については、把握していない。

二について

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十三条第一項の規定により、地方公共団体の議会の議員の選挙において行われる街頭演説においては、原則として、同法第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板(フラカードを含む。以下同じ。)の類並びに公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類を除き、選挙運動のために使用する文書図画の掲示は禁止されている。また、同法第百四十二条第十二項の規定により、選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板の類を多数の者に回覧させることは、ポスター、立札、ちようちん及び看板の類を同法第百四十一条の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること並びに公職の候補者がたすき、胸章及び腕章の類を着用したままで回覧することを除き、禁止されている。

さらに、同法第百四十六条第一項の規定により、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもつてするを問わず、同法第百四十二条又は第百四十三条の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくはシ

ンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することは禁止されている。

お尋ねの行為がこれらの規定により禁止された行為に該当しない場合は、直ちに同法に違反するものではないと考えるが、いずれにしても、個別の事案が同法に違反するか否かについては、具体の事実即ち判断されるべきものと考える。

三について

公職選挙法第百六十四条の七第一項の規定により、地方公共団体の議会の議員の選挙において行われる街頭演説においては、選挙運動に従事する者は、公職の候補者一人について十五人を超えてはならないこととされている。昭和五十三年一月二十六日最高裁判所第一小法廷判決においては、機械的な労働であつても「選挙民に對し直接に投票を勧誘する行為」は選挙運動に当たるものと解されており、お尋ねの通訳者は、選挙人に対し直接に投票を勧誘する行為を行つてゐると考えられることから、一般的には、同項に規定する「選挙運動に従事する者」に含まれるものと考えられる。

四について

公職選挙法第百四十二条第一項の規定により、地方公共団体の議会の議員の選挙においては、通常葉書以外の選挙運動のために使用する文書図画の頒布は禁止されている。

また、先に述べたとおり、同法第百四十六条第一項の規定により、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他のいかなる名義をもつてするを問わず、同法第百四十二条の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反

対する者の名を表示する文書図画を頒布することは禁止されている。

文書図画の「頒布」とは、「文書図画を不特定又は多数の者に配布する目的でその内の一人以上の者に配付すること」(昭和五十一年三月十一日最高裁判所第一小法廷決定)をいうものと解されている。

お尋ねの行為がこれらの規定により禁止された「頒布」に該当しない場合は、直ちに同法に違反するものではないと考えるが、いずれにしても、個別の事案が同法に違反するか否かについては、具体の事実即ち判断されるべきものと考える。

五について

政府としては、選挙の公正を確保しつつ、障害者の政治参加を進めることについては、重要な課題であると認識しているが、お尋ねについては、選挙運動の在り方の問題であることから、各党各会派において十分に議論していただきたいと考えている。

栄養表示の食品単位に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月三日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

栄養表示の食品単位に関する質問主意書
現行の栄養表示制度において、健康増進法第三十一条に基づく栄養表示基準第二条は、販売する食品の栄養成分量及び熱量に関し表示すべき事項として、「食品の100g若しくは100ml又は1食分、1包装その他の1単位(以下「食品単位」という。)当たりの各栄養成分量及び熱量を定

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

五〇

めている。また、どのような食品単位を用いるかについては、事業者が食品の特性に応じて任意に設定できることになっている。しかし、制度の趣旨からすれば、できるだけ消費者のニーズに沿うものにするのが望まれる。

消費者庁が平成二十五年二月に実施した「栄養表示に関する消費者読み取り等調査事業」によれば、約七割の消費者が内容量に応じた栄養表示がよい旨の回答をしたとされている。

右の点を踏まえ、以下質問する。

一 実際に販売されている食品の熱量表示を見ると、「百グラム当たり」等の重量当たりの熱量を表示し、袋単位・箱単位といった内容量に応じた表示がされていないものが、特に高熱量食品において多く散見される。このような栄養表示については消費者のニーズに沿うものとは言えないと考えるが、政府の認識を示されたい。

二 政府として、実際に販売されている食品の栄養表示の状況を把握するため、何らかの調査を行うべきと考えるがいかがか。

三 食品表示法に基づく新たな食品表示基準が平成二十七年六月二十七日までに施行される予定である。新たな食品表示基準における栄養表示の食品単位について、検討状況、今後の方針を明らかにされたい。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出栄養表示の食品単位に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出栄養表示の食品単位に関する質問に対する答弁書

一及び三について
食品には多種多様なものがあるため、栄養表

示基準(平成十五年厚生労働省告示第百七十六号)においては、栄養成分の量及び熱量について、食品の「一〇〇g若しくは一〇〇ml又は一食分、一包装その他の一単位」当たりの量により表示することとされており、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)第四条第一項の規定に基づき定める食品表示基準においても、消費者委員会からの意見聴取及びパブリックコメントも踏まえ、このような考え方を維持することを予定している。ただし、同法の目的を踏まえ、消費者の自主的かつ合理的な食品の選択の機会を確保する観点から、一食分当たりの量を適切に設定することが可能な食品については、栄養成分の量及び熱量の表示を一食分当たりの量により行うことが望ましい旨を通知等で示すことを予定している。

二について
食品表示法の規定に基づく栄養成分の量及び熱量の表示に係る状況の把握については、同法附則第十九条の規定を踏まえ、食品表示基準全体の施行状況を把握する中で、必要に応じ適切に対応してまいりたい。

投票率向上のための施策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月三日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

投票率向上のための施策に関する質問主意書
平成二十六年十二月十四日に執行された第四十七回衆議院議員総選挙の小選挙区選挙における投票率は、五十二・六六パーセントであった。これ

は、平成二十四年の第四十六回衆議院議員総選挙の投票率五十九・三二パーセントを六・六六ポイント下回り、衆議院議員総選挙における投票率の戦後最低記録を更新した。また、都道府県別の投票率を見ると、青森県の四十六・八三パーセントを始め、八県において投票率が五十パーセント以下であり、全ての都道府県の投票率が六十パーセント以下であった。こうした状況を踏まえ、以下質問する。

一 有権者の投票環境の向上のため、総務省は、各選挙管理委員会に対し、駅構内やショッピングセンター等への期日前投票所の設置について積極的な対応を要請している。そこで、第四十七回衆議院議員総選挙において、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設に期日前投票所を設置した件数及び主たる事例を示されたい。

二 駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設における投票所設置を始めとした期日前投票における有権者の利便性向上に向けた方策について、政府の検討状況及び取組方針を示されたい。

三 市区町村選挙管理委員会において期日前投票所の増設及び集客施設など選挙人が利用しやすい施設への設置などの積極的な対応がなされている実態を踏まえ、平成二十五年四月に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正され、期日前投票所に要する経費の基準額に会場借上料加算が盛り込まれた。一方、同法における基準額の積算に関しては、期日前投票所における基準額の実態に即していない等の指摘も存在する。市区町村選挙管理委員会の取組を支援するためにも、期日前投票の執行実態を調査の上、実情に合わせた基準額の充実に努めるべきと考え、政府の見解を示されたい。

四 過去の衆議院議員総選挙及び参議院議員通常

選挙における年代別投票率の推移を見ると、二十歳代の投票率が他の年代に比べて低くなっており、若年層の投票率の向上が求められる。こうした状況を踏まえ、総務省が平成二十三年に開催した「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書では、「国として取り組むべき具体的方策の例」として、「選挙事務への協力の拡大」、「大学との連携の推進」、「出前授業・模擬投票等の推進」等が挙げられているが、これらの方策の取組状況を示されたい。また、その他の方策に関する政府の検討状況についても併せて示されたい。

五 私が出した「若年層の投票率向上のための施策に関する質問主意書」(第百七十一回国会質問第二二五号)に対する答弁書(内閣参質一七一第二二五号(平成二十一年七月十日))において、「総務省としては、選挙時における選挙啓発において、アクセス数の多いウェブサイトやインターネットバナー広告を掲載するほか、選挙啓発のテレビコマercialを、総務省の選挙時特設ホームページにおいて視聴できるようにするとともに、民間事業者がインターネットにより配信する動画における広告にも活用するなどにより、若年層の投票率の向上に努めてきたところである。」と答弁しているが、政府においてこれらの取組の結果をどのように総括しているのか、示されたい。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出投票率向上のための施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出投票率向上のための施策に関する質問に対する答弁書

一について
第四十七回衆議院議員総選挙において、駅構内・駅周辺やショッピングセンター等に設置された期日前投票所数は二百九(速報値)であり、その具体的な事例としては、通勤者等が多く利用する域内の主要駅の構内に設置した長野県松本市の事例、交通の利便性に優れたショッピングセンター内の通路に設置した広島県福山市の事例等がある。

二について
期日前投票については、総務省が開催している「投票環境の向上方策等に関する研究会」において、商業施設等における期日前投票所の設置や期日前投票に係る投票時間の弾力的設定による投票機会の創出等の方策について議論を行っており、今後、こうした議論等も踏まえ、選挙の公正を確保しつつ、期日前投票を行う有権者の利便性の更なる向上を図ってまいりたい。

三について
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)については、各地方公共団体における選挙の執行実態等を踏まえて所要の改正を行ってきているところであり、期日前投票所に要する経費についても、今後、その執行実態を適切に踏まえた上で検討を行ってまいりたい。

四について
御指摘の「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書を踏まえ、総務省としては、若年層の政治意識の向上を図るための大学生等を対象としたシンポジウムを開催するとともに、地方公共団体に対し、学校での選挙に関する出前授業や大学生を中心とした政治に関する意見交換会の開催等の取組の支援などを行っている。

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

に関する啓発活動を行う若者グループとも連携し、特に投票率の低い若年層に対して重点的に啓発活動を行うこととしており、今後ともあらゆる機会を通じて、若年層の投票率の向上に向けて、国や社会の問題を自分の問題として捉え、考え行動していく主権者を育てる取組を進めてまいりたい。

五について
投票率については、選挙の争点や当日の天候など様々な要因が総合的に影響するものと考えられ、啓発活動との関連性を一概に申し上げられないが、近年の国政選挙後の調査によれば、選挙の際にインターネットを通じて投票参加の呼び掛けに関する情報に接した人の割合を年齢層別に見ると、二十歳から三十歳代における割合は、他の年齢層における割合よりも高くなっており、このような調査結果などを踏まえ、インターネットを活用した啓発活動は、若年層の投票率の向上に一定の効果があったものと考えている。

今後、若年層の投票率の向上に向けて、インターネットの活用をはじめ、様々な手法により啓発活動を展開してまいりたい。

平成二十七年三月三日

参議院議長 山崎 正昭殿

櫻井 充

タクシー政策と規制改革会議に関する質問
主意書

平成十四年の道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行により

タクシー事業が規制緩和されたことで各社の増車が相次ぎ、供給過剰とみなすべき状態が生じることが多くなった。運転手の労働条件は悪化し、交通事故件数が増える事態となったこともあり、平成二十一年の通常国会において特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という)が全会一致で可決され成立したところとなった。

しかし、同法が施行された後も制定当初に期待されたほどの政策効果が出なかつたこともあり、タクシー利用の安全性やサービス水準を更に向上させるための制度の在り方について議論を重ねてきた自民党タクシー・ハイヤー議員連盟と公明党国土交通部会、さらには民主党タクシー政策議員連盟の間で平成二十五年六月にタクシー特措法などの改正を盛り込んだ議員立法の方針が合意された。この合意に基づき、同年十月末に三党の衆議院議員によるタクシー特措法等の一部を改正する法律案が国会に提出され、衆参両院での審議の後に、圧倒的多数で可決・成立した。

タクシーは公共交通の役割を担っており、過度な規制緩和は国民の生活を危険に晒すと考えている。しかしながら、現場の状況を理解していない規制改革会議が大きな影響力を持つている現状には大きな問題があると考えている。

そこで、以下質問する。

一 タクシー業界における新規参入や増車に関する規制緩和により、乗務員が過度な低賃金で勤務せざるを得ないような状況に追い込まれている現状は当初の政府の想定通りであったのかどうか、「はい」又は「いいえ」で示されたい。

二 平成二十六年六月、規制改革会議は「改正タクシー特措法の特定地域に係る指定基準に関する意見」において、「国交省の指定基準案を適用した場合、「地域の意向」の指標によつては、日本中の約6割のタクシーに特定地域の規制が及

ぶことになり、裁量権の逸脱は明らかである」と述べている。裁量権の逸脱は明らかなのか、政府の見解を明らかにされたい。

三 規制改革会議は特定地域の指定基準について、憲法第二十二条第一項に規定する営業の自由を不当に制限することを危惧していると述べているが、これに対する政府の見解を明らかにされたい。

四 国会で審議された結果圧倒的多数で可決・成立した法律に対して、規制改革会議が述べた意見に基づき行政が対応する場合には、その根拠を明らかにされたい。また、対応するとなると、政府が立法府を無視しているものと考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

五 国土交通省が策定した改正タクシー特措法の特定地域指定基準案によると、「30万人以上の人口」という要件がある。この要件により、本当に特定地域指定が必要な地域が指定を受けられない可能性があると考えているが、政府の見解を明らかにされたい。また、「30万人以上」の数的根拠を明らかにされたい。

六 本年一月、国土交通省が準特定地域における適正車両数の確定値を発表している。適正車両数の上限と下限の算定方法を明らかにされたい。また、その算定方法により適正な車両数を計算できると考えた根拠を明らかにされたい。

七 前記六に関して国土交通省は、平成二十五年度末の車両数や総乗車キロ数、直近五年間平均の実車率等に基づいて適正車両数を算定している。しかし、例えば東北地方であれば震災復興のための来県人数が増えたことで特需があつたように、平成二十五年年度末の車両数や総乗車キロ数、直近五年間平均の実車率等は現在の市場環境を反映しているとはいえず、実態と大きな乖離が生じていると考えているが、政府の見解を明らかにされたい。

八 前記六に關して適正車両数を設定する上で、地域の実態についてヒアリングや現地調査等を行ったのか明らかにされたい。また、ヒアリングや現地調査等を行ったのであれば具体的などのような数字に盛り込んだのか明らかにされたい。もし、ヒアリングや現地調査等を行っていないのであれば、「適正」であるかどうか判断できないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出タクシ―政策と規制改革會議に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出タクシ―政策と規制改革會議に關する質問に対する答弁書

一について

政府としては、道路運送法及びタクシ―業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律(平成十二年法律第八十六号)の施行によるタクシ―事業への参入や車両数の増加に關する規制緩和により、タクシ―サービスの多様化や旅客の待ち時間の短縮等の一定の効果が認められる一方、地域によっては、需要が低迷する中、車両が増加する等の影響もあり、運転者の労働条件の悪化等の問題が生じていると認識している。

二について

政府としては、規制改革會議が公表した「改正タクシ―特措法の特定地域に係る指定基準に關する意見」(平成二十六年六月十三日公表。以下「意見」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化

及び活性化に關する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく特定地域(以下「特定地域」という。)の指定基準について、行政の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用にならないよう慎重に設定すべきであるとの趣旨であると認識している。

三について

政府としては、意見は、特定地域の指定基準について、行政の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用によって、憲法第二十二條第一項の規定により保障される営業の自由を不当に制限することのないよう慎重に設定すべきであるとの趣旨であると認識している。

四について

国土交通大臣は、法第三条第一項の規定に基づき、特定の地域において、タクシ―事業が供給過剰であると認める場合であつて、当該地域におけるタクシ―事業の一定の状況に照らし、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシ―事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に發揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシ―事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができるとされており、同大臣が特定地域として指定するか否かの判断を行う場合の基準(以下「指定基準」という。)を策定したところである。指定基準の策定に当たっては、タクシ―事業が供給過剰である地域で、供給過剰を効果的に解消するとともに、運転者の労働条件の改善やタクシ―のサービスの水準の向上等を実現し、タクシ―事業を利用者にとって更に安全

で、安心して利用できる公共交通機関として進化させるという議員立法である特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に關する特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十三号)の趣旨を尊重するとともに、「特定地域の指定については、その法的効果に鑑み厳格に行ふこと」とした「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に關する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成二十五年十一月八日衆議院国土交通委員会及び「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に關する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成二十五年十一月十九日参議院国土交通委員会)や内閣総理大臣の諮問機關である規制改革會議が公表した意見を勘案したところである。

五について

人口三十万人以上の都市を含む地域であることと特定地域の指定の要件としているのは、このような地域においては、営業所以外の場所におけるタクシ―による運送の引受け(以下「流し営業」という。)が多く行われており、タクシ―事業の供給過剰による弊害が、そうした流し営業が行われている地域において顕在化しやすいことを踏まえたことによるものである。

六について

お尋ねの「適正車両数」については、各地方運輸局等において算定しているものである。例えば、東北運輸局においては、まず、当該年度の前年度の総実車キロに当該年度前五年度の総実車キロの対前年度比率の平均値を乗じて得た数を、当該年度前五年度の総走行キロの平均値に平成十三年の実車率を乗じて得た数を当該年度前五年度の実働車両数の平均値で除して得た数により除して得た数を、さらに、三百

六十五で除して得た数を算出する。その上で、当該数を、平成十三年の実働率又は当該年度前五年度の実働率の平均値のいずれか低い数値で除して得た数を適正車両数の上限とし、平成十三年の実働率又は当該年度前五年度の実働率の平均値のいずれか高い数値で除して得た数を適正車両数の下限としている。

適正車両数は、その他の地方運輸局等においても、東北運輸局と同様に、総実車キロにより示された直近の需要量及び総走行キロ、実働率等により算出された一日一台当たりの直近の供給量に基づき、直近の需要量に対応した車両の数を算定しているものであり、直近の需要と供給の動向を踏まえた適正なものと認識している。

七について

六について述べたとおり、適正車両数の算定に当たっては、直近の需要と供給の動向を踏まえており、「現在の市場環境を反映しているとはいえず」との御指摘は当たらないものと認識している。

八について

適正車両数は、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)に基づく営業区域ごとに、当該営業区域に事業所を置く事業者の輸送実績報告に基づき算定しており、地域の需要と供給の動向を踏まえたものと認識している。

「右派系市民グループ」によるデモの警備に關する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十七年三月三日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

「右派系市民グループ」によるデモの警備に
関する質問主意書

社会問題となつてゐるヘイトスピーチ(差別の煽動)を目的とするデモが頻発しています。そのたに余儀なくされている過剰な警備について質問します。

一 警察庁警備局の「治安の回顧と展望(平成二十六年版)」で触れている「右派系市民グループ」は、どのような基準で認定しているのですか、政府の見解をお示し下さい。また、「右派系市民グループ」のすべての団体名をお示し下さい。

二 政府は、「右派系市民グループ」によるデモはいつ、どこで、どれだけの規模で行われたと把握していますか。平成二十四年、平成二十五年、平成二十六年に全国で行われたデモの実態をお示し下さい。

三 前記二の警備について、警察官(警備および公安)はどれだけの人数が動員されましたか。また、警備に関する費用はどれだけかかりましたか。「右派系市民グループ」によつて行われたデモのケースそれぞれ、さらに平成二十四年、平成二十五年、平成二十六年の年度ごとの総額をお示し下さい。

右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出「右派系市民グループ」によるデモの警備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出「右派系市民グループ」によるデモの警備に関する質問に対する答弁書

一について

警察においては、極端な民族主義的主張や排

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

外主義的主張に基づき活動を行っている集団を右派系市民グループとして捉えており、右派系市民グループには「在日特権を許さない市民の会」等があるが、右派系市民グループとして把握している集団全てについて明らかにすることは、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えます。

二について

右派系市民グループによるデモを網羅的に把握していないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、警察庁においては、右派系市民グループによるデモが、平成二十五年中に十三都道府県で約百二十件、平成二十六年中に十四都道府県で約百二十件行われたと承知している。なお、平成二十四年中における右派系市民グループによるデモの件数については、把握していない。

三について

お尋ねの警備に動員された警察官の人数については、これを明らかにすることにより、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えます。

また、お尋ねの警備に要した費用については、当該費用のみを取り出して算出することは困難であるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設
橋設置工事に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月四日

糸数 慶子

参議院議長 山崎 正昭殿

名護市辺野古における沖縄防衛局による仮
設橋設置工事に関する再質問主意書

本年二月十三日に私が提出した「名護市辺野古における沖縄防衛局による仮設橋設置工事に関する質問主意書」(第百八十九回国会質問第二九号)に対する答弁書(内閣参質一八九第三九号。以下「答弁書」という。)によれば、現在、政府が名護市辺野古海上に設置中の普天間飛行場代替施設建設事業におけるボーリング地質調査のための仮設橋について、本年二月以降に海上での作業に着手し、所要の海上ボーリング調査を終えた段階で撤去すること、また、普天間飛行場代替施設建設事業そのものの作業に使用することがないこと等が明らかになった。他方、私の質問に明確に答弁していない項目もあり、改めて明らかにする必要があるので、以下質問する。

よつて、以下質問する。

一 仮設橋について、答弁書中「四から六までについて」においては、普天間飛行場代替施設建設事業における海上ボーリング調査に関連する船舶の係留及び資機材の積卸し等を目的として設置するとしており、「二及び三について」においては、所要の海上ボーリング調査を終えた段階で撤去する予定としている。

これらの答弁を踏まえると、仮設橋橋を使用する海上ボーリング調査は、仮設橋橋完成後に実施することになると考えられるが、政府の認識を示されたい。

その上で、仮設橋橋の完成予定時期と撤去予定時期及び仮設橋橋を使用する海上ボーリング調査の実施予定期間を明らかにされたい。

なお、沖縄防衛局は、本年三月一日から大浦湾で海上ボーリング調査のためのスパッド台船の組立作業を開始したが、仮設橋橋完成前に海上ボーリング調査を始めることはこれらの答弁

に矛盾しないのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 答弁書中「二及び三について」において、平成二十六年七月一日付け文書「岩礁破砕等許可申請書」に記載した工事内容との比較に関し、一部の施工の取りやめのほか、施工方法について、直接海底に「割裂石」を投入しないこととするなどの変更を行ったことが明示されているが、仮設橋橋の規模については変更されたとする答弁はない。

当該「岩礁破砕許可申請書」においては、仮設橋橋の規模について延長二百九十八・八メートル、幅十七から二十五メートルと記載されているが、この規模の変更の有無を明らかにした上で、変更があつた場合は、具体的な規模を明らかにされたい。

三 答弁書中「九について」において、大浦湾内におけるいわゆるフロートを伴う浮標のアンカーに関し、方形のコンクリート製のものは十トンから四十五トンのもので、方形の鋼製のものは〇・四八トンから〇・八七トンのものである旨明示されている。

他方で、報道等によると上記のほか二トンの方形のコンクリート製のものが設置されていることが確認されている(本年二月二十一日付け琉球新報二面記事)「2トンブロック通知せず設置」掲載写真参照。

まず、二トンの方形のコンクリート製のものは浮標のアンカーとして使用しているのか明らかにされた上で、答弁書で示された浮標のアンカー以外のものを使用している場合、その重量、数量等を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員系数慶子君提出名護市辺野古における
沖縄防衛局による仮設橋樑設置工事に関する
再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員系数慶子君提出名護市辺野古に
おける沖縄防衛局による仮設橋樑設置工事
に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「仮設橋樑」については、普天間飛行
場代替施設建設事業（以下「本件事業」という。）
における代替施設本体の設計に必要な海底の地
質データを取得、確認するためのボーリング地
質調査（以下「本件ボーリング調査」という。）の
ために設置することとしているが、本件ボーリ
ング調査の全てが御指摘の「仮設橋樑」を使用し
て実施されるものではない。

また、今後の作業の内容やスケジュールにつ
いては、これを明らかにした場合、作業を安全
に実施できなくなるなど、本件事業の適正な遂
行に支障が生じる可能性があることから答弁を
差し控える。

二について

御指摘の「仮設橋樑」の規模について、変更は
ない。

三について

御指摘の「大浦湾内におけるいわゆるフロ
ートを伴う浮標のアンカー」については、先の答
弁書（平成二十七年二月二十四日内閣参質一八
九第二九号）九についてでお答えしたとおりで
ある。また、大浦湾内における「いわゆるフロ
ート」を伴わない浮標のアンカーについては、
〇・〇五トンから十五トンまでのものを合
計で二十九か所設置している。

J-ADN-I研究に関する第三者調査委員会
の報告書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十七年三月四日

参議院議長 山崎 正昭殿
川田 龍平

J-ADN-I研究に関する第三者調査委員
会の報告書に関する質問主意書

平成二十六年八月二十九日、厚生労働省は東京
大学に対し、J-ADN-I研究（以下「本研究」と
いう。）における疑惑に関して五点の調査・検証事
項を設定し、外部の有識者から構成される委員会
による調査・検証を要請した。それを受けて組織
された「J-ADN-I研究に関する第三者調査委
員会」は、同年十二月十九日付け調査報告書（以下
「報告書」という。）を取りまとめ、東京大学から厚
生労働省に提出された。

この経過をふまえて、以下質問する。

一 報告書では、本研究のプロトコルに選択基準
として定められている神経心理検査の方法から
逸脱した例（遅延再生検査の開始時刻違反、B
問題の誤施行など）について、その被験者の
データを除外する必要はないと述べられている。

しかし、前述のようなプロトコル逸脱例の
データは除外することが臨床研究において当然
の措置と考えるが、いかがか。

二 本研究において、厚生労働省からのデータ保
全要請後に「データ固定済」の被験者のデータが
多数修正されていたことが問題として指摘され
ており、厚生労働省から東京大学に対する調
査・検証事項の一つともされていた。

しかし、報告書を見る限り、「データ未固定」
の被験者データのみの調査で、「データ固定済」
の被験者データの調査をせずに問題がなかった

かのように報告されており、調査・検証事項に
対する確かな報告がなされていない。少なくとも
この点について適切な調査が行われることが
必要と考えるが、国としてどのように対応する
のか政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員川田龍平君提出J-ADN-I研究に
関する第三者調査委員会の報告書に関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出J-ADN-I研
究に関する第三者調査委員会の報告書に関
する質問に対する答弁書

一について

お尋ねのプロトコル逸脱例のデータの取扱い
については、研究の実施機関が当該研究の目
的、内容等を勘案して個別に判断すべきものと
考えている。なお、J-ADN-I研究に関する
第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」と
いう。）の報告書（以下「本件報告書」という。）に
おいては、米国において類似の研究を実施する
者並びに一般社団法人日本神経学会、日本神経
治療学会、公益社団法人日本精神神経学会、日
本認知症学会、一般社団法人日本老年医学会及
び公益社団法人日本老年精神医学会に照会した
結果等を踏まえ、「データについては、適格性
や組入には影響しない手順の逸脱等について
データベース上付記したり、MCIの症状など
不正確な情報が記載されている可能性をデータ
ベース上で指摘するなどの配慮をした上で、こ
のままデータ公表を行っても問題ないもの」と考
える」とされている。

二について

お尋ねの「データ固定済」及び「データ未固定」
の意味が必ずしも明らかではないが、本件報告
書においては、厚生労働省のデータ保全要請後
に行われた全てのデータの修正に関して修正前
後の内容を独立行政法人新エネルギー・産業技
術総合開発機構が確認したとされている。ま
た、本件報告書においては、その確認の結果に
加え、第三者調査委員会が当該データの修正趣
旨を記載した全ての記録を確認した上で、「厚
労省からのデータ保全要請後にデータ登録や修
正等が行われたケースは、いずれも通常の品質
確認作業の一環で行われたものであり、不当な
改ざんや意図的な修正等が行われたケースは確
認できなかった」とされている。

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関
する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提
出する。

平成二十七年三月四日

徳永 エリ

参議院議長 山崎 正昭殿

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに
関する質問主意書

養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの経営
が厳しい状況にあることを踏まえ、その財政等に
ついて、以下質問する。

一 平成十七年度に養護老人ホームの施設運営の
措置費が国庫負担金から一般財源化されたこと
で、本来であれば養護措置が適当であると思わ
れる人を介護保険扱いとするなど、措置権者で
ある市町村の財政負担を減らすことが行われて
いると聞く。政府は、このような措置控えとや

介護への「付け替え」が生じていることを認識しているか。そのようなことがないように、国として市町村の財政負担を支援する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、地方交付税では他の使途との関係で措置費への充当が不十分になるので、措置費への充当が確実な国庫負担金の形に戻すことも一案と考えるが、政府の見解を問う。

二 前記一に関連して、一般財源化に伴い、養護老人ホームの老人保護措置費支弁基準（以下「措置費支弁基準」という。）の改定は市町村に任せられたため、その後改定は必ずしも十分には行われていないと聞く。例えば、平成二十六年四月に消費税率が引き上げられた際には、「適切な改定をお願いする」旨の厚生労働省老健局高齢者支援課の事務連絡が地方自治体宛に送られただけである。一般財源化後、市町村において措置費支弁基準の改定はどのくらい行われているか、政府の承知するところを示されたい。また、国は消費税率引上げに対応して、措置費支弁基準を改定できるように市町村に何らかの目安等を示すべきであり、さらに必要な支援を行うべきと考えるが、政府の見解を問う。

三 地方自治体では、給与体系が一般職、技能労務職と階級的に分けられている。養護老人ホームの施設職員のうち支援員職は技能労務職とされており、給与基準の位置付けが低い。しかし、介護福祉士は国家資格であり他の職種と同じく高度な知識が必要のため、格差を設けることはおかしいと考える。格差をなくし、支援員職の給与基準を引き上げるべきではないか、政府の見解を問う。

四 養護老人ホームは、多様な方々が入所しており、支援対応には時間を要するにもかかわらず、現状では職員のうち支援員の配置基準は十

五対一とされている（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）。十分な支援対応ができるように、支援員の配置基準を手厚くする方向で改定すべきではないか、政府の見解を問う。

五 社会福祉法人は措置費などの収入と寄付金で運営されており、施設整備を行うにしても補助金メニューや補助金額の減少により財源確保が困難となつている。繰越金額が措置費の年間総額の三割と制約されており、施設整備資金の確保は厳しい。今後、施設の老朽化が進んでも、改築などには今以上に厳しい環境が考えられる。老朽化に伴う改築などのための施設整備資金が確保できるように、繰越金額の割合の上限を変更すべきではないか、政府の見解を問う。

六 特別養護老人ホームの入所者の入院について、三か月以内に退院することが見込まれる時は退院後円滑に再入所できるようにしなければならぬと特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で規定されている。当該ベッドをショートステイ等で利用することは可能だが、特別養護老人ホームの側からすると基本的にベッドを空けておくことになり減収となる。当該入所者の権利を保護しつつも、ベッドの有効活用を進めるためより柔軟な対応を考えることはできないのか、政府の見解を問う。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員徳永エリ君提出養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「措置控え」や介護への「付け替え」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。また、地方交付税の算定においては、養護老人ホームの措置費が老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく義務的経費であることに鑑み、各市町村における実際の被措置者数を反映させており、各市町村の財政需要に的確に対応しているところである。したがって、御指摘のように「市町村の財政負担を支援することや」措置費への充当が確実な国庫負担金の形に戻すことは考えていない。

二について

お尋ねの「一般財源化後、市町村において措置費支弁基準の改定はどのくらい行われているか」については、把握していない。また、老人福祉法に基づく養護老人ホームに係る入所措置に関する事務については地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第八項に規定する自治事務であり、御指摘の措置費支弁基準については社会経済情勢、地域の実情等を勘案して市町村により改定されるものであることから、当該基準の改定について「市町村に何らかの目安等を示すことや」さらに必要な支援を行うことは考えていない。

三について

地方公共団体が設置する養護老人ホームの支援員の給与の取扱いについては、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）その他の関係法令の規定の趣旨に沿って、各地方公共団体において適切に決定されるべきものと考えている。

四について

御指摘の配置基準については、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）第一条及び第十二条の規定において、老人福祉法第十七条第一項に基づき都道府県等が条例で養護老人ホームに関する基準を定めるに当たって従うべき基準として定められているものである。各養護老人ホームにおける支援体制については、当該条例で定める基準を超える人員の配置、入所者の介護保険の居宅サービスの利用、養護老人ホームの特定施設入居者生活介護の事業所指定等により、入所者のニーズに対応して適切に確保されるべきものと考えている。

五について

社会福祉施設における措置費は、老人福祉法等に基づく措置又は措置の委託に伴う人件費や入所者の処遇に要する費用等の運営費であるが、適正な施設運営が確保されていることを前提に、施設整備等のための積立金に積み立てるほか、当該施設を運営する法人の本部運営費や当該法人が実施する他の社会福祉事業の運営費等に充当するものとして、当該年度の運営費収入の三十パーセント以下を当期末支払資金残高として繰り越すことを可能としている。したがって、御指摘の「老朽化に伴う改築などのための施設整備資金」については、施設整備費等のための積立金から充当すべきであり、当期末支払資金残高から充当するものではない。また、措置費は施設運営に充てることが必要であり、過大な繰越しを防止する観点から、その制限を変更する考えはない。なお、定員二十九名以下の養護老人ホームの整備については、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により施設整備に対する補助を行っている。

六について

特別養護老人ホームの入所者が入院した場合において、御指摘のとおり、当該入所者の居室において短期入所生活介護の提供ができるほか、当該入所者の入院期間中に居室を確保する場合、介護報酬において、一月に六日を限度として一日につき二百四十六単位を算定することができるとともに、当該入所者に対し、一定の費用を求めて差し支えないものとしている。

介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月四日

小見山幸治

参議院議長 山崎 正昭殿

介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問主意書

平成二十七年予算案によると、二〇一五年四月からの介護報酬は、介護職員の処遇改善加算（以下「今回の加算」という。）により、介護職員の給料が月額一万二千円加算されること等を含め、全体で二・二七パーセントの減となる予定である。

そこで、以下質問する。

一 超高齢社会の介護費用は年々膨らむ一方、それを支える現役世代は減っており、介護費用全体の伸びを抑える必要がある。持続可能な社会保障を維持するために、公費の支出抑制は喫緊の課題である。

1 介護報酬の引下げにより事業者の収入が減少すること、人件費を抑える施設ができることが考えられる。その結果、人件費削減による人材不足及び職員の負担増加がサービスの

質の低下につながる恐れはないのか、政府の見解を明らかにされたい。

2 社会福祉法人における内部留保は法人によつて異なり、全ての法人が多額の留保を抱えているわけではない。介護報酬の引下げにより収益減となった法人に対するサポート体制は整えられているのか。

3 特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の待機者は、現在五十二万人と言われている。介護報酬引下げにより特養の経営が難しくなれば、施設数の減少などにより待機者はさらに増える恐れがあるが、この問題について政府の認識を示されたい。

二 厚生労働省「平成二十六年賃金構造基本統計調査」によると、介護職員の給料は他の職種や産業と比較し低い傾向にある。全産業の平均賃金が四十二・一歳で三十二万九千六百円であるのに対し、ホームヘルパーが四十四・七歳で二十二万七千円、福祉施設介護員は三十九・五歳で二十一万九千七百円となっている。介護職員不足が叫ばれる中、今回の加算は介護職員の確保や離職率減少のために不可欠である。

1 介護報酬の引下げにより、施設によつては利益が減少することも考えられる。今回の加算により基本給が上がったとしても、賞与が減額され、結果的に職員の給料が下がってしまうことにならないか、政府の見解を明らかにされたい。

2 介護報酬は、三年ごとに改定される。介護職員の定着、人材確保の為に今回の加算のような施策を継続して行うことが重要である。賃金加算の期間が限定され、今後も継続できなければ、介護業界の抱える問題の根本解決にはならないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出介護報酬の引下げ及び介護職員賃金加算に関する質問に対する答弁書

一について

今回の介護報酬改定においては、特別養護老人ホームも含めて、事業者の収支差などを勘案して適正化を行うとともに、介護職員の処遇改善や中重度の要介護者及び認知症高齢者への対応の更なる強化を図るための加算等を設けており、改定後においても全体としては事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るように各サービスの報酬を設定する予定である。また、平成二十七年から、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、介護基盤の整備と介護人材の確保を図るとともに、効果的なサ―ビス提供に資するよう介護施設の人員基準の緩和等の措置を講ずることとしていく。政府としては、これらの取組により、適切な介護サービスが確保されるものと考えており、御指摘の「施設数の減少などにより待機者はさらに増える」ということのないよう努めてまいりたい。

二の1について

今回の介護報酬改定においては、介護職員の賃金を一人当たり月額一万二千円相当引き上げるため、介護職員の処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）の充実を図ることとしている。また、各事業所における賃金水準は個々の労使交渉等で決められるべきものと考えているが、平成二十七年介護報酬改定においては、

改定後においても全体としては事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るように各サービスの報酬を設定する予定である。

二の2について

お尋ねの次の介護報酬改定における処遇改善加算の取扱いについては、現時点において、お答えすることは困難である。

政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月四日

小見山幸治

参議院議長 山崎 正昭殿

政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問主意書

政治資金規正法第二十二条の三で「国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他法人について、政治活動に関する寄附の制限を規定している。

そこで、補助金と類似する性質を有する、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除、生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は税額控除、試験研究費の総額に係る税額控除制度、エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は税額控除、雇用者の数が増加した場合の税額控除のような税制の優遇な

どを受けている会社その他法人からの寄附は制限されるのか、政府の見解を明らかにされたい。
右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出政治資金規正法における寄附等に関する制限に関する質問に對する答弁書

お尋ねの「補助金と類似する性質を有する、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除、生産性向上設備等取得した場合の特別償却又は税額控除、試験研究費の総額に係る税額控除制度、エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は税額控除、雇用者の数が増加した場合の税額控除のような税制の優遇など」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)上、会社その他の法人が租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)に規定する特例の適用を受けていることをもって当該会社その他の法人の政治活動に関する寄附を禁止する規定は設けられていない。

旅館業法の規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月五日

中西 健治

参議院議長 山崎 正昭殿

旅館業法の規制に関する質問主意書

旅館業法は、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に對したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的(旅館業法第一条)として、旅館業の許可制(同法第三条第一項)、施設の構造設備基準(同法同条第二項)、施設の設置場所(同法同条第三項及び第四項)、施設の衛生措置(同法第四条第一項)に関する規制を定める。

旅館業法制定当時(昭和二十三年)は、旅行者が少なく、我が国の衛生状態も悪い上、建築物自体の設備・性能も脆弱であつたため、これらの規制にも合理性が認められたものと考えられる。

しかし、旅館業法制定以来六十余年が経過し、我が国の衛生状態は飛躍的に向上した上、建築基準法等により建築物自体の構造設備基準も厳格化されており、旅館業法に基づく規制の意義は相対的に薄れたと考えられる。

加えて、政府は、訪日外国人旅行者数を、二〇二〇年に二千万人、二〇三〇年に三千万人超に増加させることを目指しており、既存の宿泊施設だけでは供給が不足する上、現行の旅館業法の厳格な規制では、利用者の需要の高度化及び多様化に對したサービスの提供という旅館業法の目的までも損なうことが懸念される。

そのため、旅館業法の規制も、海外における「Airbnb」のようなインターネットを介した個人間の宿泊施設の提供を容易にするような時代に應じた運用又は規制緩和が求められていると考える。

また、人の移動の増加に伴い、ウィークリーマンション、マンスリーマンションのように、短期間の賃貸借契約も増加傾向にあり、旅館業法に基づく宿泊と短期間の不動産賃貸借の境界も不明確となりつつある。

さらに、国民体育大会では、昭和三十三年第三回富山国体以来、宿泊施設の不足を補うため、一般家庭に料金を払って選手等を宿泊させるいわゆる「民泊」が実施されているが、民泊と旅館業法の規制との関係も不明確である。

そこで、以下質問する。

一 個人間の宿泊施設の提供は、「人を宿泊させる営業」(旅館業法第二条)に当たるか。仮に当たるとした場合、いかなる頻度及び態様であることを要するか、政府の見解を明らかにされたい。

二 町屋・古民家における構造設備基準の特例(旅館業法施行規則第五条第一項第五号)のように、個人間の宿泊施設の提供についても、旅館業法の許可基準を緩和する考えはないか、政府の見解を明らかにされたい。

三 定期建物賃貸借契約による建物賃貸借契約(借地借家法第三十八条第一項)は、「人を宿泊させる営業」(旅館業法第二条)に当たるか、その理由とともに示されたい。仮に当たるとした場合、当該宿泊施設の衛生上の維持管理責任は、貸主(旅館業業者)が負担するのか、借主(宿泊者)が負担するのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 一時使用目的による建物賃貸借契約(借地借家法第四十条)は、「人を宿泊させる営業」(旅館業法第二条)に当たるか、その理由とともに示されたい。仮に当たるとした場合、当該宿泊施設の衛生上の維持管理責任は、貸主(旅館業業者)が負担するのか、借主(宿泊者)が負担するのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 国民体育大会で実施されている、一般家庭に料金を払って選手等を宿泊させる民泊は、「人を宿泊させる営業」(旅館業法第二条)に当たるか、その理由とともに示されたい。

六 仮に前記五における民泊が「人を宿泊させる

営業」(旅館業法第二条)に当たらない場合、宿泊させる回数・期間・人数において民泊のそれを上回らない限度でなされる個人間の宿泊施設の提供は、「人を宿泊させる営業」に当たらないと解してよい。

右質問する。

平成二十七年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員中西健治君提出旅館業法の規制に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中西健治君提出旅館業法の規制に関する質問に對する答弁書

一、五及び六について

お尋ねの「人を宿泊させる営業」に該当するかどうかは、個別具体的なケースごとに判断されるため、一概にはお答えできないが、一般に、宿泊料を受けて、寝具を使用して施設を人に利用させる営業であれば、「人を宿泊させる営業」に該当すると考えている。なお、「営業」に該当するか否かは、社会性をもつて反覆継続するか否かによつて判断される。

二について

政府としては、現時点においては、旅館業法施行令(昭和三十三年政令第五十二号)第二条及び旅館業法施行規則(昭和三十三年厚生省令第二十八号)第五条の規定以外の特例を設けることは考えていない。

三及び四について

お尋ねの「人を宿泊させる営業」に該当するかどうかは、個別具体的なケースごとに判断されるため、一概にはお答えできないが、一般に、契約の形態にかかわらず、施設の管理・経営形態を總体的にみて宿泊者のいる部屋を含め施設

の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること及び施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであることとの要件を満たす場合には、「人を宿泊させる営業」に該当すると考えている。

ドローンに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月九日

参議院議長 山崎 正昭殿
大久保 勉

ドローンに関する質問主意書

情報技術及び電池技術等の急速な技術革新により、小型無人飛行体、いわゆる「ドローン」について、非軍事分野での利用に関する需要や関心が急激に高まっている。ドローンを使った航空撮影、警備及び配達等、商業利用を検討する動きもあり、航空法、道路交通法、民法、個人情報保護法及び電波法等（以下「航空法等」という。）、既存の法体系との調整を速やかに行う必要が生じている。

よつて、以下の質問をする。

一 商業利用を含んだドローンの、日本国内での販売及び利用規模を政府は把握しているか。また、将来の販売及び利用規模の推定について政府は把握しているか、示されたい。

二 ドローンに関する法整備について、航空法等を中心に、政府の検討状況を示されたい。特に、操縦免許の必要性の有無とその種類について示されたい。また、主務官庁が想定されているれば、併せて示されたい。

三 アメリカ連邦航空局によるドローンへの規制の動きとして、①操縦者の視界内での飛行、

②プロジェクト関係者以外の頭上の飛行禁止、③夜間飛行の禁止、④高度五百フィート（約百五十二メートル）未満での飛行、といった原則がたたき台として提示されている。これに対して、商業利用を促進する立場から規制が厳しいとの意見もあるが、この原則に対する政府の評価と、日本の今後の規制の方向性について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出ドローンに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出ドローンに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねの「商業利用を含んだドローン」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、いわゆる小型無人機の日本国内での販売及び利用規模並びに将来の販売及び利用規模の推定について、全体としては把握していない。

二及び三について

米連邦航空局が平成二十七年二月十五日に小型無人機に関する規則案を公表したことについては承知しているが、政府としては、いわゆる小型無人機に関する法整備及び規制については、「ロボット新戦略」（平成二十七年二月十日日本経済再生本部決定）において、「運用実態の把握を進め、公的な機関が関与するルールの必要性や関係法令等も含め、検討を進めていく」としている。

名古屋議定書等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月九日

水野 賢一
参議院議長 山崎 正昭殿

名古屋議定書等に関する質問主意書

一 日本国が署名又は採択した条約、協定、議定書など（以下「条約等」という。）のうちその正式名称に日本国の地名が含まれているもの（例えば「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」としてはどのようなものがあるか、条約等の名称を示されたい。なお「日本」という名称が入っているものは数多くあるため除外し、日本国内の都市名、地名が含まれている条約等の名称を示されたい。

二 前記一で示した条約等について、日本国としての署名又は採択の年月日、発効の年月日及び日本国としての批准の年月日を示されたい。

三 二〇一〇年に採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下「名古屋議定書」という。）については日本の批准手続がいまだになされておらず、政府は国会承認を求めるともしていない。名古屋議定書を批准し、締結する意思があるのか否か、政府の見解を明らかにされたい。

また、締結する意思があるとするれば、その時期を示されたい。

四 名古屋議定書は日本が議長国となつて名古屋で開催した会議で採択されたものである。この場合、「日本国」としては他国に先駆けて批准し締約国となるのが当然だ」という考え方が出てきてもおかしくないと思うが、こうした考え方について政府の見解を明らかにされたい。

五 民主党政権時の二〇一二年に閣議決定された「生物多様性国家戦略二〇一二―二〇二〇」には名古屋議定書締結に向けた方針が書かれているが、ここに記述された方針に何か変化はあるか。

六 政府側のこれまでの説明によると、名古屋議定書締結に必要な国内措置を実施するため産業界などの関係者と協議をしているとのことである。そこで二〇一二年十二月に第二次安倍政権が発足して以降、締結に向けていつ、誰と、どのような協議などを行つて締結に向けた努力をしてきたのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員水野賢一君提出名古屋議定書等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野賢一君提出名古屋議定書等に関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねについて、我が国が署名し、又は我が国において採択された多数国間の国際約束であつて、その名称に我が国の地名を含むものの例として、国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーヴ）を改正する文書（全権委員会（千九百九十四年京都）において採択された改正）（平成十三年条約第四号。以下「国際電気通信連合条約の改正」という。）、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定

書(平成十七年条約第一号。以下「京都議定書」という。)、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書(仮称)(以下「名古屋・クアラルンプール補足議定書」という。)、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(仮称)(以下「名古屋議定書」という。及び水銀に関する水俣条約(仮称)(以下「水俣条約」という。))が挙げられる。

二について
一 についてでお答えした各国際約束について、①採択年月日、②我が国の署名年月日、③発効年月日及び④我が国の締結年月日は、それぞれ次のとおりである。

国際電気通信連合憲章の改正 ①平成六年十月十四日 ②平成六年十月十四日 ③平成八年一月一日 ④平成十三年五月二十二日
国際電気通信連合条約の改正 ①平成六年十月十四日 ②平成六年十月十四日 ③平成八年一月一日 ④平成十三年五月二十二日
京都議定書 ①平成九年十二月十一日 ②平成十年四月二十八日 ③平成十七年二月十六日 ④平成十四年六月四日

名古屋・クアラルンプール補足議定書 ①平成二十二年十月十五日 ②平成二十四年三月二日 ③未発効 ④未締結
名古屋議定書 ①平成二十二年十月二十九日 ②平成二十三年五月十一日 ③平成二十六年十月十二日 ④未締結
水俣条約 ①平成二十五年十月十日 ②平成二十五年十月十日 ③未発効 ④未締結

三及び四について
名古屋議定書の締結については、「生物多様性国家戦略二〇二二(二〇二〇)平成二十四年九月二十八日閣議決定。以下「国家戦略」とい

う。)に基づき、産業界、学術界等の国内関係者の要望を十分踏まえつつ、関係省庁間で検討を行っているところであるが、現時点で具体的な締結時期についてお答えすることは困難である。

五について
名古屋議定書の締結については、国家戦略に基づき対応するとの方針に変更はない。

六について
お尋ねについては、平成二十四年九月以降、環境省において、関係する産業界及び学術界の有識者等により構成され、関係省庁がオブザーバーとして参加する「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」を開催し、同年十二月以降は十三回にわたる同検討会での議論を経て、平成二十六年三月に「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書」を公表したところであり、現在、同報告書の内容を踏まえ、関係省庁が協力して必要な国内措置を検討している。

安倍内閣の農業政策に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
平成二十七年三月九日
参議院議長 山崎 正昭殿
吉田 忠智

安倍内閣の農業政策に関する質問主意書
安倍政権の農業政策について、以下質問する。
農協改革について
1 安倍政権の農業協同組合(以下「農協」という。)改革の目的について今年一月十五日に西川前農相は、農家の所得を増やし、農山漁村の賑わいを取り戻していくことである旨発言

している。全国農業協同組合中央会(以下「全中」という。)による単位農協への監査(以下「全中監査」という。)の権限をなくし、全中を農業協同組合法(以下「農協法」という。)に基づく組織から一般の社団法人に移行させることがどのようなプロセスで農家所得増につながら、地域の賑わいを取り戻すことになるのか、因果関係を具体的に示されたい。

2 農協改革で全中監査の権限をなくす理由として、今年一月十三日の衆議院農林水産委員会において西川前農相は、全中監査の廃止により単位農協の自由度を高めていかないと農家所得を上げようがない旨答弁するなど、全中監査が単位農協の経営を縛り自由度を奪っているかのような指摘がなされているが、そうした実例はあるのか、具体的に示された。また、一月二十日の記者会見において菅官房長官は、全中監査の結果として農協役員に経営者としての自覚、責任感が薄くなりがちの旨発言したが、どのような根拠に基づいているのか、具体的に示されたい。

3 西川前農相は、今年一月六日の記者会見において全中監査について、強制監査権は持たせない方向で詰めていきたい旨発言(以下「西川前農相発言」という。)、し、一月十五日には、全中が昭和二十九年に設置されてから六十年が経過し、いつまでも強制監査権が必要なのかと言え、その使命は果たしたという意見が強い旨述べている。ところが、昨年六月二十四日に閣議決定した「規制改革実施計画」では全中監査に全く触れていない。それにもかかわらず、最近になって言及しているのはどのような理由からか。また、二〇〇七年十二月十八日の参議院農林水産委員会において当時の若林農相が、中央会における農協指導と監査は車の両輪となつて有効に機能し

ており、全中監査を、公認会計士監査のように指導と結び付かない外部監査に置き換えることはできない旨答弁しているが、この間、農協の経営をめぐって大きな環境変化があったわけではないのに政府の評価が一転したのにはなぜか。全中監査の有効性や独立性を認めってきた農林水産省の長年の姿勢が間違っていたという認識か。

4 西川前農相発言について、全中監査の根拠となる農協法に「強制」の文言はなく、農林水産省もこれまでは農協法で定める監査という意味合いで「法定監査」という文言を使用してきたはずだが、なぜ呼び方を変更したのか。政府の規制改革会議は全中の一律的な経営指導で、「各地域農協の独自性が押さえ込まれている」と主張しているが、そうした印象を強める目的があるのではないか。

5 今回の農協改革について西川前農相は農家所得の増大を目的に掲げて、単位農協が自由に活動できるように全中監査の権限をなくし、公認会計士による監査を導入するのが望ましいとの考えを示している。しかし二〇〇四年には、農林水産省の有識者会議が単位農協の経済事業強化には全中の強力なリーダーシップが必要ととりまとめた報告書を踏まえて全中の指導力を強める農協法改正を行った経緯がある。農家所得の増大という同じ目的でありながら十年余りなぜ正反対の結論になるのか。また、西川前農相は単位農協の数が現在七百を切っている点を挙げ、全中が監査権限を持つて農協を指導する役割は終わったとの認識を示しているが、二〇〇四年の時点でも単位農協の数は約九百と現在と大差がなかったのに全く違う対応を取らなければならぬ理由は何か。

6 規制改革会議は、全中監査を不要としてい

るが、営利企業の会計処理が正しいかどうかを重視し投資家の保護に力点を置く公認会計士監査と、組合員が農協の事業を継続的に利用できるように農協経営の健全性を担保することに主眼を置く全中監査はそもそも主目的が大きく異なるため、監査の手法が違っても問題はないのではないかと。全中が一九五四年に発足してから六十一年以上、経営破綻した農協が出ていないのは全中監査が有効に機能してきた証明と考えるがいかがか。

7 准組合員の組合事業利用を見直すべきと規制改革会議などは主張しているが、過疎化が進む中山間地域や離島などでは農協が運営する金融窓口やスーパーマーケット、給油所などが地域住民のインフラとして大きな役割を果たしており、准組合員の利用が制限されれば弊害は極めて大きく、安倍政権が掲げる「地方創生」にも逆行すると考えるがいかがか。

8 全国農業協同組合連合会(全農)を株式会社化した場合、共同計算による農産物の委託販売や需給調整を目的とした共同販売・共同購入は独占禁止法(以下「独禁法」という。)に抵触すると認識しているのか。

9 そもそも協同組合は組合員が出資・管理・運営する組織であり、農協改革は組合員の意思に基づく自主的・主体的な改革であるべきで、政府がその方向性を決めるのは筋違いと考えるがいかがか。昨年六月二十四日に閣議決定した「規制改革実施計画」では、中央会制度について「自律的な新たな制度に移行」と規定し、「具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて」結論を得るとしているが、「自律的」とは何を指すのか。「農協系統組織内での検討も踏まえ」るのであれば、昨年十一月に全中が公表

した「J Aグループの自己改革について」を議論の大前提にするべきではないか。

10 国際協同組合同盟を始め、国内外の協同組合組織が安倍政権の農協改革論に、組合員による組織の自治という協同組合原則を侵害する旨の強い懸念を示している。その事実をどう認識しているか。

11 在日米商工会議所は昨年五月、「J Aグループは、日本の農業を強化し、かつ日本の経済成長に資する形で組織改革を行うべき」と題する意見書を公表し、農協の金融事業の規制強化や准組合員の員外利用制限、独禁法適用除外の見直しなどを求めているが、日本政府も同じ認識か。そうであれば日本政府はTPPを背景にした米側の改革圧力に屈しているのではないかと。

1 昨秋からの米価大幅下落に対し、新年度予算案では「収入減少影響緩和対策移行円滑化交付金二百八十五億円が新規計上されたが、二〇一四年産限りの限定措置で付け焼き刃の感否めず、農業者の懸念を払拭するには全く不十分である。規模の大小を問わず安定した経営を下支えするためには農業者戸別所得補償制度の縮減・廃止方針を見直し、同制度の法制化と拡充が欠かせないと考えるがいかがか。

2 新年度予算案で危機的な状況にある畜産・酪農関連予算が増額されたことは当然だが、飼料や子牛など深刻な生産コストの高騰を踏まえれば、直接所得補償制度の導入や「肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)」補填割合の十割への引上げ、輸入粗飼料価格への補填など、安心して再生産できる抜本的な対策を早急に講じるべきではないか。

3 政府は四ヘクタールを超える農地転用の許可権限を農相協議を条件に国から都道府県に移譲し、二ヘクタール超から四ヘクタールの農地転用が必要だった農相協議を廃止する方針を打ち出した。地方分権の必要性は否定しないが、国民への食料供給に直結する優良農地の維持のため、乱開発を防ぐ実効性のある転用許可事務の適切な運用をどのように担保するのか。

か。米国に特別枠を与えれば、TPP交渉国のうち米輸出国であるベトナムやオーストラリアなどからの輸入圧力も強まり譲歩の連鎖につながるのではないかと。また、安倍政権は二〇一四年からの新たな米政策で、主食用米の生産調整をし、飼料用米などへの転換を奨励しているが、その一方で米国から主食用米を輸入拡大するのは政策の整合性が全く取れていないのではないかと。さらに特別枠新設の見返りに備蓄米を増やし飼料用米として市場に放出する量が増えれば市場価格が下落し、飼料用米の生産に切り替えた農家が大きな打撃を受ける恐れが強いと考えるがいかがか。

1 一部報道によると、TPP日米協議で日本側は豚肉の関税について高価格品の関税を撤廃し、安い価格帯の関税は段階的にキロ当たり五十円まで引き下げ輸入急増時のセーフガード(緊急輸入制限)も最終的にキロ当たり百円に引き下げる、牛肉の関税は現行の三十八・五%からまず二十%程度に下げ、十五年程度かけて九%にまで引き下げるという提案をしたとされるが事実か。今年一月に発効した日豪EPAには「日本国が第三国との国際協定に基づいて当該第三国に対して与えた特惠的な市場アクセスの結果、一部の原産品について「日本国の市場における競争力に重大な変化がある場合」などに日豪間で再協議する規定が含まれているが、日米間での大幅な関税引下げは両国間にとどまらず、他のTPP交渉国からも同様の措置を要求される恐れがあるのではないかと。

3 TPP日米協議で米や牛肉、豚肉に関し大幅な関税削減や輸入枠設定を行うことは、農林水産物の重要品目について、「引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」、「それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする」ことなどを政府に求めた二〇一三年四月の衆参農林水産委員会での「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議」に明確に反するのではないかと。政府としてこれら委員会決議を遵守する必要はないとの認識か。また、前記三の1の報道が事実とすれば日本農業や日本人の生活に与える影響は甚大であり、国民に交渉の状況を知らせない秘密交渉のまま水面下で大幅な譲歩をすることは許されず、直ちに情報公開を行い国会で徹底した審議を尽くすべきではないか。

2 前記三の1に関して、同じく一部報道では、TPP日米協議で日本側はミニマムアクセスの枠外で無関税又は低関税で受け入れる米国産主食用米の輸入特別枠を新設して年間最大五万トンを輸入する案を示し、それに合わせて同じ量の国産米を政府備蓄米として買入れれることを検討しているとされるが事実

4 昨年十一月、米農務省がTPP合意で二〇二五年までに関税が完全撤廃になった場合、参加国の輸出増加額の七十%に当たる五

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の農業政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出安倍内閣の農業政策に関する質問に対する答弁書

一の1について

一般の農業協同組合に関する制度の見直し（以下「農協改革」という。）において、全国農業協同組合中央会（以下「全国中央会」という。）については、農業協同組合の経済活動を適切に支援する観点からその役割の見直しを行うこととしており、これにより、農業協同組合が、農業者の所得の向上のために積極的な経済活動を行うことによつて、農業者の所得の向上に寄与するものと考えている。

一の2について

全国中央会が農業協同組合の経営等の自主性を阻害しているか否かは、農業協同組合の役員をはじめとする関係者の主観によるところが大きい。最近の民間報道機関によるアンケート等においては、農業協同組合中央会が行う経営指導等に対する否定的な意見もあつたものと承知している。また、全国中央会について、農業協同組合の経済活動を適切に支援する観点からその事業及び組織の見直しが行われることにより、農業協同組合の理事等が、経営者としての自覚を持つて職務に取り組むことが期待されるものである。

一の3について

「規制改革実施計画」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）においては、農業協同組合中央会に関する制度は、「現行の制度から自律的な新たな制度に移行することとしており、全国中央会が行う監査についても、全国中央会が現行の制度から自律的な新たな制度に移行するに当たり、検討すべき事項の一つである。御指摘の平成十九年十二月十八日の参議院農林水産委員会における若林農林水産大臣（当時）の答弁は、当時の農業協同組合中央会に関する制度を前提として、当該制度の適正な運用を図る観点から行われたものであり、農業協同組合中央会に関する制度を含め、農業協同組合に関する制度全般の見直しを行っている現在とは、事情が異なるものと考えている。

平成二十七年一月十三日の衆議院農林水産委員会において西川農林水産大臣（当時）が「強制監査権限」と述べたことについては、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「農協法」という。）第三十七条の二の規定により、一定の農業協同組合等は、全国中央会の監査を受けることが義務付けられており、監査を受けることが当該農業協同組合等の任意ではないことを説明したものである。また、このことを説明する上で、一定の用語によらなければならぬものではないと考えている。

の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業協同組合が今後、財務諸表の正確性を担保するとともに、安定的にその事業を継続するためには、他の金融機関等と同様に、一定の農業協同組合について、公認会計士等による監査を義務付けるのが適当であると考えている。また、お尋ねの「経営破綻」とについては、平成八年以降、二十四の農業協同組合が、経営が困難であるとして農産物協同組合貯金保険機構による支援を受けているところである。

一の7について

農業協同組合は、農業者の協同組織であるが、実際には、地域のインフラとしての側面を持つていることも踏まえ、「農協改革の法制度の骨格」（平成二十七年二月十三日農林水産・地域の活力創造本部決定）において、准組合員の利用量規制の在り方については、五年間、正組合員及び准組合員による農業協同組合の事業の利用の実態並びに農業協同組合の事業及び組織に関する改革の実行状況の調査を行い、慎重に決定することとしたところである。

一の8について

全国農業協同組合連合会が株式会社への組織変更をした場合、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）が全面的に適用されることとなるが、どのような行為が同法に抵触するかについては、個別の事実ごとに判断されるものである。

一の9について

お尋ねの「政府がその方向性を決める」との意味するところが必ずしも明らかではないが、農協改革は、農業協同組合の自己改革を促すものであり、農協系統組織内での検討も踏まえて進められている。なお、御指摘の「自律的」とは、農協改革において、農業協同組合中央会が、農業協同組合に対し法律に基づく特別の権限を有しないことを意味している。

十八億ドル分は日本が輸入する一方、日本の輸出増加分は参加国全体の輸出増加分の一・四％の八千三百万ドルにすぎないとの、「日本一人負け」とも言うべき予測を示したが、日本政府も同じ認識か。また、実際のTTP交渉でも、米国はこうした試算に基づいた主張を行っているのか。さらに、日本政府の認識が異なるのであれば米国政府に論拠をただしたり反論を行ったりしているのか。

5 日豪EPAは本年一月十五日に発効したが、政府は酪農・畜産を中心とした国内農業への影響試算を今もって公表していない。公表しない理由は何か。今からでも公表すべきではないか。

6 日豪EPAは二年目を今年四月一日から始まる旨規定しているため、牛肉は発効時と今年四月の、わずか三か月で二段階の関税引下げを迫られる。なぜ時間的に多少の余裕の生まれる四月以降の発効としなかったのか。日豪両国間の協議に日本政府はどのような方針で臨み、交渉の過程でどのようなやりとりがあつたのか、明らかにされたい。

7 牛肉は輸入の際の関税収入を財源に国内対策を行ってきた経緯があるが、今回の日豪EPAによつて関税収入は最終的に二百億円減少するとされている。不足分をどのようにに手当てする計画なのか。

8 日豪EPAではプロセスチーズ原料用のナチュラルチーズについて、国産ナチュラルチーズとの抱き合わせを条件に無関税及び低関税輸入枠を拡大したが、昨今の酪農危機と生乳減産で国産チーズそのものの確保が困難との声もある。日豪EPAを推進した政府としてどのように対処するのか。

一の10について

農協改革は、農業協同組合の自己改革を促すものであり、組合員による農業協同組合の自治を侵害するものではないと考えている。

一の11について

農協改革は、農業協同組合が、農業者の所得の向上のために積極的な経済活動を行うことができるようにするものであり、御指摘の在日米商工会議所の意見書とは無関係であることから、御指摘は当たらない。

二の1について

米等を対象とした収入減少影響緩和対策については、政府としては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成二十五年十二月十日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、農業の担い手に対するセーフティネットとして実施することとしている。また、第百八十六回国会において農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十七号)が成立したところであり、御指摘の農業戸別所得補償制度の法制化及び拡充を行う考えはない。

二の2について

農林水産省としては、肉用牛肥育経営安定特別対策事業において、肥育牛等の販売による粗収益の額が生産費を下回った場合にその差額の八割を補填することとしており、当該生産費には、飼料及び子牛の購入に係る費用も含まれていることから、今後とも、この事業の実施等により、肥育牛の再生産の確保を図っていく考えである。

二の3について

お尋ねの「乱開発を防ぐ実効性のある転用許可事務の適切な運用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「平成二十六年の地方からの提案等に関する対応方

針」(平成二十七年一月三十日閣議決定)に基づき、農地転用許可の権限移譲に当たって、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可に係る事例集を作成するなど、地方公共団体における農地転用許可制度の適正な運用の確保を図られるよう、必要な措置を講ずる考えである。

三の1から4までについて

環太平洋パートナーシップ協定は、現在交渉中であることから、交渉に係る個別具体的な内容についてお答えすることはできないが、政府としては、御指摘の衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているとところである。

三の5について

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(平成二十六年条約第十九号。以下「日豪EPA」という。)の我が国の農業への影響について政府として試算を行うことは、我が国の農業が国内の農業生産及び食料消費の状況や、景気又は為替の変動等の要因による各国との貿易の状況の変化等に影響され、かつ、これらの状況の変化等を具体的に予測することが困難である中で、これらの状況の変化等によって将来の農業の状況が変動し得ることが明らかであるにもかかわらず、これらについて無用な誤解を与えるおそれがあることから、現時点では考えていない。

三の6について

日豪EPAは、我が国とオーストラリアとの戦略的関係を更に強化し、両国間の貿易及び投資を促進することに寄与するものであり、政府として、できるだけ早期に発効させることを目指したところである。

お尋ねの点について、やり取りの具体的な内容明らかにすることは、相手国との信頼関係を損ない、また、今後の他の国又は地域との交渉上不利をもたらすおそれがあることから、差し控えたい。

三の7について

御指摘の「不足分の意味するところが必ずしも明らかではないが、国内における畜産の振興に資するための施策については、牛肉等の関税の収入その他の財源を活用して行ってきたり、当該施策の所要額及びその財源については、毎年度の予算編成過程において決定されるものであることから、あらかじめ確たることを申し上げることは、困難である。

三の8について

農林水産省としては、国内における生乳の生産が減少傾向で推移する中、国産ナチュラルチーズ等の生産拡大に資するよう、地域の中心的な酪農経営に対する施設及び機械の整備の支援等、生乳の生産拡大に向けた各種対策を実施することとしている。

農業協同組合改革に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月九日

参議院議長 山崎 正昭殿

櫻井 充

農業協同組合改革に関する質問主意書

平成二十七年二月十三日に開催された農林水産業・地域の活力創造本部において、政府は、全国農業協同組合中央会(以下「全中」という。)の一般社団法人への移行、農業協同組合(以下「農協」という。)に対する公認会計士監査の義務付け等を柱

とする「農協改革の法制度の骨格」を決定した。安倍総理は、平成二十七年二月十二日の施政方針演説(以下「施政方針演説」という。)においても「強い農業を創るための改革。農家の所得を増やすための改革」と強調しているが、農協の組織改革をすることがどのようにして強い農業を創り、農家の所得向上につながるのか必ずしも明らかではないと考える。

よって以下、質問する。

一 安倍総理は施政方針演説において、「農家の視点に立つた農政改革」と題し、「六十年ぶりの農協改革を断行」する旨発言をしているが、この度の農協改革は農家の要望によるものか。また、要望であるのであればその根拠を示されたい。加えて、要望でないとするれば、何をもち「農家の視点に立つた農政改革」としているのか明らかにされたい。

二 安倍総理は施政方針演説において「農家の所得を増やすための改革」と発言しているが、農協の組織改革は直接農家の所得向上につながると考えているのか、政府の見解を示されたい。また、直接つながるといふのであれば、その根拠を明らかにされたい。加えて、直接にはつながらないといふのであれば、農家の所得を増やす道筋を明らかにされたい。

三 規制改革会議では、中央会が各単位農協(以下「単協」という。)の自主性を阻害している旨の指摘がなされているが、一方で、現在でも独自の努力で売上げを増やすことに成功している単協があることも指摘されている。現時点でも独自に成功している単協があるということは、中央会が各単協の自主性を阻害していないということになると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。また、各単協が中央会から自由な経営を制約されているという事実があるのであれば具体的な事例をあげて示されたい。

四 「農協改革の法制度の骨格」では、地域の単協について「自由な経済活動を行う」こととされている。また、規制改革会議の「農業協同組合の見直しに関する意見」においても「単協同士の切磋琢磨を促進すべき」とされている。制約のない自由な経済活動で競争した場合、経営的に立ち行かなくなる単協が出てくる可能性があると考えられるが、いかがか。また、そのような単協が出てこないようにするために中央会による業務監査が行われてきたと考えるが、業務監査が任意となった場合にはどのようにしてそのリスクを担保するのか、政府の見解を示されたい。

五 中央会は農協法第七十三条の二十二第二項において「組合に関する事項について、行政庁に建議することができる」とされている。農協法に基づく中央会制度が廃止され全中が一般社団法人に移行した場合、この権限も法律上担保されないということになるのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員櫻井充君提出農業協同組合改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出農業協同組合改革に関する質問に対する答弁書

一について

今般の農業協同組合に関する制度の見直し(以下「農協改革」という)は、特定の農業者の要望に基づいて行うものではないが、農林水産省が平成二十五年に実施した「農業協同組合の経済事業に関する意識・意向調査」によれば、農業者は、農業協同組合に対し、農畜産物の販

売の事業における販売力の強化を期待しているとの結果(以下「調査結果」という)が示されているところである。

農協改革は、農業協同組合が、農業者の所得の向上のために積極的な経済活動を行うことができるようにするものであり、調査結果に照らしても、農家の視点に立ったものであると考えている。

二について

農協改革では、農業協同組合が経済活動を適切に行うことができるようにする観点から、農業協同組合に関する組織の見直しを行うこととしており、農業協同組合が、農業者の所得の向上のために積極的な経済活動を行うことによつて、農業者の所得の向上に寄与するものと考えている。

三について

農業協同組合中央会が農業協同組合の経営等の自主性を阻害しているか否かは、農業協同組合の役員をはじめとする関係者の主観によるところが大きい。最近の民間報道機関によるアンケート等においては、農業協同組合中央会が行う経営指導等に対する否定的な意見もあつたものと承知している。

四について

お尋ねの「制約のない自由な経済活動で競争した場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農協改革は、農業協同組合が、農業者の所得の向上のために積極的な経済活動を行うことができるようにするものであり、農協改革を行わない場合と比べて農業協同組合の経営状態の悪化をもたらすものとは考えていない。

また、お尋ねの「リスクを担保する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業協同組合自身の経営の健全性は、一義的には、農

業協同組合自身の責任で確保されるべきものである。なお、農業協同組合の経営の健全性の確保のため、行政庁による監督、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)に基づく農林中央金庫の指導等も行われているところである。

五について

お尋ねの「法律上担保されない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の改正内容については、現在、政府部内で検討を行っているところである。

在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十日

有田 芳生

参議院議長 山崎 正昭殿

在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問主意書

一九五九年に開始された在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業について質問します。

一 一九五九年二月十三日の岸信介内閣における閣議了解によつて、北朝鮮への帰還事業の実施が公式決定されました。閣議了解までの経緯をお示し下さい。

二 一九五九年十二月から一九八四年七月までに、北朝鮮に帰還した人数とそのうち日本国籍保有者の人数を政府は把握していますか。把握しているならそれぞれの人数をお示し下さい。

三 政府は日本への里帰り事業が何回行われたと把握していますか。里帰り事業の経緯と一時帰国の時期及び人数、さらに事業にかかった費用についてお示し下さい。

四 政府は北朝鮮に生存している帰還した北朝鮮人及び日本人配偶者の人数を把握していますか。把握しているならそれぞれの人数をお示し下さい。

五 北朝鮮から脱北した元帰還者らが本年一月十五日、日本弁護士連合会人権擁護委員会に「人権救済申立書」を提出しました。申立人らは日本政府に対して、北朝鮮在住の帰還者について、その氏名、所在地、家族関係、出身地、年齢、日本への往來の希望の有無についての調査及び帰国希望者の日本への自由往來に向けて、往來手段、往來費用について適切な便宜をはかること、全ての帰還者について、人権が保障された上、健康で文化的な最低限度の生活を送れるよう、北朝鮮政府と協議することを求めています。日本政府として北朝鮮政府と交渉する用意はありますか。

六 昨年二月に公表された北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(以下「COI」とする)最終報告書は、帰還者事業について「一九五九年に開始され、九万三千人以上が、偽りの約束に誘われ、日本から北朝鮮に移住した。到着後数年して、移住した人々は、残してきた家族との接触を否定された。うち多くの人が、政治犯収容所をはじめその他の施設に拘禁された。こうした人々の中には、北朝鮮を離れる権利を明示的に約束された数千人の日本人も含まれていた。すなわち、北朝鮮等は、申立人らを含む帰還事業による帰還者たちを錯誤に陥らせた上で北朝鮮へと渡航させたものである」としています。COIは、このような行為を国際刑事法上、日本人拉致事件などと同様、強制失踪に該

当し、非人道的な行為として「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」、「人道に対する罪」に該当すると認定しています。政府もCOIと同様の認識ですか。

七 昨年五月二十八日に日朝政府間協議で合意したストックホルム合意では、日本人配偶者問題について、北朝鮮に設置された特別調査委員会が、「調査及び確認の状況を日本側に随時通報し、(中略)生存者の帰国を含む去就の問題について日本側と適切に協議する」と合意されています。北朝鮮の特別調査委員会からすでに報告はありましたか。あつたなら生存者は何人でしたか。また帰国の意志があるのは何人ですか。お示し下さい。

右質問する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員有田芳生君提出在日朝鮮人及び日本人配偶者の北朝鮮への帰還事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還運動の高まり等を受け、北朝鮮への帰還希望者の取扱ひに関する御指摘の閣議了解に至つたものである。

二について

昭和三十四年十二月から昭和五十九年七月までの間に実施された北朝鮮への帰還事業において、九万三千三百四十人が北朝鮮に渡航し、そのうち、日本国籍保有者数は六千八百三十六人であつたと把握している。

三について

平成九年八月に、北京において行われた日朝国交正常化交渉再開のための予備会談において、日朝双方は、北朝鮮在住の日本人配偶者の故郷訪問(以下単に「故郷訪問」という。)につき、人道的見地から、本人の意向を尊重したその早期実現が必要であるとの認識で一致した。これを受けて、政府は、同年九月二日、故郷訪問の準備・実施についての閣議了解を行った。当該閣議了解に基づき、故郷訪問は三回行われ、第一回故郷訪問では同年十一月八日から同月十四日までの間に十五人、第二回故郷訪問では平成十年一月二十七日から同年二月二日までの間に十二人、第三回故郷訪問では平成十二年九月十二日から同月十八日までの間に十六人の日本人配偶者が日本を訪問した。これらの故郷訪問に係る費用として、平成九年度から平成十二年度までの間に、日本赤十字社に対して約四千二百万円を支出した。

四について

お尋ねの「人数については、直接確認する手段がないことから、政府としてお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「北朝鮮と交渉する用意」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「COIと同様の認識の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。

七について

北朝鮮の特別調査委員会による調査については、これまでのところ、北朝鮮から調査結果の通報はなされてない。

GPIFの運用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十日

参議院議長 山崎 正昭殿

浜田 和幸

GPIFの運用に関する質問主意書

公的年金を運用する年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)は昨年十月末運用の基本ポートフォリオ(資産構成割合を見直し、国内株式を十二%から二十五%に引き上げ、上下の許容変動率は六%から九%に拡大した。これに関し、以下質問する。

一 基本ポートフォリオの策定や運用受託機関の選定等執行に関わる事項は、運用委員会の議を経ることになっている。意思決定プロセスにおいて決定的な役割を果たす同委員会の委員七人のうち三人は、大手東証一部上場企業の幹部で、株価上昇がそのまま自社の利益に直結する。委員会の審議内容や、企業のインサイダー情報(それがそれぞれの職務に影響を及ぼさないために、何らかの規定があるのか)示されたい。

二 GPIFのホームページによると、本年一月六日現在で役員数は八十四人(役員四人、職員八十人)とあるが、この中で運用実務に携わる人数や役割はどのように構成されているのか。また、営利団体の職員であつても兼職可能なのかどうか示されたい。

三 官製相場の色彩が強まるにつれ、買い手が少なくなれば、株式市場のリスクは必然的に高くなる。評価益が一時的に上がつても、利益確定の段階で買い手不在の中、株価が下落し最終損益がマイナスに沈む可能性も否定できない。こうした長期的な視点での運用をいかにして担保しているのか示されたい。

四 運用の失敗に関し、引責規定はあるのか。あれば、その内容を示されたい。

五 運用方針に関する説明責任を重視すれば、その情報を株価操作に利用されやすくなる。説明を怠れば運用責任を問われかねない。説明責任と株価操作の相反関係について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出GPIFの運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出GPIFの運用に関する質問に対する答弁書

一について

年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)に設置されている運用委員会の委員については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五号。以下「管理運用法人法」という。)第十七条第三項において準用する管理運用法人法第十一条第一項の規定により、慎重かつ細心の注意を払い、全力を挙げてその職務を遂行する義務が課せられ、また、管理運用法人法第十七条第三項において準用する管理運用法人法第十三条の規定により、秘密保持義務が課せられている。

二について

御指摘の「運用実務」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねの「運用実務に携わる人数や役割はどのように構成されているのか」についてお答えすることは困難である。

また、GPIFの役員については、管理運用

法人法第九條の規定により、GPIFと取引上密接な利害關係を有する法人の役員等がGPIFの役員となることが禁じられており、また、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)第六十一条及びGPIFが定めた理事長等の兼職に関する規程(平成二十五年規程第一号)により、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という。)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならないとされている。また、GPIFの職員についても、GPIFが定めた就業規則(平成十八年規程第五号)第五條の二第一項の規定により、理事長の承認のある場合を除くほか、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならないとされている。

三について
御指摘の「官製相場の色彩が強まるにつれ、買い手が少なくなれば、株式市場のリスクは必然的に高くなる」及び「利益確定の段階で買い手不在の中、株価が下落し最終損益がマイナスに沈む可能性も否定できない」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、年金積立金の管理及び運用は、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九條の二及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十五條の規定により、年金事業の運営の安定に資することを目的として、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うものとされており、おおむね百年間を視野に入れた財政検証に基づき実施している。

御指摘の「運用の失敗の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。」
なお、GPIFの役員等の注意義務については、管理運用法人法第十一條においてGPIFの役員等の受託者責任を規定している。

五について
年金積立金は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであり、年金積立金の管理及び運用の基本的な方針等については、通則法第三十條及び管理運用法人法第二十條の規定により、GPIFが作成する中期計画に記載して公表することとしている。また、年金積立金の運用の状況については、管理運用法人法第二十六條の規定により、GPIFが作成する業務概況書等により公表することとしている。

また、GPIFにおいては、管理運用法人法第二十條第一項及び第二項の規定に基づき、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ年金積立金の管理及び運用を行っている。

訪日外国人に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

平成二十七年三月十一日
江口 克彦
参議院議長 山崎 正昭殿

訪日外国人に関する質問主意書
二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機として、国も地方公共団体も外国からの観光客の誘致に熱心に取り組んでいる。大勢の外国人観光客が来日し、日本各地の様々な伝統・文化を知ることによって日本に対する理解を深め

てもらうことは大変有意義であり、また、経済効果も大いに期待される。他方で、外国人による不法滞在、不法就労などの問題や、麻薬取引などの犯罪、さらには国際的な組織によるテロなどの懸念も大きい。いずれにしても外国人が来日する場合は、入国管理局による審査が必要となるわけである。その体制を十分なものとしなければならぬ。

右の点を踏まえ、以下質問する。
一 二〇一四年中に日本に入国した外国人は何人か。そのうち観光目的の外国人は何人か。また、東京オリンピック・パラリンピックが開催される二〇二〇年にはどの程度の外国人が入国し、そのうち観光目的の外国人は何人くらいになると想定しているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 現在の入国管理局の審査体制はどのようになっているのか。また、入国審査官の人数を示されたい。二〇二〇年には来日する外国人の大幅な増加が見込まれるが、現在の体制で十分対応できるのか。対応できない場合は、どのような対策を講じる予定なのか。
三 より多くの外国人観光客を呼び込むことは必要なことであるが、一方で我が国に入国する外国人の審査がおろそかになれば、テロや犯罪行為に及ぶ外国人が安易に入国することになりかねない。入国審査をより厳格化する必要があるが、今後、どのような方針で取り組むのか。
四 我が国に入国した外国人の全員を滞在中に監視することは不可能であるし、また、すべきではないと考えるが、テロや犯罪行為に及ぶ恐れのある外国人が万一入国してしまった場合は行動を監視する必要があると考える。そのような場合にテロや犯罪行為に及ぶ恐れのある外国人を監視する体制が現在整えられているのか、示されたい。

五 国民や来日する外国人に対する無制限な情報収集や行動の監視をすべきでないことは当然であるが、テロや犯罪行為の防止に資する目的の情報収集や監視を必要範囲で行うことは重要であると考えられる。現在、テロや犯罪行為に及ぶ可能性のある外国人の情報収集を行う担当部署は存在するのか。存在するとすればそれはどの部署か。また、十分な情報収集が行える体制となっているのか、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿
参議院議員江口克彦君提出訪日外国人に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出訪日外国人に関する質問に対する答弁書
一 から三までについて
平成二十六年の外国人入国者数(入国審査官による上陸の許可を受けて本邦に上陸した外国人の数をいう。以下同じ。)は千四百五十五万八十五人であり、このうち、上陸の申請の際に本邦への渡航目的を観光と申請した者の数は九百八十四万五千五百五十七人である。平成三十二年の外国人入国者数について具体的にお答えすることは困難であるが、政府は、「日本再興戦略」改訂二〇一四(平成二十六年六月二十四日閣議決定)において、「二〇二〇年に向けて、訪日外国人旅行者数二千万人の高みを目指す」としているところである。

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)は、本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)は、本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港

(同法第二条第八号に規定する出入国港をいう。以下同じ。)において、入国審査官に対し上陸の申請をし、上陸のための審査を受けなければならないこととしており、当該審査を行う入国審査官については、地方入国管理局、その支局並びに地方入国管理局及びその支局の出張所に配置し、必要に応じて出入国港に派遣するなどしている。平成二十六年度末における入国審査官の定員は、二千二百四人である。

出入国管理については、外国人の円滑な受入れ、テロリスト等の水際における確実な入国阻止等が要請されており、かねてから、指紋等の個人識別情報を活用するなどするほか、必要な人員の確保等による体制強化に取り組んできているところであるが、「日本再興戦略」改訂二〇一四の内容も踏まえ、今後とも、円滑かつ厳格な入国審査を実施してまいりたいと考えている。

四及び五について

警察庁、公安調査庁等において、いわゆるテロや犯罪行為の防止に資する所要の情報収集を行い、我が国の公共の安全の確保に努めているところである。

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十一日

和田 政宗

参議院議長 山崎 正昭殿

村山内閣総理大臣談話に関する質問主意書
政府は、今年戦後七十年を迎えるに当たつて、新たな内閣総理大臣談話を発表するべく検討を進めているところである。平成七年八月十五日に閣

議決定された村山内閣総理大臣談話(以下「村山談話」という。)には、「植民地支配と侵略によつて、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」とある。ただ、「植民地支配と侵略」については、例えば平成二十五年四月二十三日の参議院予算委員会での安倍総理による、「特に侵略という定義については、これは学界的にも国際的にも定まっていらないと言つてもいいんだらうと思う(中略)国と国との関係において、どちら側から見るとかということにおいて違ふ」との答弁にあるように、村山談話における「植民地支配と侵略」が何を指すかは不明確である。

そこで、以下、質問する。

一 村山談話における「植民地支配」とは、我が国が行つたどのような行為を指すものなのか、具体的に明示されたい。また、「植民地支配」の定義を明らかにされたい。

二 村山談話における「侵略」とは、我が国が行つたどのような行為を指すものなのか、具体的に明示されたい。また、「侵略」の定義を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員和田政宗君提出村山内閣総理大臣談話に関する質問に対する答弁書
一及び二について

「植民地支配」及び「侵略」の定義については様々な議論があり、お尋ねについてお答えする

ことは困難である。いずれにせよ、安倍内閣としては、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話を含め、歴史認識に関する歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる。

財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十二日

大久保 勉

参議院議長 山崎 正昭殿

財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問主意書
一九八〇年代前半のラテンアメリカ債務危機、九〇年代後半のアジア金融危機及びロシアルーブル危機並びに最近のキプロス危機等の対処方法として、新通貨への強制的転換、預金封鎖又は外貨交換制限等の様々な手法が採用され、国家債務危機からの脱却が図られている。日本国憲法は、第二十九条で公共の福祉と適合する範囲で財産権を保障しているところであるが、同条とキャピタル・コントロールの手法との適合性に関して、以下の質問をする。

一 国家債務危機から脱却する政策手段として、預金封鎖又は預金に対する課税は可能であるか。憲法第二十九条との関係を含め、政府の見解をそれぞれ示されたい。

二 現行の円を、経済的に過小な価値しか持たない新円に強制的に交換したり、円と等価値である新通貨への交換を著しく制限したりすることは、憲法第二十九条に違反しないか、政府の見解を示されたい。

三 円と米ドル等の外貨との交換を停止することとは、どのような場合に可能か。また、トービン税のように、通貨交換に対して課税することは、どのような目的で可能であるか、政府の見解を示されたい。

四 国家債務危機の対処策として、株式、不動産及び預金等の個人資産に対して一律に課税することは可能か。また、株式や不動産等、特定の資産に対して課税を行うことは可能か、政府の見解をそれぞれ示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員大久保勉君提出財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大久保勉君提出財産権の保障とキャピタル・コントロールの手法に関する質問に対する答弁書
一、二及び四について

お尋ねについては、仮定の御質問であり、お答えすることは差し控えたい。

なお、政府としては、経済再生と財政健全化の両立を実現すべく、国と地方を合わせた基礎的財政収支を二十二十年(平成三十二年)度までに黒字化するという目標の達成に向けた具体的な計画を平成二十七年の夏までに策定することとしている。

三について

お尋ねの「円と米ドル等の外貨との交換を停止すること」については、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第九条第一項において、主務大臣は、国際経済の事

情に急激な変化があつた場合において、緊急の必要があると認めるときは、外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)第三条第二項の規定に基づき、同条第一項第十三号に規定する対外支払手段等の売買取引等に係る契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引であつて、同項第十四号に規定する銀行等間外国為替市場において行ふもの等の停止を命ずることができるとされている。

また、お尋ねの「通貨交換に対して課税すること」については、合理的な課税根拠があるか、経済にどのような影響を与えるか、公平で効率的な課税が可能か、既存の税制との関係などについて、幅広い検討が必要であると考えられる。

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十二日

藤末 健三

参議院議長 山崎 正昭殿

不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問主意書

不動産投資信託や不動産特定共同事業など、不動産を投資対象として資金を募る金融商品(以下「不動産投資信託等」という。)は、不動産の開発等に必要資金調達を円滑化するとともに、不動産に対する投資手法を多様化して投資機会を拡大するものであり、日本経済を支える重要なインフラの一つとなっている。

その一方で、不動産投資信託等は、投資した元本が毀損する可能性があるなど、リスクが決して

低くはない金融商品であるため、投資者が正確な知識の下で投資判断を行うことができるよう、政府・業界ともに健全な投資環境を整備していく責務がある。中でも、広告や広告類似行為(以下「広告等」という。)は、投資者への投資勧誘の導入部分であり、投資者が投資判断に当たつて最初に接する情報源でもあるため、その内容は適切でなければならぬ。

そこで、以下質問する。

一 インターネット上では、「元本保全」、「年七・〇％実績」、「年六回分配」、「過去元本割れ無し」の安心の運用実績などの表現を用いた不動産投資信託等の広告等が見られている。これらの表現は、不動産投資信託等に元本割れのリスクがないとの誤解を与えかねないものである。

1 不動産投資信託等の広告等については、金融商品取引法第三十七条第二項、不動産特定共同事業法第十八条第三項などの法令上の規定において、著しく事実と相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示を行うことを禁止されている。

前記一冒頭で挙げたような広告等が行われている場合、これらの規定に抵触するのではないか。また、広告等の規制以外に、勧誘に関する禁止行為等、法令上の他の規定で問題が生じ得るものがあれば、併せて示された。

2 投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十条第一項では、投資法人の執行役員等が、投資口等を引き受ける者の募集をするに当たり、募集の広告で重要な事項について虚偽の記載があるものを行つた場合の罰則を定めている。

投資法人が前記一冒頭で挙げたような広告等を行つている場合、この罰則の対象となる

のではないか。

二 金融庁の監督指針では、広告等の規制についての監督手法・対応の中で、「日常の監督事務や、事故報告等を通じて把握された、金融商品取引業者の広告等に関する課題」を対象に、ヒアリングや法令の規定に基づく報告徴求等を行う方針が示されている。しかし、実際には、不適切な広告等について事前に監督当局が把握するものよりも、実際の被害が生じた後に、その被害者の申出を受けて監督当局が対応する事例が多いのではないかと感じている。

金融庁、国土交通省を始めとした監督当局では、不動産投資信託等の広告等を監視する体制をどのように整備しているのか。

右質問する。

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員藤末健三君提出不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出不動産投資信託等の適切な広告等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「広告等が行われている場合、これらの規定に抵触する」のか及び「広告等を行つている場合、この罰則の対象となる」のか否かについては、個別具体的な事情により判断すべき事柄であり、御指摘の事実関係のみをもつて一概にお答えすることは困難である。

一般論としては、金融商品取引業者については、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十七条第二項において、金融商品取

引業に関して広告等をするときは、金融商品取引法を行うことによる利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない旨、同法第三十八条第一号において、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為をしてはならない旨、同条第二号において、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為をしてはならない旨及び同条第七号の規定に基づく金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第百七条第一項第二号において、金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為をしてはならない旨が定められている。

また、不動産特定共同事業者については、不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第十八条第三項において、その業務に関して広告等をするときは、不動産取引による利益の見込み等について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない旨、同法第二十条第一項において、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、当該不動産特定共同事業契約に関する事項であつてその相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない旨、同法第二十一条第一項において、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供する行為をしてはならない旨及び同条第四項の規定に基づく不動産特定共

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

同事業法施行規則(平成七年大蔵省・建設省令第二号)第十九条第六号において、不動産特定共同事業契約の締結又は更新について勧誘をするに際し、事業参加者の取得する契約上の権利及び義務に關し一定の期間につき、利益の配当、収益の分配その他いかなる名称をもつてするを問はず、一定の額又はこれを超える額の金銭の供与が行われる旨の表示をし、又はこれらの表示と誤認されるおそれがある表示をする行為をしてはならない旨が定められている。

二について

金融商品取引業者及び投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十三項に定める登録投資法人(以下登録投資法人という。)については、金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室(以下「金融庁金融サービス利用者相談室」という。)等において利用者からの情報提供等を受け付けるなど、広告等に係るものも含め、日頃より情報収集に努めている。

また、必要に応じ、金融商品取引法第五十六条の二の規定に基づく検査等又は投資信託及び投資法人に関する法律第二百三十三条の規定に基づく立入検査等を実施している。

なお、金融商品取引業者に金融商品取引法違反等が認められた場合には、同法第五十一条の規定に基づく業務改善命令を発し、又は同法第五十二条第一項の規定に基づく登録の取消しを行い、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、また、登録投資法人に投資信託及び投資法人に関する法律違反等が認められた場合には、同法第二百四十四条第一項の規定に基づく業務改善命令を発し、又は同法第二百六条第一項の規定に基づく登録の取消しを行うなど、厳正に対処することとしている。

不動産特定共同事業者については、国土交通省国土交通ホットラインステーション、金融庁

金融サービス利用者相談室等において、利用者からの情報提供等を受け付けるなど、広告等に係るものも含め、日頃より情報収集に努めている。

また、必要に応じ、不動産特定共同事業法第四十条の規定に基づく立入検査等を実施している。

なお、不動産特定共同事業者に同法違反等が認められた場合には、同法第三十四条第一項若しくは第二項の規定に基づく指示、同法第三十五条第一項若しくは第二項の規定に基づく業務停止命令又は同法第三十六条の規定に基づく許可の取消しを行うなど、厳正に対処することとしている。

限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十三日

小見山幸治

参議院議長 山崎 正昭殿

限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問主意書

現在、日本の雇用は「正社員」と「非正社員」に二極分化している。そんな中、多様な働き方を実現する為、二〇一三年六月十四日、「多様な正社員」(以下「限定正社員」という。)の普及・促進が、政府の成長戦略に位置付けられた。限定正社員は職種や勤務地、労働時間等を限定した上で、期間の定めのない雇用契約を結ぶという「正社員」と「非正社員」の中間的立場となる新たな働き方として、注目が高まっている。

そこで、以下質問する。

一 二〇一三年四月一日に改正労働契約法が施行

された。これにより、有期労働契約が繰り返し更新され通算五年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できることとなった。しかし、無期労働契約への転換を避けるため、五年を超える前に企業から雇止めを宣告される可能性もある。この点について政府の認識を示されたい。

二 小泉政権下において、労働者派遣法の改正が行われ、多くの国民に雇用の機会が与えられた。しかし、二〇〇八年のリーマンショックによる国際的な金融危機により、多くの派遣社員の職が失われ、大きな社会問題となった。限定正社員は、雇用期間の定めはないが、その職種や勤務地の支店、営業所がなくなれば職を失うことになる。再びリーマンショックのような経済不況に陥ったとき、派遣社員のみならず、限定正社員も職を失うことが考えられる。この場合の対策について政府の見解を示されたい。

三 雇用の基本は正社員である。限定正社員の採用が普及することで、正社員の雇用減少につながることはないのか。また、企業が悪用すれば、現在の正社員が限定正社員とされる恐れもある。これらの点について政府の見解を示されたい。

四 従来、民間企業では「総合職」、「一般職」という形で職種のすみ分けがされてきた。一般職も限定正社員と同じように、原則として職種や勤務地、労働時間が決められた上での採用である。しかし、一般職は女性の割合が高い等、実質男女の雇用管理として機能している事例が多く見受けられる。同様に、限定正社員も、昇進の機会が限られる、解雇されやすい等、今後正社員との新たな格差を生み出すことにつながるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小見山幸治君提出限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小見山幸治君提出限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図るという労働契約法(平成十九年法律第百二十八号)第十八条の規定の趣旨及び内容について幅広く周知啓発等を行っているところであり、今後とも、御指摘のような雇止めの抑制に努めてまいりたい。

二について

事業主に直接雇用され、雇用期間の定めがなく、職務、勤務地、労働時間等が限定された労働者についても、労働契約法第十六条の規定が適用され、事業所の閉鎖や職務の廃止の場合に行われた解雇が当然に有効となるわけではないと認識している。

また、お尋ねの「リーマンショックのような経済不況に陥ったとき」には、雇用情勢が悪化し、失業者が増加することが想定されるため、雇用調整助成金の活用による雇用維持に加え、雇用保険の失業等給付、ハローワークによる再就職支援等の雇用対策に取り組んでまいりたい。

三について

前段のお尋ねについては、事業主に直接雇用され、雇用期間の定めがなく、職務、勤務地、労働時間等が限定された労働者については、そのような雇用形態の普及により、事業主に直接

雇用された雇用期間の定めのない労働者の働き方の多様化が図られるものと認識しており、「正社員の雇用減少につながることはないのか」とのお尋ねについて、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、雇用形態の転換については労働者及び使用者が合意することが重要であると認識しており、今後とも、パンフレット等の配布やセミナーの開催を通じて、その周知に努めてまいりたい。

四について
労働契約法第三条第二項に規定する「就業の実態に応じて、均衡を考慮することには、事業主に直接雇用された雇用期間の定めがない労働者のうち、職務、勤務地、労働時間等が限定された労働者とこれらが限定されていない労働者の間の処遇の均衡を考慮することも含まれていると解しており、職務、勤務地、労働時間等の限定の内容や程度に応じて、処遇の水準について差が生じることはあり得るものと考えている。

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
小西 洋之

安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問主意書

一 二〇一四年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」(以下「七・一閣

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

議決定」という。)以前の安倍内閣における「専守防衛」という用語の定義について示されたい。

それは、「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則つた受動的な防衛戦略の姿勢をいう。」とする従来の政府見解と同一か。

二 七・一閣議決定以降の安倍内閣における「専守防衛」という用語の定義について示されたい。その際、当該定義が前記一で答弁したものと内容的に異なる場合は、その異なる箇所とその理由を示されたい。

なお、七・一閣議決定において、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する国際法上の権利」と定義される集団的自衛権の行使について容認していることから、前記一で示した従来の政府見解中の「相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力行使し」という箇所については、七・一閣議決定以降の安倍内閣における防衛戦略の姿勢の在り方と矛盾するものと考えるところ、この点についても、どのように考えるか示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十四日

参議院議長 山崎 正昭殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

質問主意書及び答弁書

参議院議員小西洋之君提出安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障体制の整備について」平成二十六年七月一日閣議決定においても、憲法第九条の下で許容される「武力の行使は、あくまでも、同閣議決定で明示した「武力の行使」の三要件に該当する場合の自衛の措置としての「武力の行使」に限られており、我が国又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃の発生が前提であり、また、他国を防衛すること自体を目的とするものではない。このように、「専守防衛」は、引き続き、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、政府として、我が国の防衛の基本的な方針である「専守防衛」を維持することに変わりはない。

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
小西 洋之

憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問主意書

憲法前文における「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」という文言の趣旨について、政府の見解を最大限に具体的に示されたい。

また、「日本国憲法前文はそれぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つている」という歴代政府の見解に照らし、前段落に示した文言が政府の憲法の解釈上の指針となつている条文番号とその憲法解釈に係る政府見解を複数示されたい。なお、例えば、憲法第九条について、いわゆる昭和四十七年政府見解(同年十月十四日参議院決算委員会提出)や平成十六年六月十八日の衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書(内閣衆質一五九第一一四号)などはそうしたものに該当するものと考えていることを付言する。

右質問する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対する答弁書

御指摘の文言は、全世界の国民は基本的な人権が維持され保障されるための条件である平和を享受する権利を有していることを述べたものと解している。

先の答弁書(平成二十七年一月九日内閣参質一

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

七〇

八八第一六号)六についてで答えたとおり、憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解しており、特定の条文について解釈の指針となるようなものではない。

憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十三日

参議院議長 山崎 正昭殿
小西 洋之

憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問主意書

「憲法前文は、それぞれの条文を解釈する場合の解釈上の指針としての意味を持つものと解している(平成二十七年一月九日の参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書(内閣参質一八八第一六号)とのことであるが、「解釈上の指針としての意味を持つ」とは具体的にどのようなことか。このような安倍内閣の憲法前文に関する考えを踏まえると、憲法のそれぞれの条文について、憲法前文の趣旨と矛盾抵触するような解釈をとることは許されない(つまりは、そのような条文の解釈は法理として成り立ち得ない)ものと理解してよいのか。

右質問する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出憲法前文と憲法の各条文の解釈の關係に関する質問に対する答弁書

御指摘の「解釈上の指針としての意味を持つ」とは、憲法前文は、憲法制定の由来や目的、制定に当たつての決意などを宣言するために置かれ、憲法の基本原理などを述べているものであることから、憲法のそれぞれの条文を解釈する場合においてしん酌されるものであるという趣旨であるが、御指摘の「憲法前文の趣旨と矛盾抵触するような解釈については、その意味するところが必ずしも明らかでなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

政治資金規正法第二十二條の三に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年三月十六日

参議院議長 山崎 正昭殿
浜田 和幸

政治資金規正法第二十二條の三に関する質問主意書

政治活動に関する寄附の質的制限を定めた政治資金規正法第二十二條の三について、以下質問する。

一 政治資金規正法第二十二條の三第一項で「国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(中略)の交付の決定(中略)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(中略)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない」と規定している給付金は現在、何種類あるか。所管の省庁名も含め明示されたい。

二 前記一の給付金に、エコカー補助金や民生用燃料電池導入支援補助金、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金も含まれるのか示されたい。含まれるのであれば、省エネや環境意識が高まる昨今、こうした補助金を受けていない法人の方がむしろ少ないと考えられる。補助金の種類や金額についての分類をせず、一律に規制対象としているのは法律の不備と思われるが、政府の見解を示されたい。

三 政治資金規正法第二十二條の三第六項で「何人も、第一項又は第二項(中略)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない」とあるが、寄附を受ける側が寄附団体から給付金受給の有無を聴取するのは現実的ではないと思われる。寄附を受ける側の努力で違反が未然に防げると考えているのか、政府の見解を示されたい。

四 「利益誘導型の政治を排除する」という政治資金規正法第二十二條改正の趣旨、政党助成立法の趣旨に照らせば、団体からの献金を一律禁止にすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三
参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出政治資金規正法第二十二條の三に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出政治資金規正法第二十二條の三に関する質問に対する答弁書

一及び二の前後について

お尋ねについては、国会における政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第二十二條の三の規制に関する御議論等を踏まえて、現行法制の下で、運用の在り方について検討する必要があると認識しているところであり、現時点で、個々の給付金の整理についてお答えすることは差し控えたい。

二の後段について

御指摘の「補助金の種類や金額についての分類をせず、一律に規制対象としているのは法律の不備と思われる」との趣旨が必ずしも明らかではないが、法第二十二條の三第一項においては、「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三條第一項の規定による政党交付金(同法第二十七條第一項の規定による特定交付金を含む。)を除く。第四項において同じ。)」と規定されているところである。

三について

「寄附を受ける側の努力で違反が未然に防げる」との趣旨が必ずしも明らかではないが、法第二十二條の三第六項においては、「何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。」と規定されているところである。

四について

政府としては、政治資金制度の在り方については、政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただきたいと考えている。

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月十六日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭殿

七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問主意書
安倍内閣においては、平成二十六年七月一日における閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(以下「七・一閣議決定」という。)に際し、集団的自衛権行使容認の憲法第九条の解釈変更において、事前に、当該解釈変更に係る起案部局である内閣官房国家安全保障局から内閣法制局に対しては、「内閣法制局に意見を求めた際の資料は、閣議決定文書の案を除き存在しません。なお、与党協議会に提出した資料については、内閣法制局とも共有しています。」と、先に、情報公開法の手続により開示した平成二十六年十一月六日の参議院外交防衛委員会における私の質問通告への答弁資料において明らかにしている。

ここで、この「閣議決定文書の案」は何月何日の何時頃に内閣法制局に提出され、それに対し、内閣法制局はいかなる官職の者が携わって内閣法制局設置法で定める意見事務を行い、意見事務の審査終了の後の何月何日の何時頃にかなる手続(文書の交付や電話連絡など)でどのような内容の回答を行ったのか、具体的かつ詳細に示されたい。なお、「何時頃か不明な場合は、午前、午後など可能な限り、具体的に示されたい。

二 安倍内閣においては、憲法の基本原則の一つ

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

である平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分がある。憲法第九条がその理念を具体化したものであると解している旨答弁している(平成二十七年一月九日の参議院議員小西洋之君提出憲法の平和主義及び憲法前文の趣旨等に関する質問に対する答弁書(内閣参賛一八八第一六号))。

ここで、前記一における国家安全保障局が内閣法制局と共有するとする「与党協議に提出した資料」のうちに、前記の三つの部分の文言(「日本国民は、・・・政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分における各「内の文言をいう。の記載(各文言が一つでも記載されている場合を含む)が存在する文書は存在するか。もし、存在する場合はその文書が提出された与党協議会の期日とその文書に記された表題(あるいは、それに該当するもの)を示されたい。なお、私は、全ての回

の与党協議会に提出された全資料の写しを所有していること及びこれらの全資料における前記文言の有無の確認には私一人で一時間も要することはなかったことを付言する。

三 内閣法制局においては、前記一、二の事実関係を踏まえ、七・一閣議決定に際し、内閣法制局設置法上の意見事務を十全に遂行したと考えるか。
右質問する。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対する答弁書
一及び三について

内閣官房国家安全保障局は、平成二十六年六月三十日、内閣法制局に対し、御指摘の閣議決定の案文を送付して意見を求め、内閣法制局は、これに対し、所要の検討を行った上、同年七月一日、内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の規定に基づき、口頭で、意見はない旨の回答をしたものである。

二について

お尋ねの「三つの部分の文言(中略)の記載(各文言が一つでも記載されている場合を含む)が存在する」の趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十六年五月二十日に政府から与党協議会に提出した資料のうち、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」による同月十五日の報告書の中に、「日本国民は、(略)政府の

行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」との記載がある。

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年三月十六日

小西 洋之

参議院議長 山崎 正昭殿

日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問主意書

昭和三十三年の日米安全保障条約改定時における政府の集団的自衛権の行使に関する憲法解釈について示されたい。

二 昭和三十三年の日米安全保障条約改定の際に、同条約第三条において、北大西洋条約第三条の規定より異なり、「個別的に及び相互に協力して」、「それぞれの能力を」、「憲法上の規定に従うことを条件として」という文言を規定した理由について、それぞれ日本国憲法との関係の観点から示されたい。

なお、答弁に際しては、昭和三十三年三月十一日の衆議院日米安全保障条約等特別委員会での政府による説明及び、外務省ホームページ上の日米安全保障条約第三条に関する規定の解説のうち昨年五月一日以前の内容を十分に踏まえ、特に、集団的自衛権の行使と日本国憲法との関係を必ず含めて、具体的かつ網羅的に示されたい。

また、同様の理由について、他の諸条約のう

平成二十七年三月二十五日 参議院会議録第九号

質問主意書及び答弁書

ち、前記委員会審議において林政府委員が掲げている「米韓、米比あるいはSEATO、ANZUS」との比較についても、答弁されたい。

三 日米安全保障条約第三条において、前記二で示したような他の相互防衛条約においては、「インディビジュアル・オア・コレクティブ・キャパシティー」とされているのを、特に「キャパシティー」という文言とした理由について示されたい。その際、当時の集団的自衛権行使に関する憲法解釈との関係について、その関係性の有無を含め示されたい。

四 日米安全保障条約第五条について、「自国の憲法上の規定」という文言を用いた日本国憲法上の理由について示されたい。また、同条約第五条に関し、前記二に示した北大西洋条約などの諸条約との比較において、日本国憲法においては集団的自衛権行使が禁止されていることとの関係から異なる規定ぶり(文言)とした箇所を網羅的に示されたい。

平成二十七年三月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭殿

参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十五年条約第六号。以下「日米安保条約」という。)第三条は、日米両国

は、憲法上の規定に従うことを条件として、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持し発展させる旨を規定している。

同条の規定については、従前(国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について)(平成二十六年七月一日閣議決定)の決定前、政府としては、沿革的には、米国の上院で昭和二十三年に決議されたヴァンデンバーグ決議を背景とするものであり、北大西洋条約その他の防衛条約にも類似的の規定があること、同決議の趣旨は、米国が他国を防衛する義務を負う以上は、その相手国は、自らの防衛のために自助努力を行い、また、米国に対しても、防衛面で協力する意思を持った国でなければならないというものであること、ただし、我が国の場合には、「相互援助」といつても、集団的自衛権の行使を禁じている憲法の範囲内のものに限られることを明確にするために、「憲法上の規定に従うことを条件」としていうことを説明していたところである。

また、お尋ねの日米安保条約の改定に際して同条及び日米安保条約第五条の規定の文言を用いた理由に関する当時の考え方については、昭和三十五年六月八日の参議院日米安全保障条約等特別委員会において高橋通敏政府委員(外務省条約局長(当時))から、また、同年三月十一日の衆議院日米安全保障条約等特別委員会において林修三政府委員(法制局長官(当時))から、それぞれ答弁しているところである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局

電 話 03 (3587) 4294

定 価 本体 三五四円
本号一部 三三〇円